

動産・債権等の活用による資金調達手段
～ A B L (Asset Based Lending) ～
テキスト 金融実務編

平成 18 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

本テキスト(金融実務編)のご利用に当たって

A B Lとは企業の事業そのものに着目し、事業に基づくさまざまな資産の価値を見極めて行う貸出のことです。

本テキストは新しい資金調達手段であるA B Lの実務に関して、概要をひとつお知りご紹介し、金融機関等における実際の取り組みの一助としていただくために作成されたものです。

本テキストは、経済産業省の委託を請け、株式会社野村総合研究所が作成編集しています。内容については、経済産業省内の研究会である「A B L研究会」(座長:道垣内弘人東京大学法学部教授)より、助言を受けています。

特に、「第7章2節 担保権の行使」については、以下の方々に執筆いただきました。

坂井・三村法律事務所 坂井秀行弁護士
大島義孝弁護士
栗田口太郎弁護士

また、その他につきましては、特に以下の方々から執筆等のご協力をいただきました(肩書きは平成18年2月末現在)。

トールバグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 小野隆一氏
みずほ銀行 A・L・Cソリューション部
執行役員部長 中島弘一氏
商工中金 組織金融部・審査第一部担当部長兼法務室長
中村廉平氏
福岡銀行 法人営業部部長代理 企画グループ長
前島顕吾氏
双日株式会社 法務部部長 花井正志氏

内容については、作成編集者である株式会社野村総合研究所のA B L担当者までお問い合わせ下さい。

また、本テキストは、A B L実務の第一線の方々からの知見をいただきながら作成しておりますが、実際の融資実務に当たっては、各金融機関等の実情に即した取り扱いをご検討下さい。

【照会先】

株式会社野村総合研究所 金融コンサルティング部
(〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル)

A B L担当

グループマネージャー 広瀬 真人
(電話：03-5533-2551 電子メール：m-hirose@nri.co.jp)

上級コンサルタント 鶴谷 学
(電話：03-5533-2562 電子メール：m-tsurutani@nri.co.jp)

< 目 次 >

はじめに	1
第1章. A B L活用のメリット	6
1. 中小企業金融における位置付け	7
2. 金融機関からみたA B Lの意義	12
第2章. 案件の発掘	16
1. 活用メリットが大きい企業プロフィール	17
2. A B Lに適したモノ（動産）へのアプローチ	20
3. 大手金融機関の取り組み事例	23
4. 地域金融機関の取り組み事例	28
第3章. 担保の評価	31
1. 貸出基準額算定の流れ	32
2. 担保適格性の判断	34
3. 適格担保価値の算出	37
4. クレジット・ライン（貸出限度額）の算出	42
第4章. 対抗要件の具備（登記）	47
1. 動産譲渡担保と対抗要件の具備	48
2. 債権譲渡担保と対抗要件の具備	53
3. 事前確認	55
4. 登記申請手続きについて	58
5. 動産・債権の譲渡登記のポイント	59
第5章. 契約書の締結	65
1. 商工中金のモデル事業の考え方	66
2. 金銭消費貸借契約証書（A B L用）の特徴	67
3. 担保設定契約書（A B L用）の特徴	71
4. シンジケートローン特約書（A B L用）	76
第6章. 担保対象物件等の管理	79
1. 管理体制の構築	80
2. 担保物件の管理	84

3. コベナント管理	88
4. 登記確認	90
5. 資産査定	91
第7章. 処分・回収	93
1. 処分の決定	94
2. 担保権の行使	97
3. 処分に際しての実務的なポイント	108
【資料】動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	111
【追補】「第5章. 契約書の締結」に関する補足	

なお、本テキスト中、金融機関名の記述については、株式会社等の表記を省略させていただきます。

はじめに

A B L (Asset Based Lending ~ 資産に基づいた貸出 ~ の略) とは、「企業の事業そのものに着目し、事業に基づくさまざまな資産の価値を見極めて行う貸出」である。

本テキスト(金融実務編)では、主として金融機関の実務の観点から、A B Lのプロセスに沿って順に、実務内容をできるだけイメージできるようなかたちで解説していく。

図 1 本テキストの流れ¹



本論に入る前に、A B L 実務の全体像を概観する意味で、A B L 案件の一般的な進め方を見る。

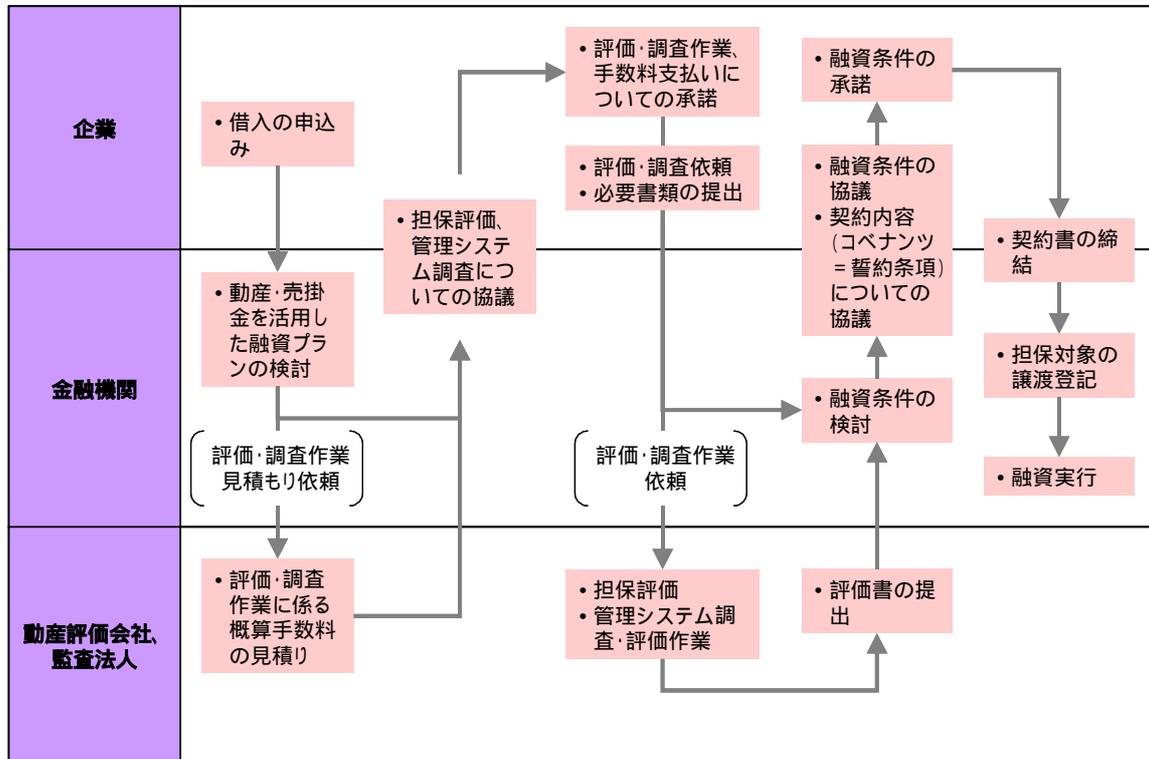
A B L の案件を具体的に進める場合、関係者としては、債務者企業、金融機関等に加えて、外部の評価会社や監査法人が関わる場合が多いことが特徴である。したがって関係者は大きく三者になる。

借入の申込みから融資実行までのフローは以下の図のようなイメージである。

¹ 実務の流れとしては、契約書の手続の後で登記等の対抗要件の具備に関する実務が行われるのが通例であるが、本テキストでは、概念の説明の関係から、対抗要件の具備の説明の後で契約の説明をする。

図 2

ABL 案件の関係者とプロセス



以下、各プロセスについて一般的なケースを想定して概要を解説する。

(1) 借入の申込

ABLなどの動産・債権担保融資の場合、不動産担保融資や無担保スコアリングローンとは異なり、スキームの検討をしてみないとメリットや実行可能性があるかどうか判断ができないため、企業の側からいきなり融資申込みを行うことは現時点では稀と思われる。

実際には金融機関の取引店舗窓口を通じて事前の相談（以下、事前協議）という形をとることが一般的であり、企業・金融機関双方とも取り掛かりやすいパターンであると思われる。

(2) 事前準備資料の確認

事前協議を行う場合、あらかじめ下記の資料・情報（事前準備資料）を企業に準備してもらおうと、打ち合わせがスムーズに進む。

< 事前準備資料のリスト >

- 会社の組織図
- 経理担当セクションの陣容
- 顧問税理士、会計士のサポート体制
- 経理管理システムの概要（使用会計ソフト名等）
- 財務データ（月次試算表等）の提出可否、電子ファイル／紙ベースの別
- 店舗の数、所在地、自社店舗／関連会社店舗の別
- 直近月の在庫の種類、残高（簿価ベース）
- 在庫の所有権（自社所有／所有権留保の別）
- 在庫の保管場所（倉庫等）の数、所在地、自社所有／賃借の別
- 在庫の管理方法（実地棚卸の実施回数・方法等）
- 在庫の特殊性の有無（特注品、カスタマイズ商品の有無）
- 売掛先の数、主要売掛先名、シェア、平均売掛サイト、平均的取引金額、回収実績（延滞、貸倒率等）
- 商品売買契約のエビデンスの有無・種類（契約書、注文書等）
- 売買契約上の債権譲渡禁止特約の有無
- 売掛金の管理体制・システムの概要

(3) 事前協議・審査

事前準備資料を基に、主に以下の点を調査・検討し、ABLとして取り組むことができる経理管理体制があるか、また担保としての適格性があるかどうかを判断する。

< 在庫に関する検討項目 >

- 在庫商製品の市場規模、傾向、環境、成長性
- 在庫商製品の主な販売先、販売価格の傾向
- 在庫商製品の希少性
- 在庫商製品評価時における実地調査の要否
- 在庫商製品の保存状態・管理体制が評価額に与える影響
- 在庫商製品の管理レベル、管理資料と実数の整合性
- 在庫商製品の概算評価額

< 売掛金に関する検討項目 >

- 売掛先の分散度
- 主要売掛先の信用力
- 売掛金の管理レベル
- 売掛金の希薄化度合い（買掛金との相殺可能性、返品、値引き等）

（４）担保評価

事前協議・審査によりABLの取り組みが可能と判断される場合は、次に、正式に担保評価の作業へと進む。

金融機関が評価専門会社に業務委託する場合は、この時点で正式に担保評価依頼を行う。企業側は担当セクション（経理課長等）が実査作業に帯同する必要がある。

評価専門会社に委託した場合、在庫商製品の場合は、担保実査作業に2日～1週間程度、評価書作成作業に3～4週間程度を要する。個別動産（機械等）の場合は、新品であれば1週間前後、中古の場合実査を含め2～3週間で全作業が完了する。

（５）融資正式決定

担保の評価額（評価会社の評価書）が出た段階で、正式に融資額等、融資条件が決定される。

（６）契約書の締結

上記（２）～（４）の作業と並行して、金融機関は企業側との「契約書」の検討・準備を行う。ABLで一般的に必要な契約書は以下のとおり。

< 契約書のリスト（例） >

- 譲渡担保設定契約書（集合動産用、個別動産用）
- 債権譲渡担保契約書（特定債権用、不特定債権用）
- 覚書（コベナンツ制定用）
- 金銭消費貸借契約書等、融資取引約定書
- 銀行取引約定書

（７）担保登記（占有改定以外の場合）

契約後、動産・債権について譲渡登記を行う。

(8) 融資実行

契約、譲渡登記完了後、融資が実行される。極度取引、個別融資等、個別案件ごとに融資条件が異なる。

(9) 担保資料提出

融資実行後、定期的に財務データ（在庫明細、売掛金明細、残高試算表等）の提出を受ける。

(10) コベナント管理

覚書等の契約書上でコベナント（誓約事項）を取り決めている場合、定期的にコベナントに抵触していないかどうかのチェックを行う。

(11) 担保評価替え

担保となる動産は相場変動等の事由により評価額が変動する。このため、最低でも 1 年に数回の評価替え作業が必要となる。評価替えは、実査については当初評価時とほぼ同じ作業が行われるが、評価額の算定（評価書の作成）自体は前回評価からの乖離・変動率を考慮し、比較的短期間に作業が完了する。企業側としては当初評価時と同じように担当セクションが実査作業に帯同する必要がある。

第1章. ABL活用のメリット

本章では、中小企業金融においてABLがどのように位置づけられるのか、将来展望などを交えて解説する。続いて、金融機関にとってABLに取り組む意義について整理する。

1. 中小企業金融における位置付け

ここでは、中小企業金融の課題に対して、ABLがどのような効果をもたらすと期待されるのかをみていく。

(1) 不動産担保融資の限界

我が国企業の資金調達構造が借入を中心とする負債に大きく依存する中で、とりわけ直接金融市場からの資金調達が困難な中堅・中小企業にとって、借入が資金調達手段の中で大きな役割を担う現実を踏まえれば、その借入が適時安定的に行われることが我が国の経済成長にとって非常に重要である。

これまでは、特に中堅・中小企業が資金を調達する場合、保有する不動産や経営者の個人保証による信用補完が適時安定的な資金調達を可能としていたが、こうした旧来型の融資手法は、マクロ経済の持続的な高成長という前提が崩れると機能しにくくなるという根本的な問題も抱えていた。

90年代にはバブル崩壊でこの弱点が露呈した結果、長期にわたる金融機関の資金供給機能の低下を招き、不良債権問題の深刻化と景気低迷の長期化をもたらした。そして、90年代後半には金融システム不安といわゆる「貸し渋り」と評されるような中小企業金融の滞りが発生するとともに、企業倒産が増加した。

その後平成14年の金融再生プログラム等の実行により不良債権問題が正常化してきたものの、中堅・中小企業の資金調達に関する根本的な問題はいまだ解決されていない。不動産価格の上昇が必ずしも約束されていない時代へと進む中で、成長できる企業のために十分な資金を如何に確保するかは依然として大きな課題である。むしろ、経済環境が好転し真に力のある企業が積極的な姿勢に転じつつある今こそ、不動産担保や保証に過度に依存した旧来型の融資手法からの脱却を図ることの重要性は、一層高まっているともいえる。

一方、この問題をローン市場構造の問題点という視点でとらえると、本来ならば低リスクから高リスクまで、リスクに応じて十分な資金供給が行われるのが効率的な市場であるが、我が国では大まかにいえば、低リスクで不動産がある場合の低金利融資と、高リスクであるか、または担保に供する不動産を持たない場合の高金利融資の二極化状態にあるとの指摘もある²。

² 昨今いわゆるスコアリングによる無担保ローンが広まってきたが、これは金融機関側の与信分散効果を前提にした商品であるため、個社の成長可能性にかかわらず1社あたりで調達可能な金額は限られる。

(2) 在庫や売掛金の担保への活用

中堅・中小企業の資産のうち、土地や有価証券は担保に供することを通じて、受取手形は手形割引を通じて、また、機械設備等はリース等を通じて、それぞれ資金調達に利用されている。

一方、中小企業全体のバランスシート構成の中で約 16.5%を占める売掛債権 64 兆円、及び約 10.6%を占める在庫 41 兆円については、土地の 84 兆円にも匹敵する資産規模があり、土地等の固定資産を十分に所有せず成長段階にある中堅・中小企業においても一般に所有している資産であるにもかかわらず、金融機関の貸出金にかかる担保の設定状況を見ると、資金調達には有効に利用されていない³。担保設定として大きな比重を占めるのは、依然として不動産担保や保証であり、両者をあわせると貸出金全体の 58%を占めている。

不動産担保への依存度が大きすぎると、担保不動産の価値が、特に中堅・中小企業の資金調達力を制約することになる。もはやマクロでの高度成長が望めない時代では、成長力に秀でた中堅・中小企業が少しでも多く活躍することが期待されるが、いくら成長力が高くても、その企業が保有する不動産価値はあくまでもマクロ経済の成長期待を反映するため、不動産担保に依存しては、とりわけ成長企業の資金調達ニーズが充足されないことになってしまう。

一方、不動産担保同様大きな割合を占めている保証については、特に中堅・中小企業においては、借入による資金調達に際し、経営者個人やその家族、友人等の第三者を保証人とするのが依然として広く行われている。このような個人保証は、その保全力が個人の財産に依存しているだけに、そもそも担保力としては大きな金額は望めないものである。個人保証は、むしろ、情報の非対称性が大きい中小企業金融において、経営者から一定のコミットメントを引き出すために用いられてきたという側面もある。加えて、バブル崩壊時、企業の倒産時に経営者個人や第三者の保証人までが破産に追い込まれるケースが散見されたことをうけ、民法改正⁴も行われ、個人根保証のあり方が見直されつつある。

このように、旧来型の融資手法では、特に成長企業の資金調達をサポートすることの限界が強まっている。それゆえ、中堅・中小企業の有する動産・債権等の資産の活用や事業が生み出すキャッシュフロー、さらには、事業の将来性に基づいた資金調達手法を中心とした、融資手法の多様化が課題となっている

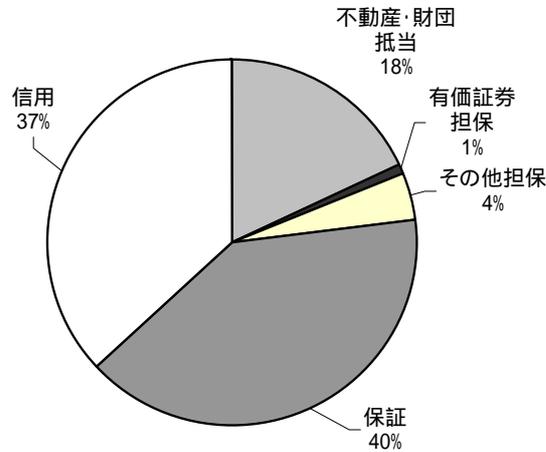
⁵。

³ 在庫や売掛債権を含む「その他担保」は貸出金の 4%にとどまっている。

⁴ 「民法の一部を改正する法律（包括根保証の禁止）」平成 16 年 11 月成立、平成 17 年 4 月施行等

⁵ 昨今広がりを見せているスコアリング型の無担保ローン商品は、確率的な与信分散を前提とした商品であるため、通常一律に 1 社あたりの限度額が設定されており、成長企業にとって必要な資金量の確保は困難な場合がある。

図表 1.1 金融機関の貸出金の担保内訳（平成16年度末）



（出所）日本銀行「量的金融指標」

図表 1.2 企業のバランスシート構成

	全企業	中小企業
現金預金	129兆円	75兆円
受取手形	32兆円	15兆円
売掛債権	175兆円	64兆円
在庫	96兆円	41兆円
有価証券	11兆円	4兆円
土地	165兆円	84兆円
その他建物機械設備等	276兆円	104兆円
合計	884兆円	387兆円

（出所）平成15年度法人企業統計

(3) ABLの有効性

成長段階の中堅・中小企業については、ABLは、事業収益資産に着目し、これを評価・管理し、必要に応じて、その大きさに応じた与信枠を設定する手法であるため、景気変動による不良債権の発生度合い等に左右される金融機関全体の融資スタンスや不動産価値の変動の影響を受ける度合いが小さい⁶。むしろ、仮に不動産価値が上昇しなくても、個社の事業規模や収益性に依りて、成長のために必要な資金量の確保を含めて、適時・安定的な資金調達を可能にするというメリットがある。

また、成長段階の中堅・中小企業への融資においては、借り手の企業が事業内容等を適切に開示し、貸し手の金融機関が事業内容、成長性等を十分に把握するというプロセスを通じて、貸し手、借り手が相互理解を深めることが重要と考えられる。この点、動産・債権を担保とした融資においては、借り手の企業からの動産・債権の推移についての適時の開示が必要とされ、当該開示を受けて金融機関側も、借り手の企業の事業自体のモニタリングを行うことが可能となることから、貸し手、借り手相互の理解が深まることを通じて、円滑な資金供給に資するというメリットもあるのではないかと考えられる。

(4) ABL普及の可能性

米国においては、事業自体の収益性などに着目した融資等手法の多様化が進んでおり、関連法制の整備⁷もあり、ABLが非常に普及している。平成16年末時点で、米国のABL残高は3,621億ドルで、米企業(非金融の事業部門)の総借入残高1兆9,436億ドルに対する比率は約19%である。

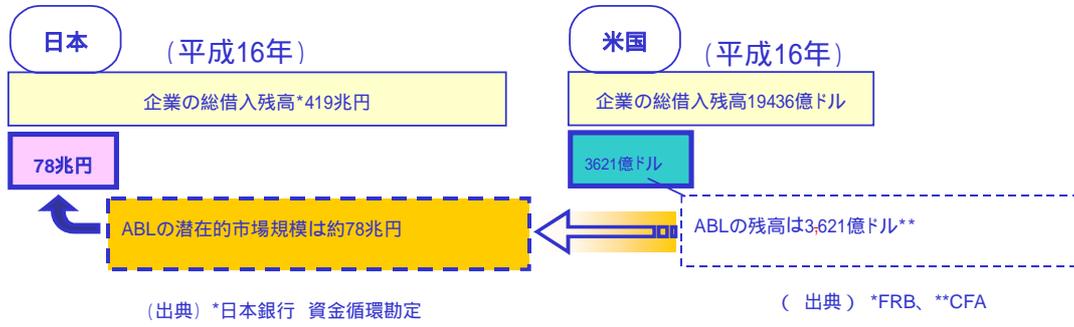
我が国においても、不動産価格の上昇を前提とみなせなくなるという経済構造変化の中で、金融側にとっても企業側にとっても新たな金融手法としてABLへのシフトが期待されている。仮に今後米国と同等の水準まで普及すると試算すれば、我が国におけるABLの潜在的市場規模はおよそ78兆円と推定される⁸。

⁶ 米国では、特に地域金融機関の場合、C & I (Commercial & Industry) 貸付ビジネスが低調になる景気後退期にABLの活用が増加する傾向があるとの指摘がある。“Regional banks tend to come and go in asset-based lending, depending on the state of the economy. Their participation, especially in the middle market, usually increases when there is a slowdown in commercial loan growth, but they usually leave the field when loan growth comes back.” (American Banker, August 2, 2004)

⁷ UCC (米国統一商法典) チャプター9において動産担保取引についての規定がある。

⁸ 日本の非金融法人企業の総借入残高419兆円に19%を掛けてABLの潜在的な市場規模を算出。日本の総借入残高は、日銀「資金循環勘定」の非金融法人企業の民間金融機関貸出 + 公的金融機関貸出 + 非金融部門貸出 + 割賦債券 + 現先・債券貸借取引、により算出。

図表 1.3 市場推計



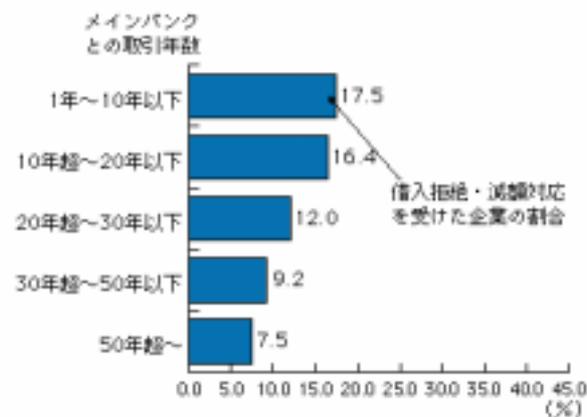
2. 金融機関からみた A B L の意義

金融機関にとってリレーションシップ・バンキングの推進や信用リスク管理の観点から A B L の取り組みのメリットを解説する。

(1) A B L 活用の意義

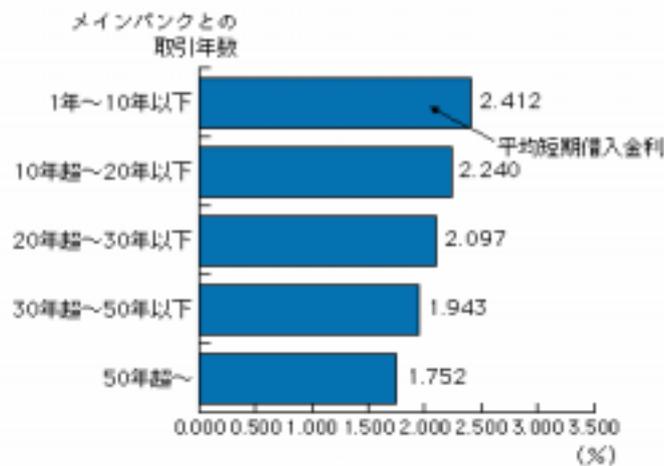
貸出企業に対するアンケート（平成 14 年版の中小企業白書）で、借入を断られた経験の有無及び借入金利水準の高低と、メインバンクとの取引との関係を見ると、取引年数が長く、取引金融機関数が少ないほど、借入を断られる可能性は低く、金利は低い傾向が見られる。取引関係が長いことは、その企業を「よく知る」こと、リレーションシップの強さを通じて、資金調達のパイプがより強いことを示唆している。

図表 1.4 メインバンクとの取引年数別 借入拒絶・減額対応割合



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」（2001年12月）
（注）第2-4-7回に同じ。

図表 1.5 | メインバンクとの取引年数別 平均短期借入金利



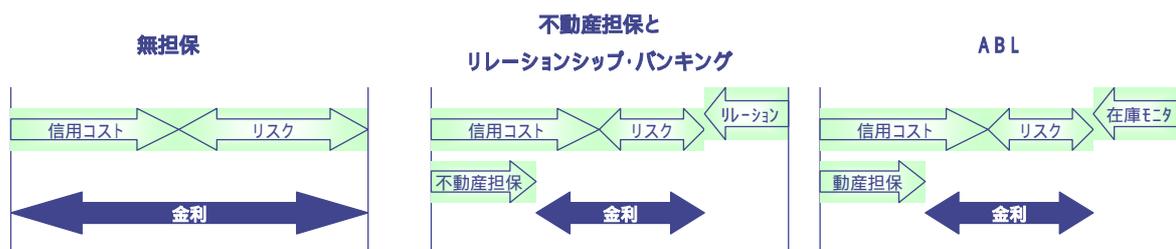
資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」（2001年12月）
 (注) 第2-4-3図に同じ。

(出所) 平成14年版中小企業白書

概念上ローンの金利は、無担保の場合、「信用コスト（倒産確率に依存）+リスク（不確実性）の対価」によって決まる。仮に無担保であっても、リレーションシップ・バンキングの場合には、継続的な情報共有によってリスクが緩和され、その結果ローン金利が低く設定される余地がある。また、不動産担保によりデフォルト時損失額を抑制する場合も、同様であろう。

ここでABLの場合について考えてみると、在庫・売掛債権のモニタリングによるリスク緩和効果と、動産担保設定によるデフォルト時損失額抑制効果の両方を通じて、ローン金利を抑制する効果が想定される。特に、急成長や事業転換、新規事業展開の局面にある企業では、リスクが大きいために金利が高く設定されたり、必要な資金量が確保できないでいる場合が考えられ、この場合、ABLの活用による金利抑制効果やボリューム拡大効果から、ABLを活用しない場合と比べて、融資対象が広がることは、金融機関にとっての意義といえよう。

図表 1.6 | ローン金利とリスクの関係



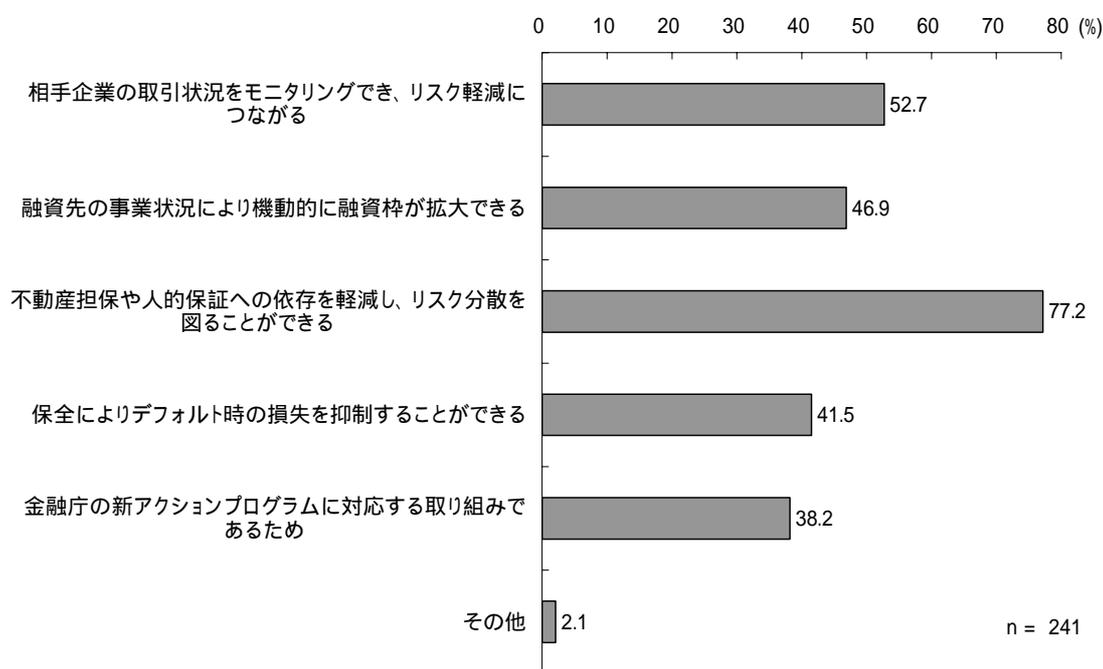
次項以下で、動産担保設定の効果とモニタリングの効果について、金融機関アンケートにおける回答も参照しながら、金融機関の見方を紹介する。

(2) 動産等の担保化により貸倒リスクを分散・軽減

動産を担保に取ることにより、貸倒時の損失を抑制することができる。ただし、必ずしも動産担保化自体の推進強化を狙うものであってはならない。借り手のニーズおよび保有資産状況に合わせて推進すべきであることはいうまでもない。

企業側には不動産担保や代表者保証に依存しないで調達を増やしたい、というニーズがある。動産を担保に取ること、企業ニーズに対応しつつ貸倒リスクを分散・軽減し、融資を増加できる点が大ききなメリットである。アンケートでは、ABLの実施意向を示した金融機関の8割近くが「不動産担保や人的保証への依存を軽減し、リスク分散を図ることができる」ことを理由としてあげている。

図表 1.7 金融機関アンケート（ABL実施意向理由）



(3) モニタリングにより借り手のリスク(不確実性)を緩和

在庫やキャッシュフローの継続的なモニタリングにより、借り手の状態を常に把握することで途上与信管理機能を強化し、融資拡大(または融資金利抑制)を図ることができる。一般にリレーションシップ・バンキングでは、相手企業と定常的な付き合いを続けることにより相手を理解する。その結果、事業内容をよく知ることでリスク(不確実性)を緩和できれば融資額を拡大したり、または融資金利を低く抑えたりすることが可能になる。それと同様の効果をABLでも狙うことができる⁹。

アンケートでは、ABLの実施意向を示した金融機関の5割以上が「相手企業の取引状況をモニタリングでき、リスク軽減につながる」ことを理由としてあげている。

ただし現状においては、モニタリングおよびそこで得た情報の活用に関して、金融機関側のノウハウが十分に確立されていない。したがって、当初は試行錯誤をしながら、徐々にノウハウを確立していく必要がある。

⁹ ABLは契約やルールに基づいて情報の交換をするため、これまでの暗黙的なリレーションシップ・バンキングを高度化、効率化させる効果があるとみられる。

第2章. 案件の発掘

本章では、案件発掘の段階として、まず、企業側のニーズの観点から、活用メリットが大きい企業のプロファイルについて触れる。次に、ABLに適したモノ（動産）に着目する。最後に、大手銀行と地域金融機関における取り組みの考え方や方法を一例として紹介する。



1. 活用メリットが大きい企業プロファイル

ABLは、主に企業が不動産以外の動産（在庫や機械設備等）・債権（売掛金等）などの流動性の高い資産を担保として借入れを行うものである。これにより、企業は、無担保で借入を行うのに比べて、より好条件を引き出せる可能性がある。

しかし、従来の借入方法でも、十分な資金が確保できているという企業もあるであろう。ABLは、後述するように、契約・登記の事務や、担保の対象となる在庫等の動産の管理など、多少なりとも事務負担を伴うので、それらの手間を勘案してもそれを上回るようなメリットが期待できるような場面で活用を提案することが肝要であろう。

ABL活用のメリットをふまえて、実際に案件の提案をする場合、どのような事業の特徴があればABLに適しているかについて、典型的なパターンを解説する。

（1）流動資産に対する資金調達ニーズが大きいパターン

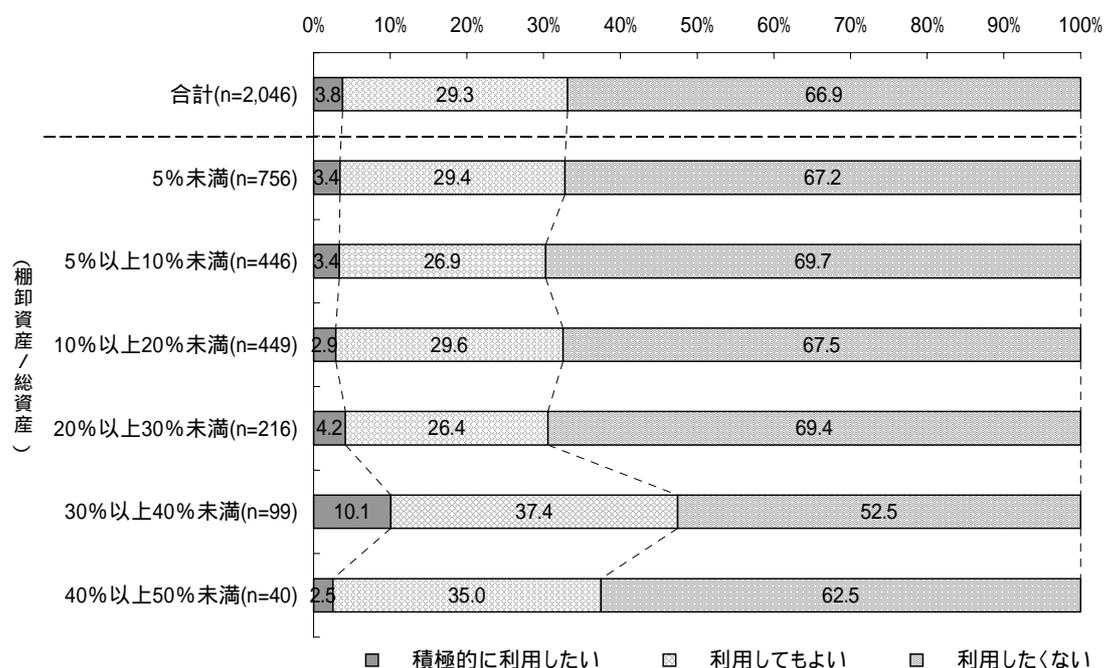
第一には、対象となる流動資産の規模が相対的に大きいこと、さらに、その流動資産をファイナンスするための調達ニーズもそれなりに大きいことが考えられる¹⁰。一般企業のアンケート結果によれば、棚卸資産の総資産に対する比率が高い企業ほど、ABLの利用意向が高いという結果が出た。

この場合の例として、事業拡大期にあるなど、急成長をする（したい）局面にある場合があてはまる。例えば、商圈を地場中心の営業展開から広域へと拡大する場合や、新商品やサービスを投入して事業の範囲を拡大し、さらに成長率が高い場合である。

また、売上の季節変動が大きい場合や、仕入れと販売との間でのタイムラグや支払い条件（サイト）の乖離などの要因から、在庫や売掛金などを多く保有するといった場合も想定される。例えば、海産物の豊漁・不漁など、年によって仕入れが不安定である一方で、取引先からは安定的な供給を求められているような状況が考えられる。また中古車販売なども、好条件で仕入れることと同時に顧客に対しては幅広い品揃えを提供することが求められる場合が一般的なので、在庫を資金調達に活用することは有効であると思われる。

¹⁰ 例えば、在庫や売掛金のサイトが長く、そのような流動資産の金額が売上に比べて大きくても、仕入サイトのサイトが長く、かつ、それらのサイトや売上が安定的に推移する場合には、運転資金調達ニーズは小さいという場合が考えられ、この場合のABL活用メリットは小さいかもしれない。

図表 2.1 一般企業アンケート結果（A B L 利用意向 棚卸資産比率別）



（2）機械設備等の保有規模が大きいパターン

第二には、生産設備やレンタルなどの目的で使用する機械設備や器具の保有規模が大きい場合である。この場合の例として、例えば、工作機械など、高価でかつ耐用年数が高い機械設備を使用している状況が考えられる。

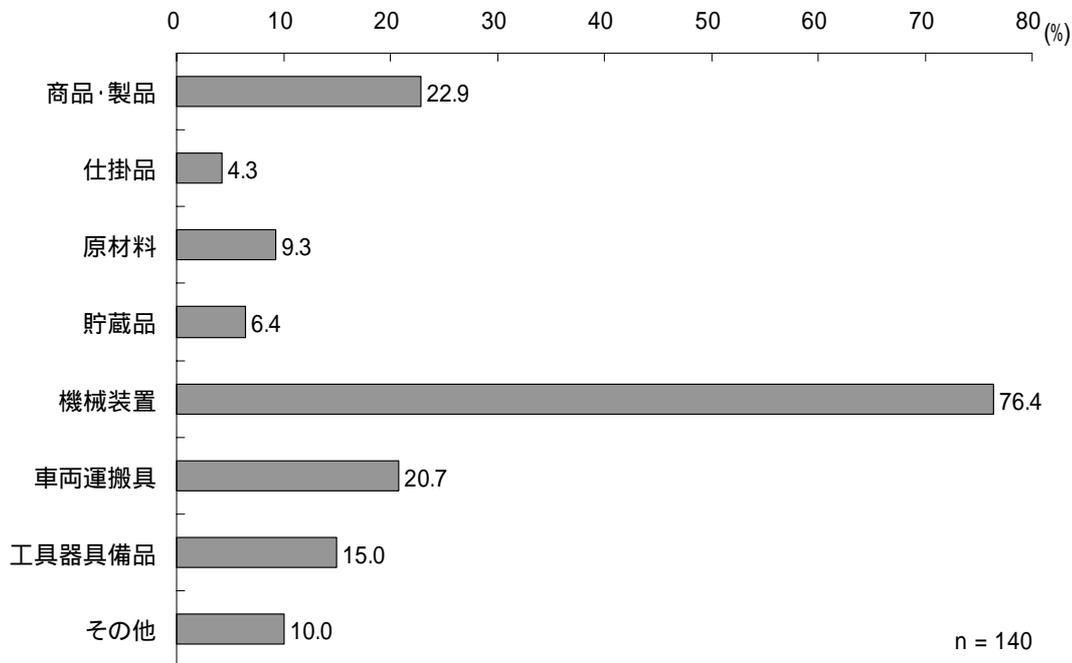
償却が済んだ機械などの簿外資産についても活用が可能な場合がある。例えば工作機械（マザーマシン）の例では、償却後年数が経過していても稼働さえしていれば、良好な状態を保っている場合が少なくなく、評価が十分可能な場合がある。A B L 研究会メンバーの指摘した実例として、工作機械 70 台について外部評価機関を使って評価したところ、1/3 については評価額が得られ、しかもそのうち数台は 25 年使用していても、1 千万～2 千万円の評価額があった。こうしたケースは、特に、金融機関と協力して事業再生に取り組むような場合には極めて有力な手法となる。

また、レンタルで建設機械や介護用品などを取り扱っているケースでは、事業の成長にともなって、これらの設備や什器の調達相当程度先行する。経済産業省が認定した A B L 推進のモデル事業の一つに、介護用品レンタルの事例があるが、こうしたレンタル業の場合、今後物件管理に I C タグを活用するケースが増えてくると予想される。このように高度かつ効率的な管理体制を構築していると、A B L に関しても管理コストの抑制や評価精度向上による資金枠のアップなどの効果が想定され、本業の在庫管理体制を A B L に活用すること



で、在庫管理の副次的効果が期待することができる。

図表 2.2 金融機関アンケート結果（過去担保取得した経験のある動産）



（3）業況が一時的に悪化したパターン

第三に、財務諸表上の計数（売上や利益率など）が何らかの理由により悪化し、この結果一時的にせよ通常の金融機関融資の枠がきつくなるということが起こり得るが、このような場合もABLの活用が有効な場合がある。

例えば、前年度、仕入れ価格の急変などによって決算が赤字になったような場合、赤字の理由が一時的であり今年度以降の見通しは問題がなかったとしても、複数の取引金融機関に対して決算説明を行い、理解を得るには時間がかかる場合もある。また、主要取引先や主要商品の変動などによって、在庫や売掛金の回転期間が長期化するような場合も同様である。これらの場合、事前にABLによる資金調達の枠とモニタリングに関する取決めを講じてあれば、事業の状況変化に対して比較的柔軟に資金調達をできる場合がある。

2. ABLに適したモノ（動産）へのアプローチ

ここではABLに適した動産について処分性、評価価値、担保管理の面から評価して提示することとする。

（1）動産の実態整理

まず、動産のABLへの適性に関する検討の入り口として、動産そのものの実態について整理してみたい。

動産の分類と特性

動産には、個別動産と集合動産という一般的な区分が存在する¹¹。前者は耐久財が中心であり、工場などにある機械類、器具などが対象となるのに対し、後者は消費財や原材料等が中心で、店舗や倉庫などにある在庫品などが代表的なものである。機械などを一台ごと個体として認識する個別動産に対して、集合動産は、倉庫など特定の場所に所在する製品・商品全体を、一個の集合物として把握する概念であると理解される。さらに、集合動産の中には、鉄・非鉄などの「原材料」に代表される、取引市場と相場が存在するものと、しないものに分けられる。

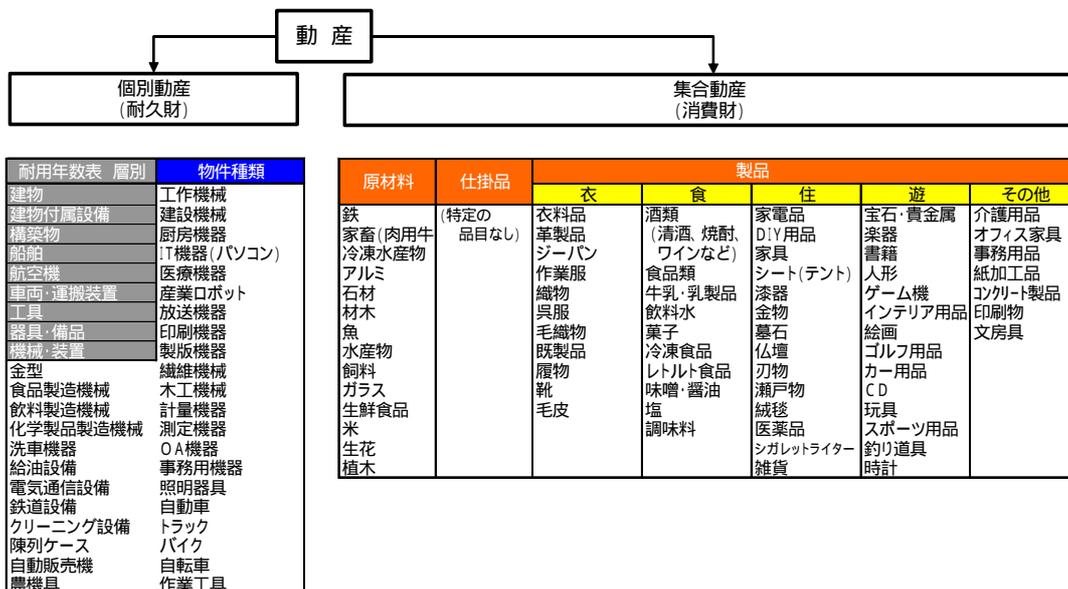
このように、動産と一口に言っても、その特性（担保取得の面も含め）から個別動産と集合動産に分けられ、それぞれに分類される様々な種類の物件が存在する。その全てをここで網羅することはできないが、テキストの趣旨に照らして、融資の担保として考え得るモノ（動産）を抽出し、図のように分類した。

左サイドは個別動産で、機械類を中心に担保活用の可能性がありそうな物件を抽出した。また、参考までに、税務上、活用される耐用年数表の層別にある物件区分を示した。右サイドは集合動産で、製造過程により、原材料、仕掛品、製品（あるいは商品）と大きく分類した上で、製品については物件種類も多いので、使用目的により、衣、食、住、遊（レジャーや趣味など）、その他、の五つに区分した。

¹¹ 動産を担保取得する場合、通常、譲渡担保が利用されるが、その場合も上述の区分を反映して二つの態様が存在する。ひとつは特定の動産（個別動産）を個別に譲渡担保の目的とする場合である。もう一つは在庫商品など包括的に譲渡担保の目的とする場合で、集合動産譲渡担保と呼ばれている。



図表 2.3 動産の区分と物件種類



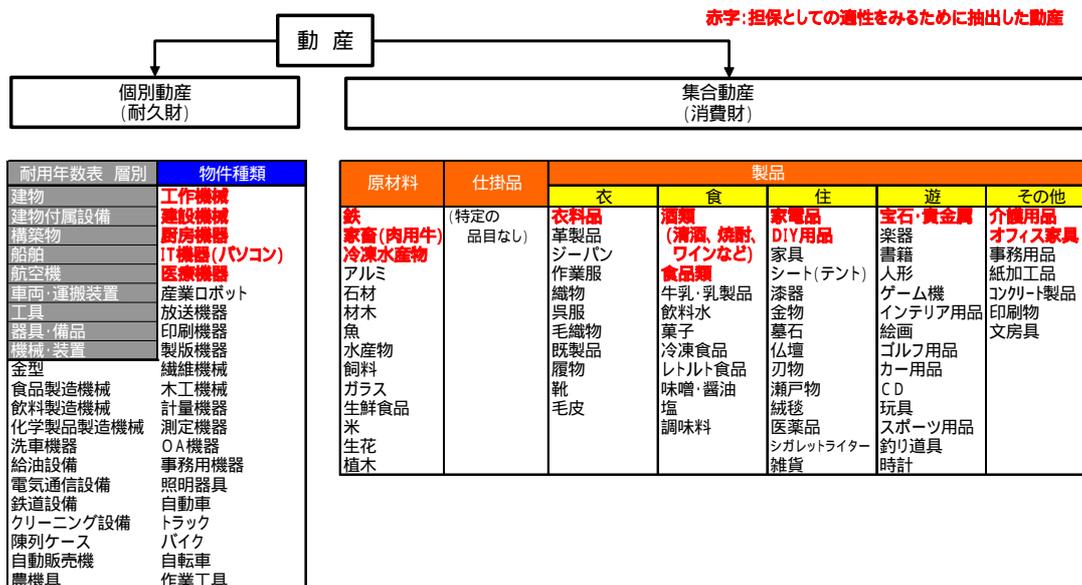
(2) ABLの担保に適した動産

次に、代表的な動産を抽出し、それぞれについて処分性・評価価値・担保管理の観点から検証を行った上で、担保に適する動産とは何かということについて検討する。以下の検討結果は、実際の動産担保融資の実績に基づくものではないが、金融機関の今後の取り組みにおいて参考になるものと思われる。

適性をみる動産の抽出

ここまでで行った動産の分類にしたがって、各動産項目にかかるヒアリングを中古売買業者など動産処分の専門家に対して実施し、代表的な動産 16 種類を抽出した。

図表 2.4 適性を判断する動産の抽出結果



適性の判定～処分性・評価価値・担保管理の観点から

当該動産について、ヒアリング結果などを踏まえ、処分性・評価価値・担保管理の観点から点数化し、担保としての適性について順位付けした。

また、本表の合計点数に基づいて、上位5種をAランク、続く4種をBランク、それに続く3種をCランク、残りの4種をDランクとし、わかりやすくまとめた。

なお、評点の方法は、当該3項目について、それぞれ最高5点、標準3点、最低1点の3段階で点数を付与し、3項目の得点を掛け合わせて合計点を算出した。

図表 2.5 適性をみる動産のランク分け結果

	処分性	評価価値	担保管理	合計点 ($\frac{x}{x}$)	順位	ランキング
工作機械	5	5	3	75	1	A
医療機器	3	3	5	45	2	A
鉄(スクラップ)	5	3	3	45	2	A
冷凍水産物	3	3	5	45	2	A
酒類	3	3	5	45	2	A
IT機器(パソコン)	3	3	3	27	6	B
家電品	3	3	3	27	6	B
介護用品	3	3	3	27	6	B
建設機械	5	5	1	25	9	B
厨房機器	3	1	3	9	10	C
衣料品	3	1	3	9	10	C
宝石・貴金属	3	3	1	9	10	C
家畜(肉用牛)	1	3	1	3	13	D
食品類	1	1	3	3	13	D
DIY用品	1	1	3	3	13	D
オフィス家具	1	1	3	3	13	D



3. 大手金融機関の取り組み事例

ABLの取り組み事例により、案件・顧客の発掘の考え方や方法について紹介する。まず、みずほ銀行の事例から、動産の適性を吟味してアプローチするケースを見ていく。

(1) 案件のアプローチ例

みずほ銀行における取り組みの第一の特徴は、ABLとしてのモノ（動産）の適性を徹底して吟味する点である。これまでに100を超えるモノ（動産）について、様々な角度（流通性など）から、ABLに適した物件かそうでないかを検討するという研究を行ってきた。第二の特徴は、取引先からみて、ABLを使うことによって、どの程度のメリットがあるか、具体的には「限界的な資金調達力」がアップするかという視点で検討することである。

在庫負担が大きく、在庫管理が徹底されているケース

みずほ銀行での事例を二つ紹介する。第一は、工作機械のドリルの先端など切削工具を販売するA社の事例である。A社では、取引先から「刃が折れてしまった」と言われたときには、ただちに対応できる体制を構築しておく必要があった。そのため、大半が輸入品であることもあり、非常に多種多様かつ大量の在庫を必要としており、在庫の負担が非常に大きかった。一方で、不動産等の担保提供可能資産が非常に少なく、新規資金調達には限界があった。

A社の社長から、欧米のような在庫を活用した資金調達ができないかという相談があり検討したところ、製品は世界的にトップレベルのものであり価値が高い、実地調査の結果、非常に高いレベルで管理体制が整備されており、多品種にもかかわらずしっかりした在庫管理がなされている、ということが判明し、同行では、ABLによる新規融資が可能という判断に至った。

大型で持ち出しにくいケース

第二の事例は、高級ピアノを扱うB社の事例である。同社のピアノは、非常に在庫期間が長く、かつ価格の高い製品である。また、B社では、1台1台が手づくりであり気候や湿度によっても音が違うことから、顧客には必ず2台~3台を吟味してからの購入をすすめるという方針をとっており、相当数の在庫を準備しておく必要があった。

B社からの相談をうけて検討したところ、当該製品はブランドが確立されている高級品であり、相当の評価額が期待できること、十分な管理・保管が

されており、盗難等の可能性が低い、ことなどが判明し、A B Lとしての取り組みが可能との判断に至った。

(2) A B L活用判断のポイント

みずほ銀行は、A B L活用のチェックポイントとして、以下の4点を指摘している。

まず、第一は、担保物件の条件である。担保の対象として適切ではない条件として、在庫については、長期滞留在庫や減耗部分、取引先の管理が及ばない物件、資材・包装品・道具・機材等、販売先から前受金・預かり金を受け取っている場合（この場合には売掛回収金があるままの金額で回収されるとは限らない）を挙げている。また売掛金については、譲渡禁止特約があるもの、長期延滞債権や信用上不適格な売掛金、委託販売等法的に売買が未成立なもの、海外宛・外国通貨建ての売掛金、を挙げている。

図表 2.6 みずほ銀行でのA B Lの検討ポイント（例）



検討ポイント

- 対象とする担保の主要条件**
 - 在庫（以下のものは対象外）
 - ✓ 長期滞留在庫、減耗部分
 - ✓ お客様の管理が及ばないもの
 - ✓ 資材、包装品、道具、機材等
 - ✓ 販売先様からの前受金、預り金相当額
 - 売掛金（以下のものは対象外）
 - ✓ 譲渡禁止特約があるもの
 - ✓ 長期延滞債権、信用上不適格な売掛金
 - ✓ 委託販売等、法的な売買が未成立なもの
 - ✓ 海外宛、外国通貨建ての売掛金
- フィールドエクザミネーションの実施、モニタリング**
- アドバンスレートの算出**
 - 在庫
 - FMV: 公正市場価格
 - OLV: 静態的処分価格
 - FLV: 強制処分価格、投売価格
 - 売掛金 債権流動化の手法を利用
- 担保としてのリスク**

（出所）みずほ銀行

第二は、「フィールドエクザミネーション」（担保実査）である。倉庫に行くなどして実際に在庫を確認することをいうが、これに関しては、評価しやすいもの、あるいは流通性の高いもの、換価処分性の高いもの（外部評価会社の活用を含めて）、という観点から、相当程度厳密に評価をしたうえで、A B Lとし



で適切かどうかを判断している。

第三は、「アドバンス・レート」(担保掛目)である。みずほ銀行では、外部評価会社(トゥルーバアプレーザルサービスズ株式会社)と連携し、「FMV」(Fair Market Value、通常の公正市場価格)、「OLV」(Orderly Liquidation Value、貸出先の破綻を前提に、ある程度時間的な余裕をもって静態的に処分したときの換価処分価格)、「FLV」(Forced Liquidation Value、または Distress Value、いわゆるバツタ価格)はどの程度の金額になるか、といった三つの形態で評価をしている。

第四は、担保としてのリスクである。例えば不動産であれば動かしようがないし、有価証券であれば金庫に入れておけば安全、預金担保も安全であるが、動産はどこに存在するかわからず、どこへ移動するかもわからない。しかも事業に使用しているので銀行で管理保有するわけにはいかず、在庫は顧客管理に依存することになる。そうしたなかで、どうやったら必要に応じた権利の確保ができるか、その方法を確保することが最大の難問である。

(3) ABLに活用すると有効なモノ(動産)は何か?

みずほ銀行では、100件を超える対象物に関して、ABLとしての適性について研究し、その蓄積のうえで、ABLを展開している。その研究成果の中から、いくつか代表的なモノ(動産)について紹介する。

自動車

自動車は、オークション等のセカンダリー・マーケットがあり、価格の公正さと透明性が非常に高い商品であり、評価・処分の観点からはABLに活用しやすい。なお、車両登録を行っている自動車は、自動車抵当法にもとづく抵当権設定や、所有権をオートリース会社等に管理してもらうこと等の手当てが必要となる。

鉄・非鉄・貴金属地金

具体的には、コイル状の薄板(自動車用の薄板)、厚板(造船用)、再生アルミ、銅、金・銀・白金等のインゴット等などがあげられる。これらは、商品取引所に上場しているものや、市況があるもの等、価格の透明性が高い。また、鉄・非鉄等は、重量もあり安易な盗難等の懸念は少ないが、貴金属等高価なものになると盗難等への対応が重要となる。

天然素材

具体例としては、羊毛、繭、羽毛などの原材料。商流の上流に位置する品物は押しなべて処分がしやすく、かつ、保管状況がよければある程度の期間は品質劣化が少ない。

ブランド品

ブランド物の時計、バッグ、アパレルなどのブランド品（流行や品質劣化に左右されにくいもの）についても、ディスカウントショップなどの販売力を背景にして、ある程度のセカンダリー市場が成り立っている。

冷凍水産物

具体的にはマグロ、海老の冷凍、辛子明太子の原料となるスケコ、すり身原料など。これらは卸売市場等もあり市場性が高い。また、冷凍倉庫（マグロなどは極低温下での保管が必要）などで保管するため、盗難等の危険性は低いものの、温度管理等保管状況が重要となる。

穀類

穀類も同様、商品取引所で取引されているものもあり、マーケットでの流通性が高い。

以上の例からA B Lに適性の高いモノ（動産）の判断基準としては、以下のようになろう。

A B Lを取り組みやすいモノ（動産）としての適性は、評価、管理、換価処分の容易さにある。具体的には、評価に関しては「価格の透明性がある」「標準化されている」などの特徴があると適性が高い。また管理に関しては、「保管しやすい」「容易に持ち出しにくい」といった特徴が、そして換価処分に関しては「市場、中古市場がある」という特徴があると適性が高い¹²。

一般に、上流のモノ（動産）ほど、これらの特徴を備えている場合が多い。ただ、同じ上流でも、例えば繊維については、染色済みだと流行などに左右されるので染色前のものの方が適性が高いなど、微妙な違いが出る場合がある。一方、下流の商品（リテール）になると、すべての特徴を満たすことは難しいが、いずれかの特徴を有していればA B Lに活用される場面も少なくないようである。

¹² A B L案件とするためには、在庫データ等のレポーティングができる適正な在庫管理体制も必要である。



図表 2.7 動産のABLへの適性

評価の基準		上流			下流（リテール）	
ABLのプロセス	モノ（動産）の適性	天然素材	冷凍水産物	穀類	自動車	ブランド品
評価	価格の透明性がある		-			-
	標準化されている					-
管理	倉庫で保管しやすい				-	
	持ち出しにくい	-		-	-	-
換価処分	市場、中古市場がある					

なお、ABL案件として取り組めるかどうかの適性は、モノ（動産）としての適性に加え、モノ（動産）の管理体制に関する適性も重要である。具体的には、以下のような場合に適性が高い。

< 管理体制に関するチェックポイント >

- 商品の特性上在庫管理が徹底されている。
- 第三者倉庫が利用されている。
- ICタグの活用等によりタイムリーな在庫把握が行われている。

4. 地域金融機関の取り組み事例

地域金融機関の場合は、あくまでも顧客との取引関係の中で出てくるニーズが出発点である。福岡銀行では、顧客のニーズから出発して案件ベースで検討する。手作りでやってみて、メリットがあれば横展開する。商品開発とは何かを問い直した結果、このような考え方を徹底している。したがって、A B Lの推進という施策や目標を設定するわけではない。

(1) アプローチの考え方

商流をつかむことが重要

まず企業から、売掛・買掛のサイトや単価、値引き、焦げ付きの処理などについてよく聞くことが重要である。例えば、そうした会話を通じて、単価を落とすために多めに仕入れるというようなことがわかることもある。この場合は在庫が多めに滞留してしまうこと、その在庫資金調達が事業の課題となっているので、その在庫をうまく活用できないか、という話になる。このように、入り口としては、まず商流について理解し、悩みを共有することが出発点である。A B Lは、その結果として明らかになる経営課題に対する資金調達面からの解決手法の一つであって、何かの目的ではないと考えている。

例えば、単価を下げて事業の競争力を確保したいという企業の課題があり、取引の規模を拡大して仕入価格を下げるのが一つの対応策であるものの、保有在庫の規模拡大に対応して資金調達を増やすことが困難であったとすると、A B Lを活用することによって、増加運転資金を提供しやすくなる場合がある。企業の側から見れば、商売の拡大・発展のためには在庫を多めに保有しなければならないが、それが十分にできていないというケースは少なくないであろう。

モデル事業で取り上げられた株式会社西昆（海産物卸）のケースでは、豊作不作の繁閑を在庫機能でならずことで、納入先のニーズにはじめてこたえられるというケースで、A B Lが有効な手法として機能する典型的な事例であった。

仮に、昆布がA B Lの担保取得に適さない動産（例えば登記がしにくい等）であったとしても、企業の課題に答えるという本来の目的に主眼を置くならば、在庫の担保評価は外部専門会社を活用するなどして客観的に実施した上で（評価のコストは企業に負担してもらう）、無担保扱いでのシンジケートローンで対応するという方法もあり得る。この場合でも、「企業の事業そのものに着目し、事業に基づくさまざまな資産の価値を見極めて行う貸出である」という意味でA B Lそのものであると考えられる。



償却済みの資産に注目する

償却が終了した機械などの簿外資産についても着目することが有効である。例えば工作機械（マザーマシン）などは、償却後年数が経過していても稼働さえしていれば、良好な状態を保っている場合が少なくなく、評価が十分可能な場合がある。実例として、工作機械 70 台について外部評価機関を使って評価したところ、1/3 については評価額が得られ、しかもそのうち数台は 25 年も使用していても、まだ 1 千万～2 千万円の評価額があるものもあった。こうしたケースは、再生先に対する有効な手法になり得ると思われる。

建設機械についても、定期的に大規模なオークションなども行われており、また中古車に関しても多数のディーラーが存在するなど一定の中古取引市場が存在する機器は少なくない。建設機械は、海外への転売も含めて多くのディーラーが札入れをするなど活況を呈している機械の一つである。建設機械の場合、新車の相場が 300～500 万円程度として、中古価格は 50～150 万円程度の値がついているようである。

(2) ABL の活用が見込まれる企業の特徴

企業の属性

ABL の活用が見込まれる企業の属性については、例えば、以下のような特徴を挙げている。

< 企業の特徴 >

- 創業間もないベンチャー企業で、有力な営業資産を持つ企業
- 不動産資産を持つが、資産価値が低い企業
- 不動産資産を持たない企業で、有力な営業資産を持つ企業
- 再生支援先
- 業況・業態不安定な主力取引先

活用場面

ABL のメリットが享受できる可能性がある活用場面としては、不動産担保の空枠がなく無担保与信も限界の主力取引先への追加支援、業況・業態不安定な取引先に対する支援継続、倒産しても再生が見込まれるような業況・業態不安定企業に対する融資、他の債権者からの強制執行が見込まれる業況・業態不安定企業に対する融資、など、顧客支援的な場面も想定している。

担保取得の適否

登記対象物件としての適性の判断基準としては、動産自体が容易に持ち出しにくいこと、陳腐化、劣化が早く、保管の難しいものでないこと、大量生産、輸入品が多い等、希少価値の低いものでないこと、真贋の判定が必要なものでないこと、などをポイントとしている。

第3章．担保の評価

本章では、A B Lの主要な担保である売掛金、在庫、機械設備の担保評価の方法について説明する。我が国ではこれまで不動産に比べ売掛金、在庫などは貸出の担保として活用される場面が少なかったため、その評価手法が十分に確立されているとはいえないが、米国の実務などもふまえて、以下では担保の適格性判断から貸出上限額の算出にいたる流れに沿って、評価・算出の方法を解説する。

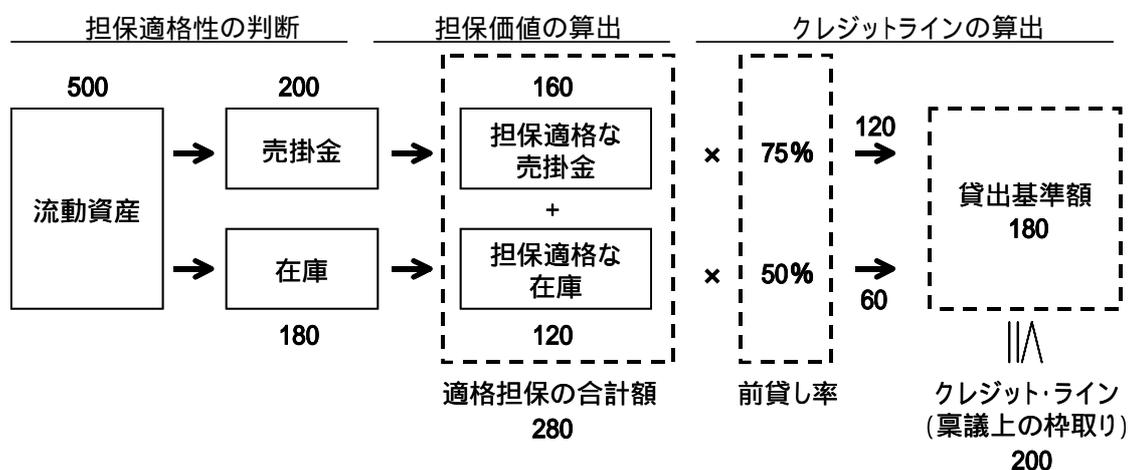
1. 貸出基準額算定の流れ

まず貸出基準額算定に向けた全体の流れを一通り解説する。

まず全体の流れを確認する必要がある。担保の評価の目的は、貸出の上限額を決定することである。貸出の上限額を決定する方法としては、まず、売掛金や在庫など担保となる資産の帳簿上の残高から担保として適格ではないものを差し引き、残った金額を担保適格額とする¹³。

次に、この担保適格額に担保の種類ごとに異なる掛け目を乗じて算出した金額の合計が実際に貸出を行える金額(上限額)となる。この掛け目のことを「前貸し率」(アドバンス・レート)といい、担保適格額に前貸し率を乗じて算出した金額を「貸出基準額」(ボローイング・ベース)という。極度取引の場合を想定すると、貸し手は、このように算出した貸出基準額をもとにして、稟議上(審査決裁上)の枠取り、すなわち「クレジット・ライン」の設定を行うが、このクレジット・ラインの金額は、貸出上限額の変動を考慮して、多少、大きめの金額設定をして対応するのが通例である。

図表 3.1 貸出基準額算出の流れ



(資料) トゥルーバグループホールディングス株式会社編
「アセット・ベスト・レンディング入門」(平成17年1月 第1版)

以下、本章では、まず第2節で売掛金、在庫、機械設備のそれぞれの担保適格性を判断する方法について説明し、続く第3節で実務上の担保価値の算定方

¹³ なお、ここでは説明を簡略化するため、売掛金、在庫ともに帳簿上の残高のみを貸出基準額算出のベースとしたが、在庫に関して外部評価会社等を利用する場合、その評価額も参照される。



法を紹介し、第4節で、クレジット・ライン（貸出限度額）算出の基本的な考え方と方法を解説する。

2. 担保適格性の判断¹⁴

売掛金、在庫、機械設備を A B L の担保として活用するためには、実際の担保価値を算出する作業が必要となるが、その前提として担保物の担保適格性を見極めることが重要である。

(1) 売掛金の担保適格性

売掛金は、企業が売掛先に製品やサービスを提供した時点（納品）に発生して、売掛先が製品やサービスの代金を企業に支払った時点（決済）で消滅する。売掛金は、発生した時点では原則として担保適格である。しかし、支払期日が経過しても回収がなされない場合、当該期日からどのくらいの日数を許容して担保適格とするかの判断が必要となる。

売掛金担保の取り扱いが一般的に行われている米国では、通常インボイスの日付から 90 日以内、あるいは支払期日から 60 日以内までが担保適格とされている。また、小切手の郵送により支払うのが一般的であるため、支払期日経過後の数日間は郵送期間とみなされ、実務上支払が猶予されることが多い。

我が国では、基本的に支払期日に振込もしくは購入先に直接手形、小切手で支払う場合が多いという商慣習を踏まえた上で、独自の適格基準を設ける必要があると思われる。

一方、担保適格でない売掛金の定義を考える場合、支払期日経過日数の他にも、売掛金の回収可能性に影響を与える要因について検証する必要がある。米国では、金融機関によって担保不適格を判定する基準は異なっているが、通常、以下のような基準が設けられている。

< 米国における担保適格性（売掛金）の判断基準の例 >

- インボイスの日付から 90 日を超えた売掛金
- 信用上問題があると判断される販売先への売掛金
- グループ企業への売掛金
- 海外の販売先などへの売掛金
- 反対債権を持つ販売先への売掛金
- 主要売掛先の支払遅延状況が著しいケース

我が国において担保不適格を判定する基準は、独自の商慣習などを反映すべ

¹⁴ 担保適格性とは、資産査定上等の適格担保の意味ではなく、A B L に活用する担保動産・債権としての適性の意味である。



きであるが、例えば、債権譲渡禁止特約付きの売掛金を担保不適格とするケースなどがこれに該当する。

(2) 在庫の担保適格性

我が国において最も一般的に活用されている貸出の担保は不動産であり、その評価における手法は確立されているといえよう。公認資格として不動産鑑定士が存在し、不動産評価に必要な公示地価などのデータが整備されており、さらに収益還元法などの評価手法も確立されている。一方、在庫等の動産は種類が多様である上に取得額もまちまちであることから、売掛金の場合と同じように、帳簿上の金額（いわゆる簿価）を評価開始時点における評価額として採用し得るか議論のあるところである。また、不動産のように価格に関するデータが整備されておらず、オープンな取引市場がほとんど存在しないのが実態である¹⁵。

在庫の担保適格性を判断する上で最も重要な点は処分性である。基本的に処分不能な在庫は担保としての適格性を備えておらず、処分可能な動産のみ適格担保として評価の対象とするべきである。処分不能とは、具体的な換価価値を見込めないことが明らかな状態であり、したがって、そのような在庫は評価を行うに値しないものといえる。また、人的あるいはその他の特殊要因がなければ換価できないものも担保としての適格性が乏しいと考えられる。

借り手が保有する商品などの在庫には様々な種類があり、かつ製造・加工段階で原材料、仕掛品、半製品、製品などの区分が存在するが、貸し手は担保徴求時において、まず対象商品の全部もしくは一部について担保適格、不適格を判断する必要がある。ここでは、その適格、不適格の判断要因について事例を挙げながら、説明する。

担保適格な商品（在庫）

基本的には、製品や市場価値のある原材料は担保適格である。例えば流動性の高い木材、鉄、紙など、処分性が高く、他の商品への転用が可能なことが担保適格となる重要な要件となる。仕掛品や半製品は処分性があるもののみ限定的に適格とみなされる。

但し、商品の転用性、季節性の有無、需給バランス、2次マーケットの存在等によって状況が異なる場合があることから、個別に調査を行う必要がある。

¹⁵ さらに、占有改定による動産譲渡担保の取得が一般的であったため、いわゆる「隠れた担保」が存在する懸念があることから、在庫は貸出において最も取り扱いが難しい担保の一つと考えられてきた。

担保不適格な商品（在庫）

不適格な要因としては、処分の困難性が高いことや処分時に発生する瑕疵担保責任リスクなどが挙げられる。具体的には、以下の商品がその対象となり得る。

< 担保不適格な在庫の例 >

- 仕掛品、半製品
- 不良品
- 回転期間が長い在庫（商品によって適正な期間は異なる）
- 特注品（特定の販売先向けに作られた製品）
- 委託販売品
- 備品
- 他の製造者が作った製品
- サンプル、ディスプレイ用として使用された商品 など

（３）機械設備の担保適格性

工作機械などに代表される機械設備は動産の中でも評価や処分が比較的容易であるため、従来から制度融資の担保として活用されてきた。平成 17 年 10 月にスタートした動産譲渡登記制度により、工作機械などの営業用動産も、機械の名称、数量、型式・製造番号・製造年月日、保管場所などを特定すれば登記が可能になったことから、貸出の担保として一層活用されることが予想される。

機械設備の担保適格性を判断するポイントとしては、借り手以外の第三者へ転売可能な機械設備であれば、担保としての適格性をある程度備えているといえる。例えば比較的高価でかつ汎用性がある機械設備などである。他方、担保不適格なものとしては、環境に悪影響を与える材料を使用する機械や専用性が極めて高く転用が利かない機械などが挙げられる。



3. 適格担保価値の算出

売掛金、在庫、機械設備の担保適格性を見極める作業において担保適格と判断された担保については、次にその担保価値を見積もることになる。以下、担保価値の算出の基本的な考え方と方法を説明する。

(1) 売掛金の担保価値の算定

理論上、担保適格と判断された売掛金の合計額が担保価値ということになるが、貸出実務においては担保適格な売掛金金額に一定の掛目を乗じて実際に貸出可能な金額(上限額)を算出する。この掛目のことを「前貸し率(アドバンス・レート)」といい、算出した金額のことを「貸出基準額(ポローイング・ベース)」という。

図表 3.2 貸出基準額の算定式

$$\text{貸出基準額 (ポローイング・ベース)} = \text{担保価値} \times \text{前貸し率 (アドバンス・レート)}$$

(前貸し率(アドバンス・レート)は、ダイリキュション率に応じて設定される)

売掛金担保の場合、この前貸し率の設定に最も大きな影響を与える要因がダイリキュション率である。ダイリキュションとは、通常の商取引において、値引きや返品、回収不能に伴う償却、請求金額の相違などの要因により、売掛金金額に対して100%の回収が行われない状況における「インボイス金額と実際の回収額との乖離(差額)」のことをいう。ダイリキュション率とは、当初の売掛金金額に対してダイリキュションが発生する(あるいは発生した)比率のことを指すが、この履歴(過去の傾向値)が、将来的に売掛金が未回収となる可能性を示すメルクマールとなる。

ダイリキュション率は、業態、業界などによって異なる。例えば、物品販売とサービス提供では、商慣行や売掛金の平均的なサイズ・分散度合いなどが異なり、これらの要因がダイリキュション率の違いにつながる可能性がある。同じ物品販売でも、所属する業界が異なる場合、同様の相違があり得る。また、成熟産業ではダイリキュション率が比較的安定する傾向があるのに対し、新興産業などの場合、経常的なビジネスの基盤が確立されていないため、ダイリ

ーション率の変動し易い。

なお、前貸し率の設定に影響を与える要因としては、ダイリキューション率の他にも、借り手の販売先（＝売掛先）の信用力、売掛先の分散状況、売掛金の回転期間などがあり、貸し手はこれらの諸要因を総合的に分析して前貸し率を決定することとなる。

（２）在庫の担保価値の算定

商品などの在庫の担保価値を算定する場合、必ずしも在庫の内容を細かく分類する必要はなく、在庫担保の活用が進んでいる米国においても、在庫を製造・加工段階によって大まかに区分するのが一般的である。すなわち、完成品、仕掛品や半製品、原材料のように区分する方法である。このような区分により、それぞれの製造・加工段階にある在庫について、資金化にどの程度の時間を要するか、市場流通性はどうか、といった観点から担保価値を捉えることができる。

在庫の担保価値を算出する手法としては、次の三種類がある。

売買比較アプローチ算出法

対象商品もしくはその近似品の売買事例を比較検討し、評価金額を算出する手法で、在庫の担保評価としては最も一般的な方法。

収入アプローチ算出法

不動産鑑定における「収益還元法」とほぼ同様の方法。レンタル用機器・器具等の評価に使用することが可能である。

費用アプローチ算出法

不動産鑑定における原価法「再調達価格」とほぼ同様の方法。

評価価格は、基本的に次の三種類がある。

公正市場価格（Fair Market Value、略称F M V）

通常取引において決定される価格。すなわち、物件の売手がなんら強制されることなく、必要な時間をかけて買手を見つけられる状況を想定した売却価格。

通常（静態的）処分価格（Orderly Liquidation Value、略称O L V）

債務者の破綻により商品（ブランド）価値がある程度低下することを前提に、半年から１年程度の合理的な期間内に買手を見つけられる状況を想定した売却価格。時間的な余裕をもって、既存の販売チャネルや一般事業者への販売、一部オークションや買取業者を利用して処分を行うことを想定している。



強制処分価格 (Forced Liquidation Value、略称 F L V)

限られた期間内にオークションなどで強制的に処分しなければならない状況を想定した売却価格。オークション・バリュー (Auction Value) またはディストレス・バリュー (Distress Value) ともいう。強制処分価格は通常処分価格より 20 ~ 30% 程度は低くなるといわれている。

評価額の算出については、貸し手の目的や商品の特性から、上記価格の一つのみを検討する場合もあれば、異なる処分シナリオを想定しながら複数について検討する場合もある。

なお、上記の評価額に対して適切な前貸し率を乗じて算出する金額が、貸出基準額となる。

(3) 機械設備の担保価値の算定

在庫の場合と同様、機械設備の担保価値を算出する手法としては、次の三種類がある。

費用アプローチ算出法

評価対象動産の取得に要した費用をベースに、実質的な価値の低下、機能上の陳腐化、経済的な消耗を考慮して物件の入れ替え (あるいは新規購入) 費用を調整の上、評価額を算出する方法である。本算出法的前提として、「賢明な購入者は同等の使用が可能な代用品がある場合、その費用よりも多くの負担はしない」という考え方がある。

売買比較アプローチ算出法

評価対象動産と、その使用目的において同等の価値があると判断される物件に対して支払われる価格を、実際の売買事例に基づき調査した上で、評価額を算出する方法。

収入アプローチ算出法

評価対象動産を所有することにより得られる将来の便益の現在価値を基に、評価額を算出する方法。

評価価格は、在庫の場合と同様、基本的に次の 3 種類がある (前節参照)。

< 評価価格の分類 >

- 公正市場価格
- 通常処分価格
- 強制処分価格

在庫の場合と同様、機械設備についても、貸し手の目的や商品の特性から、上記価格の一つのみを検討する場合もあれば、異なる処分シナリオを想定しながら複数について検討する場合もある。売却価値を算定する場合であっても、処分シナリオにより複数の評価額があり得る。動産の価格は多様であり、同じ機械の売却でも売却方法が違えば、その価格も大きく異なる可能性がある点に注意を要する。

なお、在庫の場合と同様、上記の評価額に対して適切な前貸し率を乗じて算出する金額が、貸出基準額となる。

(4) 外部専門会社の活用

通常、売掛金の評価は貸し手が独自に行うが、在庫、機械設備等の評価については物件によって方法が異なり、かつ専門性が必要となるため、貸し手が単独で行うことは現実には難しいケースも多い。このような場合、評価業務を外部の会社へ委託することになる。

評価を受託する会社には、評価に特化した専門会社（評価特化型）と、評価自体はむしろ付随的な業務とする会社（評価非特化型）とがある。評価特化型には、船舶、航空機など特定の種類の物件を専門とする業者や、公認会計士を擁する監査法人などが含まれるが、通常、担保目的物の管理や売却には関与しない。一方、評価非特化型としては、担保目的物の管理・売却などのサービスも複合的に取り扱う業者、特定の動産の売買等に日常的に関わる商社、メーカー、中古品売買業者、さらに機械類の取り扱い実績が豊富なリース会社などがある。貸し手は、このような評価能力を有する専門家の特性を踏まえた上で、案件ごとに適切な委託先を選定する必要がある。

米国では在庫、機械設備等の評価に精通する評価専門会社が多数存在するため、貸し手は事前に選定した複数の評価会社の中から案件ごとに委託先を決定することが多い。他方我が国では、現状、動産評価を業として行う専門業者の数が限られていることから、貸し手としては、専門性に応じた複数の専門会社との間で継続的に連携することも考えられる。このような連携の枠組みを長期的かつ安定的なものとするには、委託先との信頼関係の構築が不可欠となる。そのためには、貸し手は委託先におけるビジネス特性（フィー体系など）を理解したうえで、委託先と借り手の間に入って調整役を果たすことも求められる。

また、委託先に対しては、借り手の機密情報の保持、信用不安回避への配慮を徹底しなければならない。

なお、外部に委託する評価は、その目的や委託先の専門性にもよるが、通常は、担保価値の目安としての評価額を算出するものであり、評価額による担保



目的物の売却などを保証したり、請け負ったりするものではない。

他方、評価の委託先が評価以外の管理や売却にも関与する場合、委託先が貸し手の代理人として機能することが重要となる。万が一、担保目的物の売却が必要となった場合、委託先が貸し手および借り手のために適切な価格で売却を行うことにより、不当廉価売却の問題を回避することにもつながる¹⁶。

¹⁶ 処分・回収については第7章参照。

4. クレジット・ライン（貸出限度額）の算出

A B Lの実務においては、前節で説明した売掛金、在庫、機械設備のそれぞれの担保価値をベースに、クレジット・ライン（貸出限度額）を算出することとなる。以下、クレジット・ラインの算出の基本的な考え方と方法を説明する。

（1）担保掛目（前貸し率）の設定

前述のとおり、A B Lの貸出実務においては、担保の種類（売掛金、在庫、機械設備）ごとに担保適格と判断された金額に一定の掛目を乗じて貸出基準額を算出するが、この際使用される掛目が前貸し率である。

売掛金の前貸し率

売掛金の前貸し率については、A B Lの活用が進んでいる米国では、通常、上限が85%程度とされており、一般的には70～80%の範囲で設定されることが多い。実務上、前貸し率の設定においては、前述のダイリキュション率の検証が重要となる。実際のダイリキュション率に応じて段階的に決定する方法が一般的であるが、一定の計算式により理論値を算出する方法もある。前者の設定方法においては、一覧表などを作成し、ダイリキュション率と前貸し率の相関をあらかじめ定めておく（例えば、ダイリキュション率が10～12%ならば前貸し率を75%に設定する、など）。

図表 3.3 ダイリキュション率と前貸し率の関係¹⁷

ダイリキュション率	0～3%	4～6%	7～9%	10～12%	13～15%
前貸し率（上限）	90%	85%	80%	75%	70%

在庫の前貸し率

次に、在庫の前貸し率の水準であるが、米国では、通常、25～60%の範囲で設定されている。前貸し率の設定にあたっては、外部の評価会社等による専門的な評価を参考にしながら、最終的に貸し手の判断で決定される。場合によっては、より適切な評価を得るため、借り手が評価会社の査定に協力するケースもある。原則としては、担保適格な在庫の金額に前貸し率を乗じて算出された金

¹⁷ トゥルーバグループホールディングス株式会社編「アセット・ベースト・レンディング入門」（平成17年1月 第1版）より引用。本数値例はあくまでもイメージである。



額、すなわち貸出基準額が評価会社による評価額を超えないように前貸し率を決定する。一般に、在庫担保については、売掛金担保の場合と比べて、実際どの程度の価格で売却可能かを知ることがより重要なファクターとなり得る。

機械設備の前貸し率

最後に、機械設備などの前貸し率の水準についてであるが、動産担保の活用が進んでいる米国では公正市場価格に対して50%を上限として設定する等の方法がとられている。

機械設備などの営業用動産は売掛金や在庫と異なり、日常の商取引とは直接関係ない事業資産であり、一般的に担保としての価値を見極めることは難しいが、その種類は多様であり、一概に担保としての適性を欠くとはいえない。ただし、実際の担保実務においては、評価価値・処分性・担保管理などの観点から総合的な分析を行い、その適性を判断することが必要となる。このような分析を行うには高い専門性が必要であり、貸し手が単独で行うことが難しい場合、外部の評価会社などと連携が必要となる。

(2) 貸出基準額とクレジット・ラインの算出

まず、担保となる売掛金、在庫、機械設備について、それぞれの適格担保の金額を求める。この金額に担保の種類ごとに異なる掛け目、すなわち「前貸し率」を乗じて算出した金額の合計が実際に貸出を行える金額、すなわち「貸出基準額」となる。当然ながら、担保となる売掛金や在庫などの資産の残高に変動があれば、それに合わせて貸出基準額も変動することになる。

このように算出した貸出基準額を基にして、貸し手が審査決裁上（あるいは稟議上）の枠取り、すなわちクレジット・ラインの設定を行う場合、このクレジット・ラインの金額は貸出基準額の変動を考慮して、多少、大きめの金額設定をして対応するのが通例である。したがって、貸出基準額はクレジット・ラインと同額かそれ以下ということになる。

貸出基準額からABLの現在残高を差し引いた現時点での貸出実行可能額を「アベイラビリティ」という。また、担保価格（担保適格な金額の合計額）がABLの現在残高をカバーしている割合を「担保カバー率」という。

貸出基準額やクレジット・ラインはこのように決定されるが、重要なポイントは、いかに適格な担保を見極め、適切な前貸し率を適用するかということである。したがって、貸し手には売掛金や在庫などの資産の適切な担保価格を見積もり、貸出基準額に反映させていく能力が求められる。まさにこれこそがABLのノウハウの要諦といえる。

〔参考〕事例による計算例¹⁸

本章では、第1節で売掛金、在庫、機械設備のそれぞれの担保適格性を判断する方法、第2節で実務上の担保価値の算定方法、第3節で、クレジット・ラインの算出方法を見てきた。

最後に、簡単な事例で計算例を紹介する。具体的には、A社の資産のうち、売掛金、在庫、機械設備、不動産をそれぞれ評価し、売掛金と在庫はリボルバー（リボルビング貸出）を、機械設備と不動産はタームローン（証書貸付）をカバーするものとし、貸出基準額、貸出実行可能額（アベイラビリティ）、担保カバー率（コラテラル・カバレッジ）まで算出する。

図表 3.4

〔前提条件〕		(単位:百万円)	
	貸出枠		
リボルバー	1,400	(実行時の残高	1,200)
ターム・ローン	1,100	(実行時の残高	1,100)
ファシリティ合計	2,500	(実行時の残高	2,300)

売掛金担保		
A社の2004年3月31日現在の売掛金(帳簿上)		1,664
担保不適格な売掛金:		
・ 輸出(海外企業向け売上)		131
・ 親子間取引(子会社向け売上)		52
・ インボイス期日から90日経過		152
・ 1社に対する売掛金の50%以上が債権譲渡禁止 特約付き(すべて不適格とする)		48
担保不適格な売掛金	合計	383
担保適格な売掛金	合計	1,281
前貸し率		80%
担保として利用可能な売掛金		1,025

¹⁸ トゥルーバグループホールディングス株式会社編「アセット・ベースト・レンディング入門」(平成17年1月 第1版)より引用。なお、本計算例で用いている数値等は米国の事例に基づいている点に注意が必要である。



在庫担保

A社の2004年3月31日現在の在庫(帳簿上)

対象となる在庫総額		1,551
仕掛品		186
原材料・製品		1,365
担保不適格な在庫:		
・ 回転期間が長い在庫(通常、6ヵ月を超えるもの)		94
・ 特注品(特定の販売先向けに作られた製品)		55
・ 委託販売品		212
担保不適格な在庫	合計	361
担保適格な在庫	合計	1,004
前貸し率		50%
担保として利用可能な在庫		502

機械設備、不動産担保

A社の2004年3月31日現在の機械設備、不動産

〔機械設備〕		
簿価		1,522
通常処分価格(OLV)		989
強制処分価格		545
担保適格な機械設備	合計(OLVを採用)	989
前貸し率		70%
担保として利用可能な機械設備		692
〔不動産〕		
簿価		1,028
短期処分価格		646
担保適格な不動産	合計	646
前貸し率		70%
担保として利用可能な不動産		452

アベイラビリティと担保カバー率

〔リボルバー分 …(a)〕

担保の種類	簿価	前貸し率	担保価格
売掛金	1,664		
担保不適格	383		
担保適格	1,281	80%	1,025
在庫	1,551		
担保不適格	547 (含む仕掛品)		
担保適格	1,004	50%	502

リボルバー分の貸出基準額	1,527
リボルバーの現在残高	1,200
アベイラビリティ	327
担保カバー率	1.27 (127%のカバー率)

〔ターム・ローン分 …(b)〕

担保の種類	簿価	前貸し率	担保価格
機械設備	989	70%	692
不動産	646	70%	452

ターム・ローン分の貸出基準額	1,145
ターム・ローンの現在残高	1,100
アベイラビリティ	45
担保カバー率	1.04 (104%のカバー率)

〔ファシリティ合計 …(a) + (b)〕

リボルバー分の貸出基準額	1,527
ターム・ローン分の貸出基準額	1,145
ファシリティの担保価値	2,671
リボルバーの現在残高	1,200
ターム・ローンの現在残高	1,100
ファシリティの残高	2,300
アベイラビリティ	371
担保カバー率	1.16 (116%のカバー率)

<参考文献>

- トゥルーバグループホールディングス株式会社編著「アセット・ベスト・レンディング入門」(金融財政事情研究会) 2005年
- 旗田 庸、トゥルーバグループホールディングス株式会社編著「債権・動産担保実務」(金融財政事情研究会) 2006年

第4章. 対抗要件の具備（登記）

本章では動産及び債権の譲渡担保について対抗要件具備の方法について解説する。

1. 動産譲渡担保と対抗要件の具備

A B Lで主に使われるのは、譲渡担保である。これは、担保目的のために、目的物の所有権を移転するものであり、学説・判例により求められるに至った制度である¹⁹。譲渡担保は設定者と債権者との間の譲渡担保設定契約により設定され、当事者の意思表示があれば効力を生ずる。

こうして担保を取得すれば、担保権者は、他の債権者に優先して債権回収できるが、他の債権者などの利害関係人に対して排他的にその優先権を主張するには、法律で定められた所定の手続きをしておく（第三者から見て担保権の存在がわかるようにしておく）必要がある。このことを、担保権について第三者対抗要件を具備する、という。

（1）動産の譲渡担保

まず動産の譲渡担保は、債権担保の目的で、担保目的物である動産の所有権を、設定者（債務者、あるいは第三者の担保提供者）から債権者に移転し、債務の履行がなされた時点でその所有権を戻す形式の担保である。

動産譲渡担保は、法的には動産の所有権を移転するという形式となるため、第三者対抗要件は引き渡しとなる。しかし実際には、債権者（金融機関等）が動産を現実占有してしまつたと、担保設定者（借入企業等）は、この動産を利用することができなくなる（商品として販売したり、機械を使用したりできなくなる）ため、第三者対抗要件を具備するためには占有改定²⁰が必要となる。

しかしこの占有改定という方法の場合、第三者の立場から見ると、実際には所有権を失った占有者を所有者であると勘違いして、取引（例えば購入）を行う恐れがある。このため、動産譲渡担保は、他の債権者との間で権利をめぐる争いになったりしかねないリスクを伴うものであった。

こうした問題に対応して、前述のように、平成17年10月に動産譲渡登記制度が創設された。これにより、例えば借入企業のもとに在庫が引き続き占有されていても、登記によって所有権移転が公示される（すなわち譲渡担保の設定など何らかの権利が発生していることがわかる）こととなり、紛争のリスクは小さくなった。

¹⁹ 例えば抵当権は民法に規定があるのに対し、譲渡担保を規定した法律はない。判例により認められているとされている。

²⁰ 民法に規定される、占有の移転方式のひとつ。あるモノ（動産）の占有者が、それを手元に置いたまま、占有を他者に移転する場合のこと。



動産譲渡登記制度創設の目的

前述のように、企業（動産の譲渡人、債務者）が金融機関等（動産の譲受人、債権者）に譲渡担保し、融資を受けるという場合、これまでは占有改定という方法によってその譲渡を公示していた。しかし第三者からは債務者があたかも所有者のように見えること、そして第三者への譲渡の可能性がある、すなわち二重の譲渡担保という危険性があることから、金融機関等の債権者の地位が不安定であるという問題があった。このことが動産を担保とした融資の発展を阻害する要因となっていた。

今般導入された動産譲渡登記制度（巻末の資料「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」参照）では、第三者は登記事項の概要証明書をとることで譲渡の有無を確認できるようになった。さらに詳しい動産の内容についても、当事者、利害関係人、譲渡人の使用者等に開示される。このような登記によって、譲渡の公示性が強化され、その結果、債権者の権利の安定化が図られることから、動産を担保とした融資を促進するものとして期待されている。

動産譲渡担保には、担保目的物の特定の仕方によって、特定動産譲渡担保と集合動産譲渡担保の二通りがある。特定動産譲渡担保は、例えばパソコンの機番の明記などによって、目的物を個別に1件1件特定する方法であるのに対し、集合動産譲渡担保は、店頭の商品や倉庫内の原材料など、目的物の量が増減変動を繰り返すようなモノ（動産）に対して、それを集合物として特定する方法である。

（２）動産譲渡登記の効果

占有改定の問題点

動産譲渡担保の第三者対抗要件としての占有改定の問題点（限界）を整理すると、以下の二点がある。

（ア）先行する「隠れた譲渡担保」に劣後する恐れ

A B Lの貸し手が、債務者から動産譲渡担保の設定を受けた場合でも、債務者が同一の動産について先行して譲渡担保を設定している場合には、これに劣後する恐れがある。

（イ）後行者による即時取得の恐れ

A B Lの貸し手は、債務者から動産譲渡担保の設定を受け、占有改定により対抗要件を備えた場合、その後同一の動産について債務者から真性譲渡また

は譲渡担保の設定を受けた第三者（後行者）に、譲渡担保権の取得を対抗できるのが原則であるが、かかる後行者が設定者から現実の引き渡しを受けた場合、即時取得（善意取得）の要件を満たす限り²¹、後行者が所有権又は譲渡担保権を取得し、ABLの貸し手は譲渡担保権を喪失する恐れが強い。

動産譲渡登記制度の効果

動産譲渡登記制度は、動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、民法178条の引き渡しがあったものとみなされるものである。また、だれでも、このファイルに記録されている事項を証明した書面（概要記録事項証明書）の交付を請求することができるという点で、占有改定よりも公示性が増している。

以上のように、動産譲渡登記は、効力としては占有改定と同等のものにとどまるが、公示性が強まったことで、占有改定と比べて、場合によって後行者の即時取得を妨げやすいというメリットがあると考えられる。例えば、金融機関や商社といった、いわばプロの場合、動産譲渡登記の有無を確認せずに動産を取得した場合は、過失が認定され、即時取得が否定される場合が少なくないとの推測もある。ただし、動産譲渡登記は、後行者の即時取得を制度的に排除する効力はない。

図表 4.1 力対抗要件の方法と先行者、後行者への対抗

第三者	占有改定	動産譲渡登記
先行者	隠れた譲渡担保に劣後。	同左。
後行者	原則対抗できるが、即時取得には対抗できない。	同左。ただし後行者の即時取得の要件成立を妨げやすい

（3）〔参考〕動産譲渡担保と他の権利との優劣

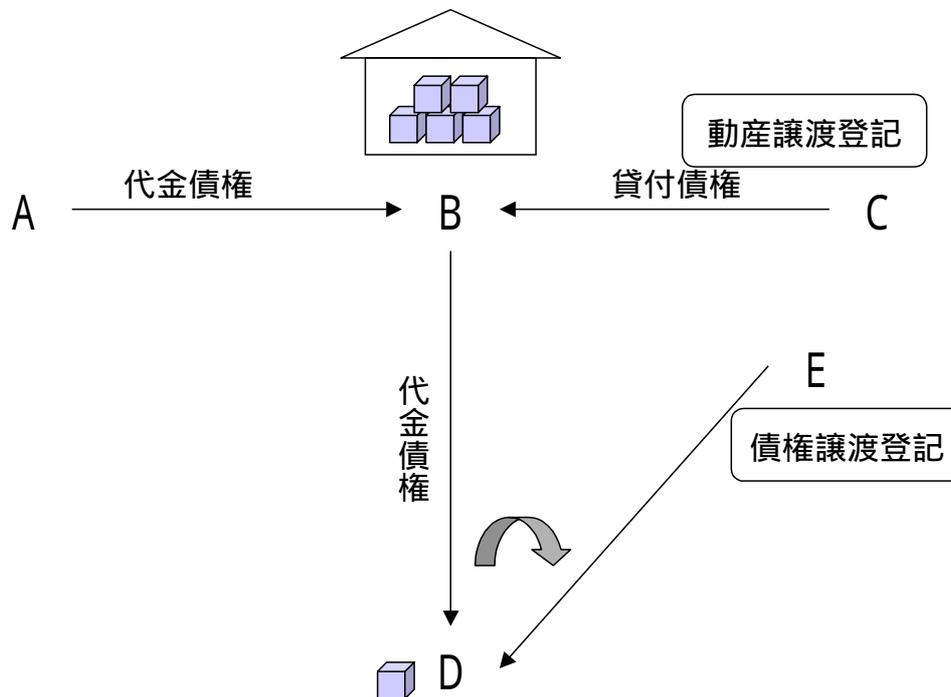
動産譲渡登記がなされた担保権は、登記が競合した場合の譲受人間の優劣に関しては、登記の先後で決定される。また、登記と民法第178条の引き渡し競合した場合の譲受人間の優劣については、登記と引き渡しの先後で決まる。

こうしたケース以外に、動産譲渡担保の設定を受けた場合で、対象動産に関して、他の権利者が存在する場合も想定される。以下、設定した事例から、想定される競合関係を抜き出し、それぞれの競合関係について、動産譲渡担保と他の権利とが競合する場合の優劣について整理する。

²¹ 即時取得の要件としては、民法192条参照（「平穩かつ公然に動産の占有を始めた者が善意にしてかつ過失なきときは即時にその動産の上に行使する権利を取得す」）。



図表 4.2 動産譲渡担保権と他の権利が競合する事例



〔設例〕

- Aは、Bに対して商品を販売し、代金債権を有している（代金未受領）。
- Bは、Aから購入した本件商品を、在庫として倉庫に保管している。
- Cは、Bの倉庫内にある本件商品に、集合動産譲渡担保権の設定を受け、占有改定による引き渡しを受けるとともに、動産譲渡登記を行った。Cは、Bに対し、通常の営業の範囲内において、本件商品を処分する権限を与えている。
- Dは、Bの取引先であり、Bから本件商品を買受けたが、代金支払は未了である。
- Eは、BのDに対する本件商品の販売による現在及び将来の代金債権につき、Bから集合債権譲渡担保の設定を受け、債権譲渡登記を行った。

Aの動産売買先取特権とCの動産譲渡担保権の競合

動産売買先取特権は、目的動産が第三者に引き渡されたときは効力を失う（民法333条）。また、Aの動産売買先取特権が存在する動産が、Cの譲渡担保権の目的である集合物の構成部分となったときは、Cは、その動産についても引き渡しを受けたものとして譲渡担保権を主張することができる（最判昭62・11・10）。したがって、Cの動産譲渡担保権が優先することとなる。ただし、Bの集合動産の価額がCの被担保債権額を上回るような場合は、その差額に相当する価値の個別動産について、Aは動産売買先取特権の行使が可能と解する余地があ

る。

BのDに対する転売代金債権につき、Aの動産売買先取特権に基づく物上代位とCの動産譲渡担保権に基づく物上代位との競合（Eが存在しない場合）この場合、以下の二通りの可能性が考えられる。

- (ア) A、Cの差押の先後によって決する。
- (イ) 引き渡し（登記を含む）を具備したCが優先する。

BのDに対する転売代金債権につき、Aの動産売買先取特権に基づく物上代位とEの債権譲渡との競合

動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない（最判平 17・2・22）。したがって、Aは物上代位権を行使することはできず、Eの債権譲渡が優先する。

BのDに対する転売代金債権につき、Cの動産譲渡担保に基づく物上代位とEの債権譲渡との競合

この場合、優劣の決定基準としては以下の三通りが考えられる。

- (ア) 動産の占有改定または動産譲渡登記と、債権譲渡登記の先後によって決する。
- (イ) 動産譲渡担保権に基づく物上代位の差押えと債権譲渡の先後によって決する。
- (ウ) 動産譲渡担保権に基づく物上代位の差押と、債権譲渡登記の先後によって決する。

しかし必ずしも定説があるわけではないので、ABLの実務的対応としては、動産のみならず、その売却によって生ずる代金債権（将来の債権を含む）についても、譲渡担保権の設定をうけ、いずれも登記を備えておく必要がある。



2. 債権譲渡担保と対抗要件の具備

次に、債権の譲渡担保と対抗要件の具備について解説する。

(1) 債権の譲渡担保

売掛金債権、貸付金債権や賃料債権などの指名債権²²は、法律で禁じられている場合や、当事者間で譲渡禁止の合意がある場合以外、譲渡することが可能であり²³、譲渡することにより担保（譲渡担保）とすることができる。担保取得の方法は、質権と譲渡担保（担保の目的とする債権譲渡）があるが、売掛金のような代金債権の場合は、一般に譲渡担保が用いられている²⁴。これを債権譲渡担保といい、担保目的物である債権の所有権を債務者から債権者に移転し、債務の履行がなされた時点でその所有権を債務者に戻すという形式の担保である。

債権譲渡担保は、債権譲渡人（借入企業）と債権譲受人（金融機関等）との間で、担保を目的とする債権譲渡契約を締結することで成立する。

債権譲渡の譲受人が債務者に対して自分が債権者であることを主張するには、譲渡人から債務者に通知をしてもらうか、あるいは債務者に承諾してもらうことになっている（民法467条）。また、譲受人が債務者以外の第三者に自分が債権者であることを主張するには債務者に対して確定日付ある証書による通知をするか、債務者から確定日付ある証書による承諾を得る必要がある（同条）。

これに対し債権の流動化等の理由から法人が多数の債権を一括して譲渡する機会が増えるなか、民法による対抗要件の具備は手続、費用の負担が大きく、その簡素化を求める実務界の要請に対応する必要が生じていたため、債権譲渡登記制度が導入された。

債権譲渡登記制度は、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（平成10年10月1日施行。以下債権譲渡特例法）によって創設された制度で、法人がする金銭債権の譲渡や金銭債権を目的とする質権の設定について、簡易に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるためのものである。すなわち、債権の譲渡または債権質に関しては、債権譲渡登記を行うことにより第

²² 指名債権とは、債権者を特定した債権で、その成立・譲渡・行使にあたって証券を必要としない普通債権のこと。

²³ 法律で譲渡を禁止しているものとしては、恩給受領債権・退職金・給料・年金受給権などがある。当事者間で譲渡を禁止しているものは、譲渡禁止の特約のあることを知って担保にとっても、その譲渡や質権の効力は生じない。なお、債権の性質が譲渡に適さないものとして、家庭教師から授業を受ける債権、画家に肖像を描かせる債権など、特定の債権者に対してのみ義務を負担したとみるべき債権、借地権以外の貸借権などがある。

²⁴ 指名債権担保の実務例で多いものには、各種の代金債権・入居担保・貸ビル建設協力金・火災保険金請求権・リース債権などがある。

三者対抗要件を、また、債権譲渡登記がなされたことについて、債務者に通知するか債務者が承諾することにより債務者対抗要件を備えることができる²⁵。

債権譲渡担保の対象は、既発生の特定された債権はもちろん、現在および将来発生する売掛債権、貸付債権、リース債権など、複数の第三債務者に対する発生と消滅を繰り返すような債権の集合体についても、対象とすることができ、これを集合債権譲渡担保という。

(2) 債権譲渡登記の特徴

債権譲渡登記制度は、法人による金銭債権の譲渡について、その内容を債権譲渡登記することにより、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができる制度である。これは、指名債権譲渡の第三者対抗要件は、確定日付ある証書による債務者への通知か債務者の承諾であるとする民法の原則に対する特例の制度である。債務者が多数の場合でも、簡易に第三者対抗要件を取得することができるという制度である。また、債務者対抗要件については、債権の譲受人が債務者に対して譲受債権を行使するためには、債務者に対して登記事項証明書を交付して通知するか、債務者から承諾を得る必要がある。

このように、債務者対抗要件と第三者対抗要件が分離されていることが、債権譲渡登記の特徴である。債務者に何も知らせないままで第三者対抗要件を備えることを可能とし、同法上の対抗要件が債務者をインフォメーションセンターとしての機能を持たせているのに対し、債権譲渡登記では登記所に公示機能を持たせている。

登記による債権譲渡の公示に関するものとして、登記事項概要証明書と登記事項証明書がある。登記事項概要証明書は誰でも請求ができ、債権が過去に譲渡されていないかどうか(債権の安全性)を確認する際に利用される。登記事項証明書は、債権の譲渡人・譲受人などの利害関係を有する者のみが請求でき、譲渡を行う予定の債権が過去に譲渡されていないかどうか(特定の債権の安全性)を確認したり、債務者対抗要件の具備のために利用される²⁶。

²⁵ 債権の譲渡担保に関する解説は、「銀行窓口の法務対策 3300 講(下巻)」(金融財政事情)814頁以下より一部引用している

²⁶ 債権の譲渡登記の特徴に関する解説は、「銀行窓口の法務対策 3300 講(下巻)」(金融財政事情)814頁以下より一部引用している。



3. 事前確認

動産譲渡担保、債権譲渡担保ともに、担保設定及び譲渡登記に際しては、事前に、先行登記の有無を確認する必要がある。以下では、動産譲渡登記の先行登記の場合について、概観する。

(1) 先行登記の確認

前述のように、動産譲渡登記は、先行する「隠れた譲渡担保」に対して権利を主張できない。したがって、動産譲渡登記に際しては、先行登記の有無を確認する必要がある。

動産譲渡登記制度の開始により、登記概要（登録された内容のうち動産の明細等を除いた部分）については、誰でも「登記事項概要証明書」の交付を申請できるようになった。また、動産の明細を含む詳しい内容については、譲渡当事者、利害関係人、譲渡人の使用者等であれば、「登記事項証明書」の交付を申請できる。

まず、登記事項概要証明書、必要により登記事項証明書の交付を請求し、先行登記の有無を確認する。

図表 4.3 証明書の交付及び手数料（動産の場合）

区 分		1通当たり手数料額	請求者	
登記事項証明書	窓口申請	800円	譲渡当事者	
	オンライン申請	窓口交付・オンライン交付	700円	譲渡人の使用人
		郵送交付	750円	利害関係者
登記事項概要証明書 (譲渡された動産を特定する事項はなし)	窓口申請	500円	だれでも	
	オンライン申請	窓口交付・オンライン交付		400円
		郵送交付		450円
登記申請書等の閲覧	窓口申請	500円	利害関係者	

【登記の目的】: 動産譲渡登記
【譲渡人】
【本店等】: 東京都中野区 一丁目1番1号
【商号等】: 動産商事株式会社
【会社法人等番号】:
【取扱店】: 中野本店
【日本における営業所等】: -

【譲受人】
【本店等】: 東京都千代田区 一丁目1番1号
【商号等】: 東京法務有限会社
【会社法人等番号】:
【取扱店】: 九段本店
【日本における営業所等】: -

【登記原因及びその日付】: 平成18年 月 日譲渡担保
【登記原因(契約の名称)】: -

【登記の存続期間の満了年月日】: 平成28年 月 日
【備考】: -

【申請区分】: 出頭
【登記番号】: 第2006 - 号
【登記年月日時】: 平成18年 月 日 8時31分

(2) 先行登記以外の確認

前述のように、目的となる物件に関する譲渡担保などの先行する権利は、必ずしも譲渡登記がされているわけではない。先行登記の確認以外にも、必要に応じて、例えば以下のような方法で、隠れた譲渡担保等のチェックをすることが考えられる。

まず、ABLとは、顧客と金融機関の間の信頼関係に基づく情報の共有にその本質があるので、先行譲渡の事実を疑ってかかるのは限界がある、という考



え方が原則である。しかし、場合によっては、信用悪化時にABLを活用することも考えられるし、金融機関としてのコンプライアンスの観点や即時取得を否定されないための手続をふむといった観点からも、先行譲渡の確認は重要である。

契約書等による「ないこと」の表明

まず、契約書で先行譲渡がないことを明確に表明してもらい、あるいはコベナンツ条項等で、先行譲渡が判明した場合に即期限の利益喪失となる旨、明確に説明をしておく、ということがある。

商流の確認

次に、商流について適切にヒアリングし、必要ならエビデンスを求めて所有権を確認する。例えば在庫の場合は、仕入に関して所有権留保がないかなどについて、必要に応じて売買契約書なども確認する。機械の場合であれば、リース物件でないかなどやはり商流と金流を確認する、公開企業なら債務の開示内容、非公開企業なら損益計算書の中でのリース料の支払の有無なども含めて、確認する。輸入品であれば、LC/ユーザンス²⁷の決済が済んでいるか等を確認する。

また、借入金については、特殊な先からの借入があればその背景や内容を確認する。

現物の確認

在庫物件の場合は所有権移転を表すシールなどが貼られていることはあまりないと考えられるが、在庫の実査において、表面だけではなくサンプル調査により詳細を確認するので、その際にあわせて確認しておく。機械等の場合は、品番やリースの表示の有無などを確認する。

²⁷ いわゆる Trust Receipt (貨物貸し) が伴う取引。

4. 登記申請手続きについて

ここでは東京法務局での登記申請手続きについて簡単にみていく。

(1) 登記申請の方法

動産（債権）譲渡登記を取り扱う登記所としては、東京法務局が指定され、全国の動産（債権）譲渡登記に関する事務を取り扱っている。登記申請の方法は二つに大別される。東京法務局に対して出頭・郵送（書留郵便）で申し込む方法と、オンラインで申請する方法である。

実務的には、司法書士に依頼をして手続きを進めるのが一般的である。

(2) 登記申請の手続

動産譲渡登記の申請手続き等の詳細については、法務省のサイト「動産譲渡登記制度について」を参照。

...<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji97.html>

債権譲渡登記の申請手続き等については、法務省のサイト「債権譲渡登記制度について」を参照。

...<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji13.html#4-3>



5. 動産・債権の譲渡登記のポイント

動産・債権の譲渡登記は、実務上は、不動産担保等と同様に、手続は司法書士に依頼し、登記内容に関しても司法書士と相談しながら進めることにより、スムーズに行える。ただ、取引先と事前に協議するといった場合もあることを踏まえて、以下では、動産・債権の譲渡登記に関する実務上のポイントを解説する。

(1) 動産譲渡登記における動産の特定

動産の登記を可能とするためには、譲渡担保の目的物が登記に適する方法で特定されていることが必要である。譲渡に係る動産を特定するために必要な事項の具体的な内容は、動産・債権譲渡登記規則で規定されている。動産・債権譲渡登記規則では、動産を特定する方法として、動産の特質によって特定する方法と、動産の所在によって特定する方法の二つを設け、それぞれの方法について、動産を特定するのに必要な事項（必要的登録事項）を定め、案件に応じて当事者がどちらかを選択できるようにしている。

動産の特質によって特定する方法による場合は、動産の種類、および、動産の記号や番号などを特定し、客観的な指標によって唯一性が担保される動産が対象になる。この場合は、個別の動産ごとに分けて特定する必要がある。

このうち、動産の種類に関しては、どの程度の範囲の特定がなされれば十分であるのかについての明確な基準はないが、例えば、エックス線CTスキャン装置、ノートパソコン、電気設備器具、プレス機、衣料品、貴金属類、といった程度の動産種類の記述であれば、動産の種類として記録されると考えられている。

在庫の場合の具体的な種類の記述にあたっては、「日本産業分類」「工業統計表」「法人企業統計季報」「商業統計表」の各統計における製品在庫、仕掛品在庫、流通在庫を記録する際の項目などを参考にして記述することも考えられる。

日本標準産業分類（分類項目名、説明及び例示）

...<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm>

工業統計表

...<http://www.meti.go.jp/statistics/data/h2i0000j.html>

法事企業統計季報

...<http://www.mof.go.jp/1c002.htm>

商業統計表

...<http://www.meti.go.jp/statistics/data/h2sc000j.html>

なお、一つの譲渡行為によって、「特質によって特定した動産を複数譲渡する場合」、「保管場所によって特定した動産を複数譲渡する場合」、「特質によって特定した動産と保管場所によって特定した動産を譲渡する場合」には、「動産通番」と呼ばれる、一で始まる動産の連続番号が必要になる。

一方、動産の所在によって特定する方法による場合は、動産の種類、および動産の保管場所の所在地が、必要な事項となる。保管場所は、地番または住居表示番号まで特定する必要がある。この方法の場合は、所在地の保管場所にある同種類の動産のすべてを譲渡の対象とすることが想定されている。

図表 4.5 動産を特定するのに必要な事項

特定の方法	必要的登録事項	任意的登録事項 (有益事項)
動産の特質によって特定する方法 (個別動産)	動産通番 動産の種類 シリアルナンバー等の唯一性を担保する情報	動産の名称(製品名・商品名等) 保管場所の名称・所在地 保管場所内の区画の限定(倉庫2階、北側半分)
動産の所在によって特定する方法 (集合動産)	動産通番 動産の種類 保管場所の所在地	動産の限定(明認方法の施されているもの)(社製のもの)

任意的登録事項(有益事項)は、【備考】欄に自由に記述することで登録できるが、これによって対象動産を絞り込めば、それ以外は担保として有効でなくなる点には留意が必要である。また量的な範囲を記載することができるが、例えば「数量の半分」といった特定は無効で、場所の分割による範囲の特定は可能である。

(2) 集合動産の場合の留意点

保管場所に動産が存在しない場合

動産譲渡登記を、動産の所在によって特定する方法を用いて行う場合は、登記申請時または登記時に現実には動産が保管場所に存在しない場合であっても、登記ができる。



登記後に搬入された動産

登記時に特定された動産と同種類であれば、登記後に保管場所に搬入された場合、保管場所内に入った時点で動産譲渡登記によって特定された動産に含まれ、動産譲渡登記の効力が及ぶ²⁸。この際、登記がされた年月日に対抗要件が具備されたものとみなされる。

倉庫から搬出された商品に係る対抗要件

集合動産譲渡担保において、登記後に倉庫から搬出された商品について、対抗要件具備の効果が及ぶかどうかについては、搬出の態様によって異なる。すなわち、通常の営業の範囲内であれば、譲渡担保設定者（譲渡人）は独自の判断で売却等の処分ができるので、そもそも対抗要件具備の効果を論じる必要がない。しかし、通常の営業の範囲を逸脱して、担保権者（譲受人）の同意もなく搬出された場合については、搬出された個々の動産について、対抗要件具備の効果が及ぶとする見解と及ばないとする見解が併存している。

種類の特定が困難な場合

集合動産の場合には、動産の所在によって特定する方法を選択することが可能であるが、ある程度の均質性、すなわち種類として定めうることと、場所的一体性が要求されるため、例えば「在庫商品一切」という特定は認められないといわれている。したがって多品種を扱う小売店の在庫などの場合は譲渡登記が困難な可能性がある。

しかし、登記をしなければ、第三者が購入し、現実に引き渡しを受けてしまうと、当該第三者が即時取得する可能性が出てくる。また、登記が出来ないタイプの集合物について、集合動産譲渡担保が有効に成立し得るかどうかは明らかでないとの指摘もある。保守的な立場に立てば、動産譲渡担保は登記ができるようなものに限ることが考えられるが、そうなると、例えば流通途上のモノ（動産）やレンタル物件で個体番号がなく移設等があるもの（建設資材等）は担保化できなくなる。

他方、実務的には登記を絶対視せず柔軟に対処するという考え方もある。そもそも登記のメリットは、占有改定による引き渡しと同じ効果を持たせることで「後行者を悪意にしやすい（即時取得の成立をしにくくする）」ということであるから、同様の効果を達成するという観点に限れば、倉庫にネームプレート

²⁸ 占有改定の場合にも、判例により、債権者は対抗要件を具備できるとされている。「対抗要件の効力は、その後構成部分の変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たに構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶ」（最判昭 62・11・10）

を貼り、「この倉庫内の 〇〇 は××銀行に譲渡担保に供されている」ことを明らかにすることにより、第三者を悪意または有過失に陥れるというやり方でも構わないはずである。しかし、倉庫や売り場に表示することに対して事業へのデメリットが大きい場合には、この方法は難しい。この場合、「大量に買おうとする人が必ず見るとみなされる場所に明示すればいい」との考え方に立ち、例えばHPのどこかに（例えば「取引を検討される方へ」といった場所）明示しておくなど、状況に応じて工夫する余地はあると考えられる²⁹。

（３）債権譲渡登記における債権の特定

目的債権の特定をする基準としては、判例では「譲渡の目的となるべき債権を譲渡人である債務者が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」（最判平 12.4.21 金法 1590 号 49 頁）とされており、主なものとしては、債権の発生原因、発生期間（始期と終期）、第三債務者、金額などである。債権譲渡登記の場合、第三債務者が特定していない将来債権か否かによって、目的債権を特定するための必要な事項がそれぞれ規定されている。

図表 4.6 債権を特定するのに必要な事項

第三債務者が特定していない将来債権か否かの別	債権を特定するために必要な事項	その他の必要事項
目的とされた債権の第三債務者が特定している場合	債権が数個あるときは、1で始まる債権の連続番号 第三債務者及び債権の発生の際における第三債務者の数、氏名及び住所 債権の種別（貸付債権、売掛債権等） 債権の発生年月日 債権の発生の際及び譲渡時の債権額	譲渡人の商号及び本店 譲受人の氏名及び住所 登記の年月日 債権譲渡登記の登記原因及びその日付 譲渡にかかる債権の総額 債権譲渡登記の存続期間（債務者が特定している場合は50年以内、特定していない場合は10年以内）
第三債務者が特定していない場合	譲渡人の商号及び本店 債権の種別 債権の発生原因及び債権の発生期間（始期、終期）	

²⁹ こうした方法が判例で認められているわけではないが、実務上考えられる最善の手を打っておくことが重要である。



(4) 複数金融機関取引がある場合

仮に、複数のメインバンク取引がある場合で、ABLの活用を検討する場合、1行だけに、在庫などの全体を対象とする担保設定をしてしまうと、他の金融機関の融資に支障が生じる恐れがある。

このような場合、まず考えられるのは、シンジケートローンの活用である。また、実務的には、複数の金融機関の間で協定書を取り交わして動産担保を実質的に共有するような方法も工夫されている。

他の方法としては、概念上は、担保対象をいくつかに分割して、それぞれを各金融機関に割り当てる方法もある。ただし、どのように分割するかは、すでに見てきたように担保の特定方法によって制約されるほか、債務者に商流や資金流を容易に変更されてしまい、担保が無価値となる可能性があるため、注意が必要である。例えば次のようなケースを想定してみる。

通常ABLは、在庫と売掛債権をセットで担保設定する。ここで、在庫などの動産については、物件の種類(パソコン一式など)と保管場所の二つによってグループで特定するか、あるいは、各機器等を通番などで1個1個特定する方法、の二通りがある。一方、売掛債権の場合は、もともなった商取引(何年何月のA社への飲料販売、など)あるいは販売先などで特定する。したがって、複数の商品群を特定の販売先に納入しているような場合、次の表のように担保対象を区分けして、それぞれ別の金融機関とABLの担保設定を行うことは可能である³⁰。しかし、前述のように、担保としての権利・価値が脆弱となる場合が多いため、このような方法はあくまでも例外的なものと位置づけられている。

図表 4.7 複数金融機関への担保設定例

担保種類	A 銀行への担保	B 銀行への担保
動産担保	所在の倉庫内、住宅用サッシー式	所在の倉庫内、床材一式
売掛債権担保	C、D、E、F・・・社向けのサッシー販売代金	D、G、H・・・社向けの床材販売代金

³⁰ このようなケースは、登記制度や法制上不可能ではないが、管理上の問題が生じやすいため、実際の取り扱いが可能かどうかは、企業側の管理体制や金融機関の方針等によって異なる。

<参考文献>

- 「債権の管理・保全・回収マニュアル」 花井正志 著
- 「一問一答 動産・債権譲渡特例法」 植垣勝裕 編
- 『「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正の解説』 高山嵩彦 金融法務事情 No.1750 2005.9.25
- 『「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正の概要』 高山嵩彦 N B L No.817 (2005.9.15) No.818 (2005.10.1)
- 「集合物と集合債権」 道垣内弘人 法学教室 No.303 2005 Dec.
- 「銀行窓口の法務対策 3300 講」(下巻) 金融財政事情

第5章．契約書の締結

本章では、契約書作成の参考として、モデル事業実施金融機関の一つである商工中金の契約書の考え方を紹介する。

本ケースでは3種類の契約書が用いられており、金銭消費貸借契約書（A B L用）、担保設定契約書（A B L用）、シンジケートローン特約書（A B L用）の順に解説する。

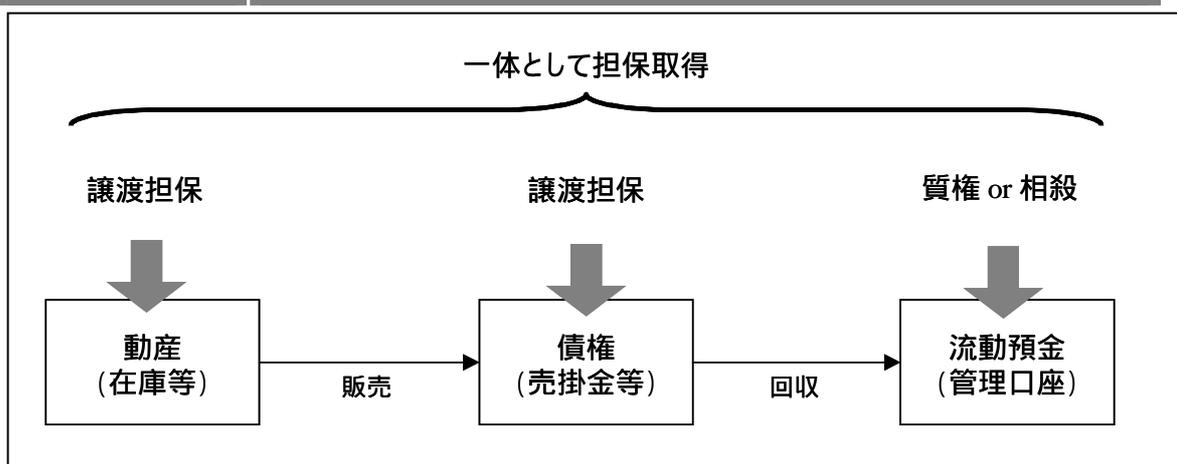
なお、本ケースは、商工中金におけるA B Lの取組み方針を前提にしたものであり、必ずしもA B Lの標準的な契約書を示すものではない。あくまでも一つの事例を用いて、契約書のイメージや検討すべき論点を紹介することが趣旨である。当然ながら、具体的な取組みにあたっては、各金融機関等において、融資方針や案件ごとの取引先に応じて、個別に検討が必要である。

1. 商工中金のモデル事業の考え方

ここでは契約書の考え方に先立ち、商工中金のA B Lの特徴を解説する。

モデル事業として実施された商工中金のA B Lは、事業のライフサイクルを一体として把握し、原則これのみを貸付の主要な引当てとするというコンセプトに基づいている。本事例は、中小企業を対象とし、契約上のポイントとして、動産（在庫等）の譲渡担保、債権（売掛金等）の譲渡担保に加え、流動預金も管理口座として質権設定ないし相殺対象と位置づけていること、詳細にコベナントや報告事項を規定していること、シンジケートローン方式であること、代表者保証を停止条件付きとしていること、などが特徴である。

図表 5.1 担保取得のイメージ



本ケースでは、3種類の契約書が用いられており、以下、金銭消費貸借契約証書（A B L用）、担保設定契約書（A B L用）、シンジケートローン特約書（A B L用）の順に解説する。



2. 金銭消費貸借契約証書（ABL用）の特徴

まず、金銭消費貸借契約証書の考え方について解説する。

（1）リボルビング型の極度貸付

前記のとおり、商工中金のABLは、借入企業の「事業のライフサイクル」を一体として担保取得するものであるから、その資金が借入企業の事業用の運転資金に活用されることを想定している。そして、借入企業の運転資金ニーズに対応する貸付の方式として、借入企業が極度額の範囲内において自由に借入れと返済を実行できる極度貸付を採用している。すなわち、借入企業は、商工中金から一定期間について極度貸付枠の設定を受け、その範囲内において（原則として借入企業の自由な判断により）希望する貸付額・貸付期間の個別貸付を受けることができる。また、こうした個別貸付が約定通り返済されれば、当該個別貸付が実行される前の金額まで極度貸付枠が復活する、いわゆる「リボルビング型」となっている。

（2）貸付管理口座の開設

借入企業の事業フローを一体として担保として把握するという観点からは、借入企業の動産（在庫品等）や債権（売掛金等）のみならず、売掛金等の回収の結果として借入企業に入金される金銭（預金残高）についても担保として把握できる仕組みを構築することが必要となる。このため、借入企業には、商工中金において「貸付管理口座」を開設し、事業活動の結果として発生したキャッシュフローの（原則として）全部を同口座に集中させることが要請され、借入金の返済も同口座からの口座引落しによってなされることとなる。

もちろん、この貸付管理口座内の資金は、平常時にある限り、借入企業がその事業活動の維持継続に必要な範囲で自由に管理処分することが可能である。

（3）金利・貸付手数料

借入企業は、極度貸付枠の設定を受けることから、通常の約定金利のほか、いわゆる「枠設定フィー」として商工中金に貸付手数料を支払う義務を負う。

ただし、ABLの借入企業は主として中堅・中小企業が想定されており、特定融資枠契約に関する法律の適用対象に該当しないことが一般である。このため、多くのABL事案においては、同法に基づく利息制限法第3条の適用が除外されないことになると予想される。したがって、借入企業の資金ニーズに応じた個別貸付の貸付金額・貸付期間によっては金利と貸付手数料の合計額が利

息制限法所定の上限金利を超過するような事態が生じることもありえないわけではないことから、そのような不都合を回避するための貸付手数料の調整規定を置いている。

(4) 財務制限条項(コベナンツ条項)

A B Lにおいては、貸付金の担保は借入企業の事業のライフサイクルそのものであることから、その本質上、通常の不動産担保貸付等に比して詳細な財務制限条項(コベナンツ条項)を要求せざるを得ない。

しかし、一方で、商工中金のA B Lにおいて想定されている借入企業は中小企業が中心であり、商法特例法に基づく会計監査も義務づけられていない場合が大多数であることを考えると、あまりに複雑・先端的な財務指標等を利用した財務コベナンツは実務上ワークしないことになりかねない。契約書のひな形においては、自己資本比率やインタレスト・カバレッジ・レシオ等を指標として想定しているが、個別事案ごとにどのような指標を用いた財務制限条項をおくことが適当かを柔軟に検討することとなる。

(5) 事業及び財務状況の報告

(4)と同様の観点から、貸し手である商工中金としては、従来型の貸付の場合よりも頻繁に借入企業の財務諸表、資金繰り表等の各種資料の提出を受け、借入企業の事業及び財務の状況を継続的かつきめ細やかにウォッチしていく必要が生じる。このため、金銭消費貸借契約書のひな形では、以下のような借入企業の義務が規定されている。

定期的な(月次または数ヶ月ごとの)貸借対照表、損益計算書及び資金繰り実績表の提出

各月末時点における各取引金融機関に対する預金及び借入残高の一覧表の提出

各事業年度の計算書類及び附属明細書並びに確定申告書の提出

財産、経営または業況についての報告書の提出

上記のうち、 については、取引先や他の取引金融機関等との関係から、必ずしも貸付管理口座に全ての入金を集められない事案も多いと考えられることに鑑み、そのような場合に(次善の策として)借入企業のキャッシュフローの全体像をモニタリングしようとする趣旨である。

一方、例えば上記 において、月次での貸借対照表等の作成を借入企業に要求することは、かえってそのような負担が当該企業の事業活動を阻害すること



につながりかねない。したがって、個別事案においては、借入企業の業態や財務管理の実態等に応じ、どのような資料をどの程度の頻度で要求すべきか具体的に検討することになる。

(6) 届出事項・承諾事項

同じ担保を取得する不動産担保融資等とは異なり、ABLにおいては、前項のような定期的な事業及び財務状況の報告以外に、一定の重要な事由が生じた場合の商工中金への届出や、事業に重大な影響を及ぼす可能性のある行為についての商工中金による承諾の取得を義務づけることが重要となる。借入企業の事業活動の帰趨が貸付金の回収可能性に直結するからである。

金銭消費貸借契約書においては、承諾事項として、通常挙げられるような合併、会社分割、担保提供、多額の借入れ等のほか、以下の各事項が含まれている。

代表取締役の変更：中堅・中小企業の事業は代表取締役個人の力量や信用によって維持・発展しているという側面が大きいことから、従来型の融資であれば報告事項にとどまる代表取締役の変更を承諾事項としている。

利益配当（中間配当を含む）減資又は自己株式の買入・消却
 役員に対する賞与または退職慰労金の支給
 一定額以上の役員報酬の支給

中堅・中小企業においてはいわゆる所有と経営の分離が徹底されていないのが一般であるため、ないし のような方法で会社の犠牲のもとに経営陣の利益が図られることを防止する趣旨である。

(7) 貸付条件の変更

財務制限条項に違反状態が生じれば、それをもって直ちに請求失期または当然失期事由に該当するという契約条件も考えられる。しかし、商工中金の契約書においては、財務制限条項において要求される財務状態の水準を高めに設定して、この水準を下回った場合には従前の貸付条件（金利または極度貸付枠）を変更する権利を商工中金に与えることとし、借入企業の財務状況の変化に対して商工中金がよりきめ細やかな対応が可能となる構成を採用している。

(8) 極度貸付枠の喪失

商工中金の契約書においては、複数の財務制限条項違反が生じた場合や、請求失期事由が生じた場合等に、直ちに借入企業の期限の利益を失わせるのではなく、極度貸付枠のみを喪失させ、当該違反等が生じた以降の新規の貸付けを停止する措置をとることができるようにしている。これにより、借入企業の経営・財務状況に異変が生じた場合にいきなり倒産のトリガーを引くのではなく、状況に応じた柔軟な対応をとることが可能となっている。

(9) 停止条件付連帯保証

A B L は、不動産担保や代表者による連帯保証といった従来の債権保全手法に「過度に」依存しないことをその眼目としている。しかし、一方で、代表者による個人保証を全く要求しないということになると、代表者のモラル・ハザードの問題が生じる可能性もまた否定できない。

そこで、商工中金の契約書においては、代表者が、借入企業の代表者として誠実に事業を遂行し、借入金の返済に努力していると認められる限り、(例え借入企業の事業及び財務状況が結果的に悪化したとしても)代表者の個人責任を追及しない(連帯保証責任を負わせない)こととしつつ、代表者による金銭消費貸借契約上または担保設定契約上の表明保証違反や報告義務違反(虚偽の報告を含む)等、代表者の不誠実さを基礎付けるような一定の義務違反が認められた場合には、このような違反を停止条件として代表者に連帯保証債務が発生するとの方式をオプションとして採用している。

また、代表者のモラル・ハザードを防止するという観点から、借入企業が事業及び財務状況に関して提出すべき資料に代表者個人が署名・捺印することも義務づけ、虚偽の報告が行われることが連帯保証の停止条件となることを側面から明確化している。

ちなみに、平成 17 年 4 月 1 日より施行されている「民法の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 147 号)により、民法の保証に関する規定が整備され、極度額の定め必要性や元本確定期日の期間制限が規定されたため、商工中金の契約書もこうした新しい法規制に対応したものとなっている。

なお、金融機関の審査決裁上の観点として、事前に銀行取引約定書等で代表者個人の限定根保証を設定している場合、それとの重複を避けるよう留意すべきであり、根保証書は適用しない旨を稟議承認事項とすることが望ましい。



3. 担保設定契約書（ABL用）の特徴

次に、担保設定契約書について解説する。

（1）全体の構成

商工中金においては、ABL用の担保設定契約書として、全ての種類の担保に関する規定を一通の契約書にまとめて規定している。同契約書においては、定義や表明保証といった共通事項を除くと、動産（在庫等）債権（売掛金等）及び預金といった担保の目的物ごとに規定が整理されている。なお、前記のとおり、「事業のライフサイクル」の把握という観点からして、担保の目的物となる動産は、原料、仕掛品または在庫商品等の借入企業の事業フローにおける流動資産に限定されており、機械設備や什器備品等を含まない。また、担保の目的物となる債権についても、担保の目的物になるのは取引先に対する営業上の債権に限定され、敷金・保証金債権といったものを担保として徴求することは想定されていない。

（2）動産担保

法的構成

契約書において特定された場所に存在する材料、仕掛品及び在庫商品等の動産を集合物として捉え、当該場所に搬入された時点でこれらの動産の所有権を商工中金に移転することにより譲渡担保の目的物となるとの法律構成を採用している。

対抗要件

譲渡担保の対抗要件としては、占有改定（第三者が動産を占有している場合には指図による引き渡し）によって具備するとともに、譲渡特例法に基づく動産譲渡登記制度を利用することも想定されている。この点、占有改定による占有の移転があったことを第三者に明らかにするための公示書の貼付については、一般に借入企業の抵抗感が大きいと同時に、借入企業の信用力の低下にもつながりかねないマイナス面を有することから、商工中金の請求があった場合のみ要求されることとしている。実務上は、譲渡特例法に基づく動産譲渡登記が具備された場合には、このような公示書の貼付を要求することはない取り扱いとなる。

管理状況の報告及び確認

A B Lにおいては、動産譲渡担保が担保としての主要な位置づけを有する。したがって、担保の目的物となる動産について原則として月次の明細書を商工中金に提出させることとしている。また、商工中金は、借入企業の事業遂行を妨げない範囲内において、随時、動産の所在場所に立ち入ってその管理状況を確認することができることとなっており、このような調査権限も積極的に行使されることを想定している。

所在場所の引き渡しと動産譲渡担保の実行

商工中金におけるA B L契約においては、借入企業が被担保債務について期限の利益を喪失した場合、借入企業は、担保の目的物たる動産の一切の処分・変更等を行うことを禁止される。また借入企業と商工中金との間に、当該動産の所在場所について、商工中金が担保の目的たる動産を保全するために必要な措置をとることを可能にする目的の使用貸借契約が自動的に成立し、商工中金が当該所在場所に立ち入って担保の目的物たる動産を搬出し、任意の方法により処分することが可能となる。この使用貸借契約の期間は、商工中金が同契約の目的たる措置が完了したことを通知した日か、同契約の成立日から例えば3ヶ月が経過した日のうちいずれか早い日となる。

法的倒産手続開始の際の取り扱い

借入企業について法的倒産手続開始の決定がなされ、借入企業（またはその管財人）との間で担保の目的物たる動産について受戻しの合意（別除権協定の締結）を行う場合に備え、あらかじめ当該動産にかかる担保権の評価基準を規定している。例えば、借入企業について民事再生手続開始の決定がなされ、借入企業と商工中金との間で別除権協定を締結する場合、担保の目的物たる動産にかかる担保権の評価については、当該動産の借入企業による実際の仕入価格相当額を基準とすることをあらかじめ合意することを試みている。このように、法的倒産手続が開始した場合の取り扱いを契約書において規定している趣旨は、民事再生手続のような再建型倒産手続が開始された場合に、担保権を形式的に実行するのではなく、むしろ別除権協定の締結による和解的解決を促進することにより、簡易迅速な債権回収を図ると同時に、借入企業にとっても担保権実行によって事業の遂行が阻害されることを回避し、早期かつスムーズな再建に資する結果となるという発想に基づくものである。



(3) 集合債権譲渡担保

法的構成

商工中金の契約書においては、多数の第三債務者（取引先）に対して将来発生する債権（売掛金等の営業債権）を集合的に譲渡担保に供する法律構成を採用している。譲渡特例法が第三債務者を特定しない形での将来債権の譲渡が有効であることを前提としていることを受け、この債権譲渡担保においても第三債務者を特定しないこととされているが、重要な債務者（取引先）については、契約書で例示的に具体名を列挙することとしている。

対抗要件

債権譲渡担保の対抗要件としては、第三債務者に対する債権譲渡通知書をあらかじめ借入企業が貸し主に交付し、いつでも商工中金から第三債務者宛に当該通知書を送付することが可能な状態にしておくことを原則とする。ただし、譲渡特例法に基づく債権譲渡登記がなされた場合には、貸し主の同意によりこのような通知書の交付を省略することができることとされている。

もっとも、借入企業の取引状況に応じ、一部の主要な取引先（第三債務者）についてのみ、譲渡担保について異議なき承諾を取得することが商工中金により要求される場合がある。

取立委任

借入企業は、期限の利益を喪失しない限り、担保の目的とされた債権について商工中金より取立委任を受け、従来通り第三債務者（取引先）から弁済を受けることになる。ただし、取立の方法は、可能な限り貸付管理口座に対して振込み入金させる方法によることとされる。これは、次項において説明する貸付管理口座に対する担保設定を実効あるものとし、借入企業の事業のライフサイクル全体を引当として貸付を実行するABLの基本的枠組みを構築するための仕組みである。

また、第三債務者から約束手形の振出しや裏書譲渡を受けた場合は、当該約束手形についても速やかに商工中金に対して担保のために譲渡することとされている。約束手形の取立代わり金については、商工中金は、借入企業が期限の利益を喪失していない限り、速やかに貸付管理口座に入金し、当該代わり金を借入企業の事業用資金として利用できるようにしなければならないこととされている。

管理状況の報告及び確認

A B Lにおいては、動産と並んで債権もまた担保として主要な位置づけを有する。したがって、担保の目的物となる債権についても、原則として月次の明細書を借入企業から商工中金に提出させることとしている。また、動産についてと同様、商工中金による調査権限も比較的広範に認められている。

代理受領

借入企業と取引先（第三債務者）との間に譲渡禁止特約が付されているケースについては、第一義的には、（特に主要な取引先に対する債権の場合）当該取引先に対する債権を譲渡担保に供することについての取引先の承諾を求めることになる。しかし、承諾が得られない場合には譲渡担保権を設定することが不可能になるため、商工中金の契約書においては、次善の策として、譲渡禁止特約付債権につき、商工中金が借入企業より代理受領権限を取得するという構成を用意している。具体的には、借入企業は、あらかじめ商工中金が代理受領権限を有する旨が記載された取引先（第三債務者）に対する通知書を交付しておくことが義務づけられる。

法的倒産手続開始の際の取り扱い

借入企業について法的倒産手続開始の決定がなされた場合の担保の目的物たる債権について受戻しの合意（別除権協定の締結）を行う場合に備え、あらかじめ当該債権にかかる担保権の評価基準を規定している点は、動産と同様である。例えば、借入企業について民事再生手続開始の決定がなされ、借入企業と商工中金との間で別除権協定を締結する場合、担保の目的物たる債権にかかる担保権の評価については、当該債権の額面額を基準とすることをあらかじめ合意している。これにより、法的倒産手続の場合における和解的解決を促進し、簡易迅速な債権回収と早期かつスムーズな借入企業の再建とを両立することを企図している。

（４）預金担保

法的構成

借入企業は、商工中金のもとに開設される貸付管理口座（普通預金口座）に対する質権の設定を行うこととされている。なお、普通預金に対する質権の設定の法律構成については引き続き議論のあるところであるが、その有効性自体については概ね肯定されているのが現状であると思われる。商工中金の契約書においても、質権の設定後に貸付管理口座について預入れ、利息の発生または振込み等による増額、引出し等による減額、あるいは期間、利率及び種類の変



更がなされたとしても、これらの変更後の貸付管理口座にかかる元利金債権の一切が引き続き質権の目的となることと規定されている。

なお、貸付管理口座を商工中金において開設することを要求していることからすれば、あえて預金担保を取得しなくても相殺の担保的効力によって貸付債権の保全を図ることもできる。しかし、次項以下において説明するような預金の払い戻しの制限や、シンジケートローンを組成する場合に貸付管理口座を複数の債権者の有する貸付債権の担保として構成しなければならないことに鑑み、預金質権の設定という方法を選択している。

担保預金の払戻し

貸付管理口座に質権を設定したとしても、借入企業は、期限の利益を喪失する事由が生じない限り、その通常の事業遂行に必要な範囲内においては同口座からの払戻し及び振替を商工中金に依頼することができる。しかしながら、借入企業の事業活動の規模・状況に応じ、一日あたりに設定された一定額を超えた出金依頼等があった場合には、商工中金は、出金の依頼を拒否または保留することができることになっている。

一方、借入企業について期限の利益喪失事由が発生した場合（実際に期限の利益を喪失したか否かを問わない）には、商工中金は、貸付管理口座の残高を減少させる一切の取引を拒否または保留することができる建付けとなっている。請求失期事由が生じた場合に、失期通知が借入企業に到達するのを待っているのは実効性のある債権保全が図れないことに配慮した規定である。

担保の実行方法

担保の目的物である貸付管理口座は貸し手である商工中金自身において開設されていることから、担保の実行方法としては、法定の手続きによることはもちろん、より直截的に、貸付管理口座の全部または一部を直接取立のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額について被担保債権の弁済に充当することができることとされている。

4. シンジケートローン特約書（A B L用）

最後に、シンジケートローン特約書について解説する。

（1）特約方式によるシンジケートローン

本A B L契約書の中で、シンジケートローン特約書は、複数の金融機関がA B Lに参加する場合に用いられる。最近では、ますますシンジケートローンが普及し、無担保融資のみならず、担保付融資においても多用されているが、今後のA B Lにおいても地域金融機関を含む他の参加金融機関と連携・協調して行われることが予想される。

なお、シンジケートローン特約書は、複数の金融機関が参加することに伴う、金銭消費貸借契約証書に係る一定の修正・追加事項をまとめたものであり、金銭消費貸借契約証書そのものは、単独融資かシンジケートローンであるかにかかわらず同一のものを用いる方式である。

（2）債権及び担保権の法律関係

シンジケートローンの組成によって貸付人が複数になるが、特約書においては、これらの貸付人は、それぞれ貸付のシェア割合に応じて別個独立した貸付債権を借入企業に対して有することとされている。また、これに対応し、借入企業の代表者による停止条件付き連帯保証についても、各貸付人は、それぞれ別個独立した保証債権を代表者に対して有することとされている。

一方、担保権については、全貸付人が貸付のシェア割合に応じて（準）共有することを原則とするが、担保の目的物となった動産については各貸付人が共有し、占有については共同で（占有改定により引き渡しを受けて）間接占有するとの法律構成によっている。複数の貸付人が担保権を設定する方法としては、各貸付人間で互いに同順位の担保権を個別に複数設定する方法（個別方式）と、同順位で（準）共有の担保権を設定する方法（共有方式）が考えられるが、今回のA B Lにおける担保権は主として譲渡担保権（形式的には所有権）であるため、同一の対象物に複数の権利を設定することができないと解される可能性もあるので、個別方式ではなく共有方式を採用している。また、後記のとおり、担保権の実行も、法的倒産手続における別除権協定の交渉も、幹事貸付人が代表して行うこととなっている等、担保権をめぐる実務上の手続を可能な限り一本化することを目指したため、あえてこのような共有方式を採用することとした。



(3) 幹事貸付人

当初の幹事貸付人は、貸付管理口座の開設されている金融機関である商工中金が想定されている。幹事貸付人は、シンジケートに参加している各貸付人に対して善管注意義務をもって貸付の実行や回収等の幹事業務を遂行しなければならない。また、借入企業及び保証人は、幹事貸付人が全貸付人のために通知または請求等を行うものであることを認め、貸付金の返済等についても幹事貸付人に対して行わなければならない。

なお、担保権の実行に際しても具体的な実行手続は幹事貸付人が行うこととされているが、ABLにおける多数の動産譲渡担保や債権譲渡担保の実行の負担は必ずしも小さくないと想定される。このため、特約書においては、担保権の実行の結果得られた回収金の一定割合を担保権実行手数料として幹事貸付人が受領できることも規定している。

(4) 貸付人の意思決定方法

貸付条件の変更や極度貸付枠の喪失、あるいは担保権の実行等の判断については、原則として幹事貸付人が全貸付人の意見を聴取し、一定期間については意見調整につとめることとされている。しかし、最終的に意見が一致しなかった場合には貸付残高を基準とした多数決原理により意思決定を行うこととなっている。その際、貸付残高の何割以上の賛成を必要とするかは個別の決定事項ごとに異なりうる。

(5) 相殺

貸付管理口座にかかる預金債務の相殺に関しては、資金が集中する貸付管理口座は幹事貸付人に開設され、幹事貸付人がその貸付シェア割合にかかわらず、全貸付人の有する債権額で貸付管理口座にかかる預金債務を相殺することができることとし、幹事貸付人は相殺に必要な範囲で各貸付人から債権譲渡を受けることがあらかじめ合意されている。

(6) 法的倒産手続が開始した場合の処理

借入企業について法的倒産手続が開始した場合、一定の貸付シェアを有する貸付人が借入企業又はその管財人との間で全貸付人のために合意を形成できる旨の規定がおかれている。前記(動産担保・法的倒産手続開始の際の取り扱い、集合債権譲渡担保・法的倒産手続開始の際の取り扱い)のとおり、商工中金のABLは、法的倒産手続開始の際に、担保権の実行ではなく別除権協定の締結による効率的な処理を行うことが商工中金及び借入企業の双方にとって有益であるとの基本認識に立っている。特にシンジケートローンの場合には担保の権

利関係が複雑化することもあり、法的倒産手続においてA B Lがこのような別除権協定を通じて実質的に共益債権として取り扱われるような実務慣行が定着することが期待される。

第6章．担保対象物件等の管理

本章では、A B L 実行後の管理のうち、A B L に特有のものである担保対象物件等の管理について解説する。管理業務の内容として、管理体制の構築、担保物件の管理、コベナント管理、登記確認、資産査定の順に見ていくこととする。

1. 管理体制の構築

ここでは担保対象物件の管理体制、特に管理部署の在り方について解説する。

(1) 管理部署と営業部署の分離

A B Lにおいては、担保対象物である動産・債権の途上管理（モニタリング）が、不動産担保などに比してより重要となる。しかし、この動産・債権担保のモニタリング業務には煩雑な事務が発生することから、この作業負担が、従来A B L取り組みにおけるボトルネックのひとつと言われてきた。

A B Lにおける担保管理を考える場合に、最優先で取り組まなければならないのは、管理専担部署の設立、すなわち管理部署と営業部署の分離である³¹。営業部署から煩雑な事務負担を切り離すことは、営業担当者の足かせをなくし、A B Lに対して積極的なマインドを育成する、モニタリング事務が手薄となり、その結果として担保管理が疎かになり、担保価値の毀損につながるという事態を回避する、という攻守両面から必要であり、かつA B L推進上の相乗効果がある。A B Lを顧客ニーズに応じて提案する通常の商品の一つと位置づけて、ある程度の件数をこなしていく場合には、管理専担人員のコストは十分まかなえると思われる。

(2) 担保管理部署に必要なスペック

担保管理部署には以下のような基本スペックが求められる。

< 担保管理業務のスペック >

- 融資業務管理経験のある管理者（必ずしも動産・債権担保に精通している必要はない）
- 基本的なパソコン操作のできる管理担当者（融資業務に従事したことがあればベターだが、なくても可）
- 専用のパソコン（外部と非接続のセキュリティ完備のもの）
- 融資先企業との間で担保情報を授受するルールとインフラ
- 営業店部署との間での担保情報取り扱いに関するルールとインフラ

³¹ A B Lをこれから始める場合、いきなり管理部署を立ち上げることは実務上難しいと思われるが、試行的な段階を過ぎたら、なるべくすみやかに管理業務を切り離すことができるよう、あらかじめ計画を用意しておくことが望ましい。



(3) 取引先の売掛金・在庫管理体制・システムの機能や稼働状況の確認
 モニタリング業務の前提として、取引先における売掛金や在庫の管理体制・システムの機能や稼働状況を確認することが必要となる。基本的なチェック事項として、以下が挙げられる。

< 取引先の体制に関するチェック事項 >

- 独立した経理部門、経理担当者の有無
- 会計士、税理士の関与の有無
- 残高試算表の作成可否、回数、時期
- 実地棚卸の回数、時期
- 不良債権、不良在庫の評価減方法
- 貸倒引当金の引当方法

これらの基本的チェック事項はモニタリングの前提というよりは、A B L 取り組みの大前提というべきもので、不備が多い場合は在庫や売掛金の担保価値がいかにも高くとも A B L の取り組み自体を再検討するべきであろう。

(4) 貸し手側の担保管理ファイル(エクセルベース)の作成

担保管理ファイルは、当初エクセル等計算ソフトを活用して自前で作っていくほかはない。管理ファイルに記載する基本的な管理項目として以下が挙げられる。

図表 6.1 担保管理ファイルの基本項目

売掛債権担保	在庫担保
売掛先名	在庫の種類
売掛債権残高	簿価単価
評価率	売値単価
適格売掛債権評価額	処分時回収率
担保掛目	担保評価額
担保引当額	担保掛け目
	担保引当額

(5) 担保データ授受方法の検討

取引先との間での担保データ授受方法について、貸し手(情報の受け手)・借り手(情報の出し手)双方にとって特に注意が必要なことは、当然のことながら情報漏えい等の事故発生の防止にある。在庫や売掛金の明細といった情報は、借り手企業にとって企業活動の生命線とも言うべき重いものであり、厳正な管理が求められる。

授受方法として以下の二通りが考えられる。

<担保データの授受方法>

- 書留郵便(保険付き)を活用した電磁媒体(FD、MO等)の授受
- 企業との間で専用回線をつなぎ、電磁的に情報を授受

特に売掛金の明細については、売掛先の住所・氏名等個人情報を授受する場合があるため、「電子メール(添付ファイルにパスワードを設定した場合も含む)」や「ファックス」等のセキュリティレベルでは非常に危険であり、安易な取り扱いは厳に慎まなければならない。

(6) 債権譲渡に付随する個人情報の取り扱い

上記(5)に関連して、債権譲渡に付随して譲受人(貸し手)が譲渡人(借り手)から個人情報(第三債務者の氏名・住所)の提供を受ける場合に、事前に第三債務者たる本人の同意を得ないでなし得るかどうかについては、以下のとおり金融庁の「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』(案)への意見一覧」(金融庁HP掲載)に記載されており、改めて同意を必要としないと解される。

<金融庁回答>

「債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。」



(7) 担保管理システムの構築・導入

「担保管理に専用のシステムの構築・導入が必要か」という問題は、案件の取り組み件数とシステム構築コストとのバランスの中で、判断すべきである。重要なことは「担保管理システムの必要スペックは、案件に取り組みながらノウハウとして取得されていく」ものであり、最初から必要十分なシステムを構築することは難しいということであろう。

A B Lの担保管理の難しいところは、融資案件（担保物の種類）ごとに「チェック項目」「チェック時期」「コベナンツ抵触時の対応」等が様々異なることである。このため、まずは融資案件の取り組み実績を積み上げ、一定のノウハウを蓄積してからシステム作りに取り組んでも遅くはない。

取り組み案件が少ない間は、エクセル等、既存の計算ソフトを活用し、独自の管理ファイルを考案し、修正を加えながら利用していくというのが、現時点では金融機関にとって最も現実的な対応と思われる。

ただし、一部システムベンダーが積極的にこの分野におけるシステム構築に取り組んでいることも事実である。特に、A B S等の証券化商品や、ファクタリング等のシステムからの派生バージョンとして、A B Lの担保管理システムを構築し、構築コストも抑えるような事例もあるようであり、一考の価値がある。

2. 担保物件の管理

A B Lの取り組みにおいて最も重要なポイントは「モニタリング」にあるといっても過言でない。ここでは、売掛債権と在庫に分けて担保物件の管理について解説する。

(1) 売掛債権の管理

売掛債権の残高管理

貸し手側は、売掛債権の発生・回収状況・残高等について、借り手企業から、定期的に情報提供を受ける。担保管理を効率的、かつスピーディーに行うためには、提出されるデータは電磁的ファイル（エクセルファイル等）の形式とすることが必須となる。

米国におけるA B Lの主な担い手であるファイナンスカンパニーにおいては、これらの管理を毎日行っており、それに耐えうるシステム等インフラ整備が発達している。システム手当ての無い現時点の日本においては、月次もしくは週次の管理が限界と思われる。管理はより細かい期間で綿密に行うことが望ましいことは当然だが、現実的には月1回程度の実施で十分と思われる。

売掛債権の期日管理

米国においては、売掛債権の期日管理は、通常月次で売掛サイトごとの残高の提出を受け、その金額と、日次で行う残高管理のデータとの突合により行う。月次で残高管理を行う場合も基本的には考え方は同じで、前月提出時のサイト毎のデータとの突合を行うことにより、サイト内での回収が行われているかの確認を行う。

売掛債権の担保残高の勘定突合

企業側で管理している売掛債権管理資料と、貸し手側で把握している債権残高を突合する作業を、不定期で行う。担保情報の正確性を確認する意味で行うもので、通常は当初締結する譲渡担保契約書上で、貸し手企業が借り手企業を立ち入り検査できる旨あらかじめ取り決めておく。

売掛先別の残高管理

定期的に提出される売掛債権データをもとに、貸し手側は借り手側の売掛先について、信用状態、債権の集中度を把握し管理する。特定の売掛先に対して集中度が高まれば、A B Lの貸出条件に影響を与える場合もあり、あらかじめ



譲渡担保契約書上で一定の制限（コベナンツ）を定める場合もあり、その場合はコベナンツ抵触チェックが必要となる。

証券化の場合と同じように5%を超える場合は個別企業の信用状態を審査し、5%未満のプール債権の場合は、大数の法則にもとづいてリスクを把握し、個別企業の信用力は問わないのが一般的である。

時系列管理

時系列の管理は、担保となる売掛債権全体について、毎年（または半年毎に）一時点における回転期間、ダイリキュション率のチェックを行い、それぞれ長期化、増加の有無を確認する。

（2）在庫の管理

モニタリングの重要性

A B L 取り組みの最も重要なポイントは「モニタリング」にあるといっても過言ではない。在庫は借り手企業における日々の営業活動により変動するものであり、定期的な残高管理により当初融資条件との突合と検証を行う必要がある。

モニタリング項目

モニタリングを行う主要な項目は以下のとおり。

< 在庫のモニタリング項目 >

- 全商品の数量
- 担保不適格商品の数量
- 商品内容、商品アイテム別割合
- 商品の滞留期間
- 商品の保管場所

モニタリング作業を有効なものとするため、貸し手側はあらかじめ提出データのフォーマット、定義、期限、提出方法等について綿密に打ち合わせを行い、意思統一を図っておく必要がある。

残高管理

残高については以下の項目別に分類を行った残高について、借り手企業から提出を受ける。

< 残高管理の分類項目 >

- 製造、加工ステージ毎（原材料、仕掛品、半製品、完成品）
- 保管場所、所在地毎
- 種類別（酒飯店の場合：日本酒、焼酎、ワイン、ビール…）

所在地の確認

在庫管理において保管場所所在地の把握は重要である。動産・債権譲渡特例法も、担保対象動産の特定の仕方として「保管場所の特定」をひとつの要素にあげている。

モニタリング期間中の留意事項として、保管場所の新設の有無、在庫の移動がないかの確認が挙げられる。

時系列管理

時系列の管理は、担保となる在庫全体について、毎年（または半年毎に）一時点における回転期間、不適格在庫の量についてチェックを行い、それぞれ長期化、増加の有無を確認する。

評価替え

在庫商品は、季節的要因、相場、競合商品の登場等、様々な価格変動リスクを内包しており、定期的な評価替えが必要である。一般的に、最低でも1年に1回、最短で3ヶ月に1回の評価替えを行う。

実在確認

在庫の実在確認については、評価替えと同時に行うのが効率的。全量調査は困難であり、サンプリングによる実地棚卸により実在確認を行う。日本には米国のような専門業者（フィールドイグザミネーター）はまだいないが、専門家（税理士、会計士等）の協力を得て行うほうがスムーズに行くと思われる。



(3) その他管理上の留意点

一般に管理がしやすく商品も処分しやすいものは評価も高いが、その分、知らないうちに第三者が取得していたというようなことも起こりうる。そのような懸念が存在する場合には、営業倉庫に入れて、そのうえで、商品等を搬出のグループに区分けし、そのグループを倉庫内に整理し、必要な分だけ出荷するというやり方をとるか、もしくは商品の管理権をとってしまうという意味で、出保管という方法をとる場合もある。これは、債務者の倉庫そのものを賃貸借もしくは使用貸借で借り上げることにより、必要な時に出入りする権利を確保し、これによって事実上管理をするというやり方である。

日常の管理については、債務者の格付けの程度によって、対応を変えるという事例もある。例えば、基本的には月に1回、担当者が商談や集金で現場を回ることがあるので、そのときに現場の確認、在庫の確認をする。他方、格付けが低い場合には、それに審査の人間が一緒に行って現物のチェックをやるようなケースである。

また、譲渡担保の公示制度ができたとはいえ、即時取得の問題があるため、できる限りの明認方法を検討するにするとという例もある。ただ、その場合、商品の性質や債務者の協力があるかないかによって、かなり対応が異なる。商品によっては打刻をしたり、ペイントをしたり、といった、いわば原始的手段を講じなければいけないケースもある。

3. コベンナツ管理

ここではA B Lの契約に付帯されることが多いコベンナツの取り扱いについて解説する。

(1) コベンナツの定義

一般に「コベンナツ(誓約事項)とは、融資期間中、債務者が債権者に対し一定の作為・不作為を誓約すること」と定義されている。

(2) コベンナツの種類

積極的な作為を要求するもの

- 財務指標の一定水準以上の維持(自己資本比率、経常利益、インタレスト・カバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ等)～財務制限条項
- 正確な決算書類の定期的提出～報告条項

不作為を要求するもの

- 他の債権者への担保提供の制限～報告・承諾条項
- 一定水準以上の配当や重要財産の処分の制限～報告・承諾条項

(3) 財務制限条項の確認

財務制限条項管理のためには、財務制限条項をあらかじめ確認し、担保管理部署において担保管理表に記載し、財務制限条項毎に時系列でチェックする必要がある。

財務制限条項を確認する時期、必要となる資料・提出時期ならびに、抵触した場合の対応について、借り手企業と十分に打ち合わせを行い、あらかじめ十分な共通認識を作っておくことが、後日のトラブル防止のため重要である。

(4) 報告・承諾事項の確認

報告・承諾事項管理のためには、契約書に記載されている報告・承諾条項をあらかじめ確認し、担保管理部署において担保管理表に記載し、報告・承諾条項毎に時系列でチェックする必要がある。

報告・承諾条項については報告・承諾事項それぞれの範囲、報告時期等ならびに報告・承諾の義務を怠った場合の対応について、借り手企業と十分に打ち合わせを行い、あらかじめ十分な共通認識を作っておくことが重要である。



(5) コベナンツ策定上の留意点

コベナンツはそれ自体担保や保障の代替となるものではなく、債務者の異常値を早期に認識することで、間接的に債権保全に資するものと解されている一方で、抵触時には期限の利益喪失事由となるなど、強力な効力を持つ場合もある。

従って、貸し手側は当該コベナンツが借り手側の権利を一方向的に制限するものとならないように配慮する必要がある。債権者と債務者の負担する義務のバランスの崩れた条項は、「公序良俗違反」「優先的地位の濫用」等の理由により、債務者破綻時に管財人から無効を主張される事態ともなりかねないので、十分な注意を要する。

4. 登記確認

登記後には登記事項の期限や内容を確認する必要がある。

(1) 登記事項の確認

登記後は、登記事項証明書に基づき、登記事項の期限や内容を確認する。登記事項証明書には以下の記載があるので、譲渡担保設定契約書の内容と照合する。

< 確認すべき登記事項 >

- 譲渡人の法人名、住所
- 譲受人の法人名、住所
- 登記原因およびその日付
- 譲渡対象物の個数
- 登記年月日



5. 資産査定

ABLにおける担保物件について自己査定上及びパーゼル 上の取り扱いについて解説する。

(1) 自己査定上の扱い

自己査定で債権を分類する場合には、優良担保（預金、国債、決済確実な商業手形等）の処分可能見込額により保全されている部分は非分類であり、一般担保（優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるもの）の処分可能見込額の場合は 分類になる。

動産や債権を担保徴求する場合、客観的に処分可能性のあるものであれば一般担保として認められることになるが、現時点では処分実績のない時点では客観的な処分可能見込額の算定・推計は困難と言わざるを得ない。

すなわち、金融機関をはじめとする貸し手のABLの積み重ねを待って、その処分実績から処分可能見込み額を推計するよりほかに、それまでの間は自己査定上、担保としての扱いはできず、全額分類の対象となると考えるべきであろう。

(2) パーゼル（新BIS規制）上の取り扱い

金融庁が平成17年12月26日に公表した「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示並びに銀行以外の預金取り扱い金融機関（及び銀行持株会社）に関する告示案の公表について」においては、動産担保は適格担保としての認定を受けていない。

適格担保としての認定を受けるために法的有効性の条件として挙げられている「法的に担保権が確立されていること」とは「登記制度により法的に権利があることについて対抗要件を具備している」のみでなく「担保物の保全・処分を図ることが高い可能性で可能であり、一定の換金性を実測できる」レベルを要求していると考えられる。動産の適格担保認定の問題は、金融機関が動産担保融資の実績を積み重ね、実際の処分事例による担保引当額の推計ができるようになることが大前提となる。

図表 6.2

バーゼルにおける動産担保 / 売掛債権担保の取り扱い

金融庁「告示」要約

項目	動産担保	売掛債権担保
担保種類	その他資産担保	債権担保
適格性	要件を満たせば適格 当局が指定することとなっているため、告示に明記が必要(現状、航空機、船舶、ゴルフ会員権のみ)	要件を満たせば適格 ・原債権期間は1年以内 ・原債務者は、原債権者の関連会社等リスク相関の高い先ではないこと
掛目 LGD	71.4% (= 100/140) 45% 40% (-5%)	80% (=100/125) 45% 35% (-10%)
法的有効性等	・法的に担保権が確保されていること ・担保権は第一順位のみ ・契約書上に担保明細を明記	・法的に担保権が確保されていること
担保評価	・評価額は、公正な時価を上回るものでないこと ・年1回以上の再評価、定期的な実査を行うこと	・評価額には、回収費用、当該プールにおける原債務者の集中度合い、当行与信との名寄せによる集中度合いが勘案されていること
監視	・損害や劣化からの保全措置がとられていること	・被担保債権を、適切かつ継続的に監視していること
方針	動産担保による信用供与の方針の保有 ・金利等の条件への勘案 等	
原債務者の信用リスク評価		原債務者の信用リスクを管理していること それを原債権者に委ねる場合、原債権者が銀行と同等の信用リスク管理を行っていることの検証が必要

(3) 評価の留意点

「担保は融資金とのバランスで必要な金額分を徴求すべき」という基本的な考え方からいけば、自己査定上は担保として分類金額から控除できないからといって、動産や債権担保について「評価の作業を省略」したり「単純に無評価」とすることは厳に慎まなければならない。

当然のことながら、融資金額に対し過大な評価額の担保を徴求すれば、前述の「公序良俗違反」「優先的地位の濫用」に当たる懸念もある。

また、動産や債権について、一定のルールやエビデンスをもとに評価を行い、その記録を残していくことが、将来の適格担保認定についてはABLの発展に寄与するものであることを忘れてはならない。

自己査定上の評価はできずとも、貸し手側は担保対象物である動産や債権の評価作業にチャレンジし、一定のルール・基準作りに努めるべきと考える。

第7章. 処分・回収

本章では、借り手企業がデフォルト等に陥り、協議の結果、担保物件を処分するというケースについて解説する。まず、「1．処分の決定」では、処分開始の決定時の検討事項を概観する。次に「2．担保権の行使」では、担保権実行の手續について法的な根拠をふまえながら解説する。最後に「3．処分に際しての実務的なポイント」では、処分に関する実務経験に基づく留意点等を紹介する。

1. 処分の決定

まず、処分開始を検討する場合のポイントについて概説する。

(1) 処分開始の事由

取引先に関して、以下のような事象が発生した場合に、譲渡担保権の私的実行の検討を行う。

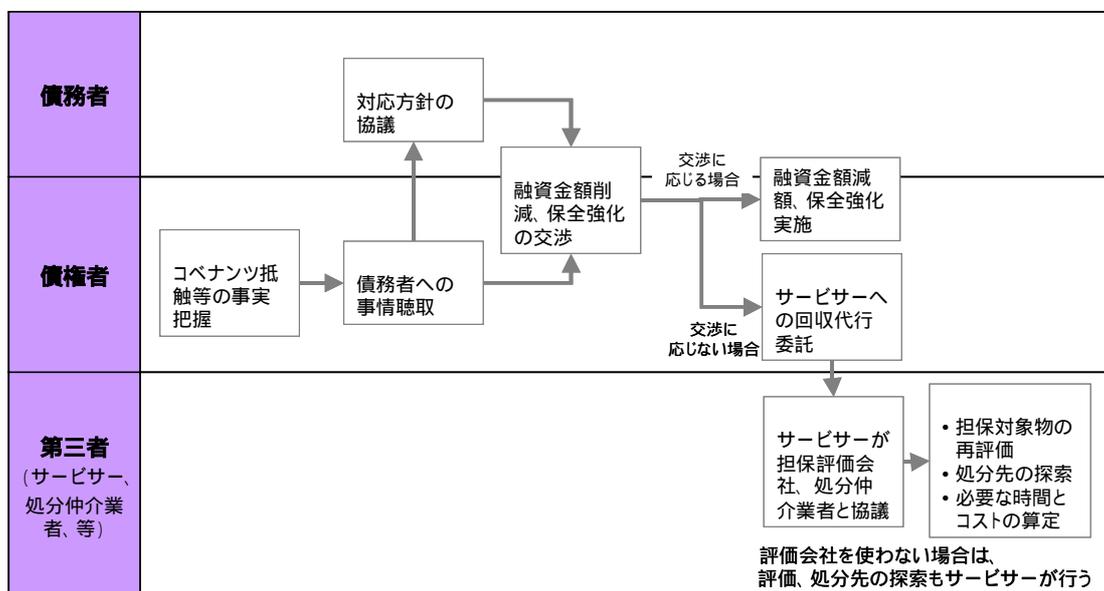
< 処分開始の事由 >

- 期限の利益を喪失した場合
- 譲渡担保設定契約書の各条項に違反し、貸し手からの是正措置要請に従わない場合
- 譲渡担保設定契約書の表明・保証条項に違反した場合

(2) 処分開始までのプロセス

実務上、処分開始に至る危機管理は以下の手順で行われる。

図表 7.1 処分開始までのプロセス(一例)





(3) 譲渡担保権の私的実行の選択

債務者が選択した倒産手続により、譲渡担保権の私的実行の法的な可否は決まるが、私的実行が可能な場合においても、貸し手側としては、経営者の意思、担保物の特性、事業価値の活用、等諸々の事情を勘案し、回収の最大化のため取りうる手段の検討を柔軟に行わなければならない。

以下、倒産手続きの五つの種類ごとに、ABLの担保権に関する権利と取り扱いのポイントを列記する。

会社更生法の場合

更生手続外での担保権の私的実行は不可。

- 債権者が更生手続外で私的事項を行えない以上、管財人が任意売却を行うことは期待することは困難である。
- 倒産時の担保目的物の時価相当額を更生担保権として管財人に届出し更生計画に沿った回収を余儀なくされる。
- 債権者としては保全管理人との連絡を密にとり、担保目的物の価値が毀損しないようフォローする必要がある。
- 管財人による担保権消滅請求制度がある。

民事再生の場合

- 別除権の行使として、民事再生手続外での譲渡担保権の私的実行は可能。
- 債務者は原則として営業を継続するため、担保物の固定化の問題が発生する。
- 私的実行までは債務者は担保物の対価を支払い、当該動産の受け戻しが可能。
- 債務者は債権者の別除権行使を防ぐために、債権者に対し別除権協定の打診を行う場合がある。
- 担保権消滅請求制度があり、別除権協定が不調の場合、債務者が行使する場合がある。
- 債務者にとって営業に不可欠なものは任意売却に応じない。
- 債務者にとって営業に不要なものは任意売却に応じる可能性があり、債権者にとってより高値で売れる先を紹介するメリットがある。
- 譲渡担保権の私的実行を行う場合、債権者自ら買い手を捜す必要がある。

破産の場合

- 別除権の行使として、破産手続外での譲渡担保権の私的実行は可能。
- 譲渡担保権の私的実行を行う場合、債権者自ら買い手を捜す必要がある。
- 担保物をより高値で売却することに管財人、債権者の利害が一致するため、管財人と協力しながら高価かつ迅速に売却処分することに努める。

私的整理（I R C J、ガイドライン利用型）

- 譲渡担保権の私的実行は可能。
- 一時停止期間中は担保権実行は控えるべきとされている。
- 譲渡担保権の私的実行は法律上禁止されていないが、実行すれば債務者の法的倒産手続へのトリガーを引くことになる可能性が大きい。法的倒産手続に移行すれば債権者全体の回収額が減少する可能性があり、慎重な対応が必要。
- 実務上はI R C J、主力行、債務者の提案する事業再生計画により弁済を受けることになる場合が多い。
- 私的整理の場合、債権者全員の同意が必要。

私的整理（I R C J、ガイドライン利用以外）

- 譲渡担保権の私的実行は可能。
- 一時停止期間中は担保権実行は控えるべきとされている。
- 譲渡担保権の私的実行は法律上禁止されていないが、実行すれば債務者の法的倒産手続へのトリガーを引くことになる可能性が大きい。法的倒産手続に移行すれば債権者全体の回収額が減少する可能性があり、慎重な対応が必要。
- 実務上は債務者の提案する事業再生計画により弁済を受けることになる場合が多い。
- 私的整理の場合、債権者全員の同意が必要。



2. 担保権の行使

以下では、担保権を行使する場合の手続について、解説する。

(1) 動産譲渡担保権の実行手続

総論

動産譲渡担保権の実行手続は私的実行によるものとされている。

判例によれば、譲渡担保権の法的性質は、譲渡担保権者に目的物の所有権が移転するも、移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲にとどまるとされており、譲渡担保権者が確定的な所有権を取得するためには清算手続の完了まで必要とされている。

具体的には、動産譲渡担保権の実行手続は、被担保債権額が目的物の価額を上回るため清算金が生じないときは、譲渡担保実行通知、目的物に対する占有の確保、目的物の換価・清算手続という流れを経て完了することとなる。これに対して、目的物の価額が被担保債権額を上回るため清算金が生ずるときは、後述するように、譲渡担保権者は清算金の支払を行わないと目的物の引き渡しを受けることができない。

譲渡担保実行通知

動産譲渡担保権の実行が私的実行によるものとしても、被担保債権の弁済期が到来しただけでは、担保目的物たる動産所有権の確定的移転は当然には生じないとされ、目的動産所有権の確定的移転のためには、譲渡担保権者から設定者に対する実行通知（確定的な所有権を取得する旨の意思表示）が必要とされている。

また、ある特定の場所（倉庫等）に存する動産全てを目的物とし、絶えず目的物の中身が入れ替わる流動集合動産譲渡担保について、その実行には、被担保債権の弁済期の到来に加えて、目的物たる流動集合動産の中身を「固定化」することにより実行対象を確定することが必要である。「固定化」が生じた場合、それ以降に特定の保管場所に搬入された個別動産については譲渡担保権の効力が及ばないこととなる。なお、かかる「固定化」が生ずる時点としては、譲渡担保権者による実行通知のほか、譲渡担保目的物の差押え、法的倒産手続の開始決定、契約により合意された固定化事由の発生などが考えられ、そのいずれの時点によるかは争いがある。基本的には、当事者の合意した固定化事由の発生によるべきものと考えられる。

占有の確保

(ア) 占有確保の必要性

譲渡担保権者は、実行手続の中で、目的物の所有権を取得した上でこれを換価し、被担保債権の弁済に充てるが、目的動産の占有は設定者に留められているため、たとえ目的動産の所有権を取得したとしても、設定者が任意の引き渡しに応じなければ、散逸したり処分されたりしてしまうおそれがある。また、目的動産が生鮮食料品等の場合、その占有を確保するまでに時間がかかれば、時の経過に伴って担保価値が著しく減少・毀損し、あるいは無価値になってしまうおそれがある。

そこで、譲渡担保権者にとっては、目的動産の占有をできる限り迅速に確保することが実行手続における最重要の課題となる。

(イ) 占有確保のための方策

譲渡担保権者は、担保の実行として、設定者に対し、目的動産の引渡請求をすることができる。かかる引渡請求に設定者が任意に応じる場合は問題がないが、設定者が任意の引き渡しに応じない場合、譲渡担保権者としてはいかなる方法により目的動産の占有を確保することができるか。

() 所有権に基づく引渡請求訴訟

設定者が任意に目的動産の引き渡しに応じない場合、譲渡担保権者としては、目的動産について引渡請求訴訟を提起し、引き渡しを命じる判決を得て、これを債務名義とした目的動産の引渡執行を行うことによって目的動産の占有を取得することになる。

() 保全処分

しかし、引渡請求訴訟の提起から確定判決までは時間を要するため、その間に目的動産が散逸・毀損したり、処分されたりするおそれがある。そこで、譲渡担保権者としては、目的動産の散逸を防止し、将来の引き渡しを確保するために、占有移転禁止の仮処分、処分禁止の仮処分、引渡断行の仮処分といった保全処分の申立てを行うことが多い。

ないし のいずれの保全処分においても、a) 保全処分申立て、b) 裁判所における審尋、c) 保証金の供託、d) 保全決定、e) 保全執行という流れが進むが、 の仮処分においては原則として債権者（譲渡担保権者）のみならず債務者（設定者）の審尋を行う必要があることから（民事保全法 23 条 4 項）、必ずしも密行性を確保できないという問題がある。



なお、民事保全法 49 条 3 項によれば、動産仮差押えについて著しい価値の減少を生ずるおそれがあるとき等には執行官が目的物を売却してその売得金を供託することが認められており、仮処分の目的物についても民事保全法 52 条 1 項により準用を認めるのが裁判例の大勢である。

もっとも、前記のとおり動産は時間の経過とともに目的物の散逸・毀損のおそれがあり、仮処分の申立準備から仮処分命令を得て実際に保全執行としての動産執行に着手するまでには、最速でも 1～2 週間程度要するため、迅速に対応・処理しなければ結果として執行不能となってしまう可能性は否定できない。そこで、保全手続の迅速化を図るため、動産譲渡登記を具備した目的動産の引渡請求権の保全処分に関して、仮処分における被保全権利及び保全の必要性の疎明の程度を緩和したり、引渡断行の仮処分を無審尋で発令する（民事保全法 23 条 4 項但書参照）といった運用上の工夫を行うべきである、引渡執行について代替執行（民法 414 条 2 項本文、民事執行法 171 条参照）を認めるべきである、といった提言も存在する。

なお、譲渡担保権者は、保全処分が奏功して占有を確保した場合であっても、本案訴訟を提起して、目的動産の引き渡しを命じる確定判決を得ることが必要である。

（ ）自力執行

上記（ ）（ ）の方法は迂遠であることから、しばしば譲渡担保権者が自ら目的動産の搬出を行う自力執行がなされることがある。では、このような自力執行は認められるか。

自力執行による搬出行為については、窃盗罪を構成し、社会通念上の受忍限度を超えた違法な行為であるとした判例が存在する（最判平成元・7・7 刑集 43-7-603）。また、後記 のとおり、判例上、目的物の引き渡しは清算金の支払いと同時履行の関係に立つとされている。

これらの点からすれば、原則として、設定者の承諾がない限り、譲渡担保権者による搬出行為（自力執行）は認められず、譲渡担保権者が目的動産の占有を確保する手続は、原則として上記（ ）に述べた本訴提起及び動産引き渡しの強制執行手続によるべきである。もっとも、判例によれば、債務者が倒産し、かつ代表者が行方不明になっている等の事情下においては、自力執行は、代表者に代わる管理者が置かれている等の特段の事情がない限り、不法行為に基づく損害賠償責任を発生させるとまではいえないとされており（最判昭 53・6・23 集民 124-127）自力執行が常に違法と評価されているわけではない。

なお、目的動産の搬出を可能にするために、設定者との合意に基づき、譲渡担保権者があらかじめ目的動産の保管場所に支配を及ぼすことができるように

しておく方法がとられることがあり（いわゆる「出保管」）、この場合においては、譲渡担保権者は自力執行としての目的動産搬出を適法になし得る。

換価・清算手続

譲渡担保権者は、いかなる方法によって目的物を換価し、設定者との間で清算を行うか。

譲渡担保権を目的動産の換価・清算方法から分類すると、譲渡担保権者が目的物を第三者に処分して、その売買代金を債務の弁済に充てる「処分清算型」、

譲渡担保権者が目的物の所有権を取得し、目的物を適正に評価して評価額が債権額を上回る場合には差額（清算金）を設定者に交付する「帰属清算型」、の二類型がある。担保権者は、設定契約に別段の定めがない限り、本来、いずれを選択することもできるが、動産譲渡担保においては、設定者に現実の占有を残したまま目的動産を処分することは困難であるため、設定者が清算前において任意に目的動産の引き渡しに協力しない限り、原則として帰属清算型となる。

帰属清算型の譲渡担保において、譲渡担保権者は、目的物を換価処分又は適正評価して得られた価額から被担保債権額を控除した残額を債務者に支払うことを要し（無清算の特約は無効とされる）、債務者の目的物引き渡し義務と清算金支払義務は同時履行の関係にあるとされている（最判昭46・3・25民集25-2-208）。また、処分清算型の場合にも、清算金の支払なくして譲渡担保権者から債務者に対して引渡請求があったときは、債務者は同時履行の抗弁権を主張することができるかと解されている。さらには、譲渡担保権者から譲渡担保権の実行として目的物の譲渡を受けた第三者から引渡請求があったときも、債務者は、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができるかと解されている（最判平9・4・11裁判集民183-241）。

したがって、譲渡担保権者としては、目的動産を適正に評価した上で、その評価額を被担保債権に充当し、差額が生ずる場合には清算金としてその差額を設定者に交付し、その交付と引き換えに目的動産の引き渡しを受けることとなる。また、譲渡担保権者が設定者に対して目的動産の引渡訴訟を提起した場合において、同訴訟の中で設定者が譲渡担保権者に対して清算金の支払いを主張してこれが認められれば、目的動産の引き渡しは清算金の支払いと引き換えになす旨の引換給付判決が下されることになる。

このことから、目的動産の評価額が被担保債権額を明らかに上回る場合において、目的動産の適正評価額及び清算金の額について設定者と譲渡担保権者との間で争いが生じた場合には、譲渡担保権の実行は直ちに完了せず、譲渡担保権者が目的動産を最終的に処分・換価できる時期がそれだけ遅れることになる。そこで、当初の動産譲渡担保設定契約において、目的動産の評価額の算定根拠



を規定し、合意しておくことにより、適正評価額及び清算金の額を早期に確定させるための工夫がなされる場合がある。

私的実行以外の実行方法

(ア) 他の債権者の競売手続への参加

譲渡担保権者は、設定者に対する他の債権者による目的動産の競売手続内で優先弁済を受けることができるか。

この点、譲渡担保の目的物に対して他の債権者から競売手続が申し立てられた場合において、判例は、譲渡担保権について所有権が移転しているという外形を重視し、第三者異議の訴え（民事執行法 38 条）により執行行為の取り消しを求めるべきものとしている（最判昭 58・2・24 判時 1078-76）。流動集合動産譲渡担保においても、同様の判断がなされている（最判昭 62・11・10 民集 41-8-1559）。これらの判断から、譲渡担保権者が動産競売手続等の中で配当要求（民事執行法 133 条）を行うことにより優先弁済を得ることは認められないものと考えられている。

(イ) 動産競売の可否について

譲渡担保権者は、譲渡担保権に基づき目的動産について動産競売を申し立てることができるか。この点については、判例上、譲渡担保権について、所有権の外形的移転という形式面が重視されていること、動産競売を認める実益が少ないこと等を理由に、譲渡担保権に基づく動産競売の申立てについては消極的に解するのが通説的見解である。

しかし、動産競売に対する実務上のニーズがあること、後記のとおり法的倒産手続において譲渡担保権は担保権として扱われていること、民事執行法の改正により、同法 190 条 1 項の「担保権」に譲渡担保権も含まれると解することも可能となったことから³²、譲渡担保権に基づく動産競売を認めるべきとする見解も提唱されており、この点に関しては、担保法制のあり方も含め、今後議論が深まっていくことが予想される。

(2) 動産譲渡担保権と法的倒産手続

設定者について破産・民事再生・会社更生等の法的倒産手続が開始された場

³² 改正前民事執行法 190 条によれば、担保権者が占有を有しない動産担保に基づく競売申立てを行う際に、占有者の差押承諾文書の提出を必要としており、設定者が同文書を提出することは期待できないから、譲渡担保権に基づく動産競売申立ては不可能であった。一方、改正民事執行法 190 条 1 項 3 号において、差押承諾文書に代えて執行裁判所による動産競売開始申立書の提出をもって動産競売の申立てが可能となったため、190 条 1 項本文の「担保権」に譲渡担保権も含まれ、譲渡担保権者に基づく競売申立てが可能となることが可能となった。

合、動産譲渡担保権者は法的倒産手続の中でいかなる方法で譲渡担保権を行使すべきか。

破産手続

破産手続において、譲渡担保権者は破産財団に対して目的動産の取戻権を有するとする見解もあるが、譲渡担保権の担保としての実質を重視して、譲渡担保権者は別除権者として扱われるとするのが通説的見解であり、かつ実務の大勢である。

このように、別除権者は破産手続外において権利を行使することになるので、前記(1)に述べたのと同様の手続により譲渡担保権を実行することができる。ただし、破産管財人が正当な理由なく目的動産の引き渡しを拒むということは考えにくいので、実際は、破産管財人と交渉・協力の上、目的動産を処分・換価することが多いと思われる。そして、換価の結果、被担保債権に不足部分が発生する場合には譲渡担保権者はこの不足部分について破産債権として債権届出を行い、一方、売得金が被担保債権全額に充当されて清算金が発生する場合にはそれを破産財団に組み入れることになる。

なお、流動集合動産譲渡担保においては、設定者の破産手続開始決定により目的物たる流動動産の「固定化」が生じ、譲渡担保権者は、固定化時点における個別動産の集合体に対して権利を行使することになり、固定化以後に特定の保管場所に搬入された動産に対しては、譲渡担保権者としての権利を主張することができないと解する見解があるが、反対説もある。

民事再生手続

民事再生手続においても、上記に述べたのと同様、譲渡担保権者は別除権者として扱われ、手続外で権利を行使することができる。流動集合動産譲渡担保において、再生手続開始決定により目的物たる流動動産の固定化が生ずるか否かの問題がある点も同様である。

なお、民事再生手続は、事業の再生を目的とした手続であるので、設定者(再生債務者)は、目的動産が事業の継続に欠くことのできないものである場合には、担保権者との間で別除権協定を締結し、目的動産の受戻しを行うことによって、担保権の実行を回避することも多く見られる。

また、目的動産について、事業の継続に欠くことのできないものとして、再生債務者より担保権消滅許可の申立てがなされ、目的動産の価額に相当する金銭の支払いを受ける代わりに譲渡担保権が強制的に消滅させられる場合がある(民事再生法148条)。



会社更生手続

会社更生手続において、譲渡担保権は更生担保権に準じて権利行使すべきものとされ（最判昭和41・4・28民集20-4-900）譲渡担保権者は、更生手続開始までに担保権の実行を完了していない限り、更生計画の定めるところによらなければ被担保債権の弁済を受けることができない。したがって、譲渡担保権者としては、更生担保権者として更生手続において債権届出をなし、更生計画の中で弁済を受けることになる。

更生管財人は、譲渡担保の目的動産について、更生手続開始時の「時価」に基づいて評価を行い（会社更生法83条2項）更生手続において策定する更生計画の中で弁済金額及び弁済方法を定める。なお、譲渡担保権者は、目的動産について管財人の行った評価額に不服がある場合には、その評価額を争うことができる（会社更生法153条）。

流動集合動産譲渡担保においても、破産、民事再生の場合と同様、更生手続開始決定（あるいはそれに先立つ保全管理命令）により目的物たる流動集合動産の固定化が生じ、譲渡担保権者は、固定化時点において存する集合動産に対して更生担保権者として権利を行使することになり、固定化以後に特定の保管場所に搬入された動産については、譲渡担保の効力は及ばないと解する見解があるが、反対説もある。

なお、譲渡担保の目的動産が在庫商品等である場合、更生管財人は、事業の継続のためこれらを商品として売却する必要があるため、譲渡担保権者との間で、目的動産に対する譲渡担保権について、売掛金債権又は売却代金相当額が入金された銀行預金債権に対する質権に担保を変換する旨の合意を行う例もしばしば見られる。

（3）債権譲渡担保権の実行手続

総論

債権譲渡担保は、債務者（設定者）が、第三債務者に対する債権（たとえば顧客に対する売掛代金債権）を、担保目的で債権者（担保権者）に譲渡する形式による担保である。

したがって、その実行は、担保権者（＝債権譲受人）が、債権譲渡通知（民法467条の通知については、債務者から予め受領し又は発送の委任を受けていたもの）を第三債務者に到達させ（債務者対抗要件の具備）、自ら債権者として取り立てる方法（私的実行）によるのが一般である。

担保権者は、取り立てた目的債権額を、被担保債権の弁済に充当することができる。取り立てた目的債権額が被担保債権額を上回る場合には、清算義務を

生ずる。

以下、集合債権譲渡担保（債務者の既発生債権及び将来債権につき一括して担保の設定を受ける方法）について、簡潔に検討する。

実行方法

集合債権譲渡担保においては、設定契約上、債務者が債務不履行等により期限の利益を喪失するまでは、債務者に目的債権の回収及び回収金の使用が認められる場合が多い。しかし、債務者が期限の利益を喪失した場合には、担保権者は、債権譲渡通知を発送して自ら取り立てることができることになる。

この債権譲渡通知（債務者対抗要件の具備）の方法は、担保権者が債権譲渡登記（第三者対抗要件）を具備しているか否かによって異なる。

（ア）債権譲渡登記を具備している場合

この場合、登記事項証明書を交付して通知する方法による（動産・債権譲渡特例法4条2項）。この通知権者は債務者（譲渡人）又は担保権者（譲受人）である。第三債務者に登記事項証明書及び債権譲渡通知の双方が到達した時点で債務者対抗要件としての効力を生ずる。債権譲渡通知を内容証明郵便によって行う場合、登記事項証明書はこれに同封することができず別便とせざるを得ないから、その双方が同時に第三債務者に到達するよう期すべきことになる。登記事項証明書は、原本であることを要する（東京地判平11・9・17金法1561-76）。

（イ）債権譲渡登記を具備していない場合

この場合、実務上、内容証明郵便など、確定日付ある証書により通知を送付し、債務者対抗要件のみならず第三者対抗要件を具備すべきことになる（民467条2項）。二重譲受人や破産管財人（最判昭58・3・22判時1134-75）等の「第三者」に対抗する必要があるからである。なお、民法上の通知権者は譲渡人（債務者）であるが、担保権者は、一般に、予め債務者から債権譲渡通知書を預かるか、通知権限の委任を受けて発送する。

（ウ）上記（ア）・（イ）のいずれの方法によるべきか

（ ）上記（イ）の方法（確定日付ある証書による通知）の限界

設定段階における通知の送付は、債務者の信用不安を招来し、平時における債務者の回収にも影響を及ぼすおそれがあることから、実務上一般に困難である。そこで、（集合）債権譲渡担保においては、信用不安リスクを回避するため、平時にあっては通知を留保し、危機時に至ってはじめて通知を行いうる方法が実務上好ましい。しかし、危機時に至ってはじめて第三者対抗要件を具備する



ことは、他面、倒産法上の否認リスクに直面する。

すなわち、上記（イ）の方法は、確定日付ある証書による通知によって債務者対抗要件と第三者対抗要件を同時に達成する方法であることから、債務者の支払停止等の後にはじめて通知を送付すれば、対抗要件否認（破産法 164 条）のリスクがある。また、支払停止等を停止条件とする譲渡担保契約も危機否認（平成 16 年改正前破産法 72 条 2 号）の対象とされ（最判平 16・7・16 民集 58-5-1744）、現行法でも偏頗行為否認の対象となる（破産法 162 条 1 項 1 号・3 号）。支払停止等を予約完結権発生事由とする譲渡担保予約についても同様である。さらに、債権譲渡予約につき確定日付ある証書による通知がなされても、予約完結権行使により生じる債権譲渡につき第三者対抗要件としての効力は認められない（最判平 13・11・27 民集 55-6-1090）。なお、譲渡担保権を設定した旨の確定日付ある証書による通知を設定時に送付して第三者対抗要件を具備し、債務者に支払停止等が発生した時点で譲渡担保権実行通知を行う方法も認められるが（最判平 13・11・22 民集 55-6-1056）、実務上つねに可能な方法ではない。このように、上記（イ）（確定日付ある証書による通知）の方法は、信用不安リスク・否認リスク及びそれらの回避等との関係で、実際上の問題点を多く抱えている。

（ ）上記（ア）の方法（登記事項証明書の交付を伴う債権譲渡通知）の効用

以上に対して、（ア）の方法は、第三者対抗要件たる債権譲渡登記と、債務者対抗要件たる債権譲渡通知が分離されており、債権譲渡登記を設定時に具備する限り、対抗要件否認のリスクは生じない。また、債権譲渡登記の概要を法人登記簿に記載する従前の制度は廃止され、債権譲渡登記による信用不安リスクは減少した。さらに、債権譲渡登記は、債務者不特定の将来債権の譲渡担保についても、第三者対抗要件を具備することが可能である。

以上から、実務上は、可能なかぎり、債権譲渡登記により第三者対抗要件を具備し、その登記事項証明書の交付を伴う債権譲渡通知の送付によって、債権譲渡担保を実行する方法が望ましいといえよう。

（４）債権譲渡担保権と法的倒産手続

破産手続

破産手続において、債権譲渡担保は別除権として扱われる。

もっとも、前記のとおり、債権譲渡担保権者は、破産手続開始決定前に第三者対抗要件を具備しない限り、債権の譲受をもって破産管財人に対抗することができない（前掲最判昭 58・3・22）。

目的債権の額が被担保債権の額に満たない場合には、不足額につき破産債権

としての届出を行い、目的債権の額が被担保債権の額を超える場合には、超過部分についての清算を行うことになる。

また、債権譲渡人について支払停止又は破産の申立てがあったことを停止条件とする債権譲渡契約に係る債権譲渡は、前記のとおり、破産法 162 条 1 項 1 号・3 号（平成 16 年改正前破産法 72 条 2 号参照）に基づく否認権行使の対象となる（前掲最判平 16・7・16 参照）。

民事再生手続

民事再生手続においても、債権譲渡担保権は別除権として扱われ、手続外における実行が可能である。したがって、債権譲渡担保権者としては、第三債務者に対して債権譲渡通知を送付し、回収を図ることになろう。他方、再生債務者としては、譲渡担保権者によって自らの顧客（第三債務者）に対する通知が送付された場合、顧客に一層の信用不安が広がることになり、事業の再生にとって著しい障害となるおそれがある。よって、再生債務者は、別除権協定の締結によって和解的解決を図ったり、中止命令や担保権消滅請求などによって、譲渡担保権の実行の中止・回避を図ることになる。

会社更生手続

会社更生手続が開始された場合、債権譲渡担保権は更生担保権に準じて扱われる。会社更生手続は、担保権を拘束する手続であるから、債権譲渡担保権者は、更生手続の開始決定後は、担保権を実行することができない。しかし、開始決定前（保全管理期間中）であれば、担保権を実行することができるのが原則である。もっとも、保全管理期間中であっても、担保権実行禁止の保全処分や中止命令が発令された場合には、以後、担保権を実行することができなくなる。

会社更生手続において、保全管理命令や更生手続開始決定の前に債権譲渡登記を備えた債権譲渡担保権者は、保全管理人又は更生管財人の下で発生した債権についても、譲渡担保権の効力を主張することができるかにつき議論がある。開始決定等の前に第三者対抗要件を具備している以上、担保権者が優先し、担保権の効力が及ぶと解する肯定説と、開始決定等の時点で目的債権が固定化することを根拠とする否定説が対立している。東京地裁商事部の裁判官は前説を採っている。



< 参考文献 >

- 『新版注釈民法(9)』(有斐閣) 832 頁以下 (福地俊雄)
- 道垣内弘人 『担保物権法(現代民法)〔第2版〕』(有斐閣) 293 頁以下
- 貸出管理回収実務手続双書 『債権・動産担保』(きんざい) 512 頁以下
- 岡内真哉 = 田中秀幸 「集合動産譲渡担保に関する論点の整理と新たな公示制度の提案」金融・商事判例 1186 号 109 頁以下
- 東京地裁破産再生実務研究会 『破産・民事再生の実務 上』(きんざい) 261 頁以下
- 園尾隆司 = 小林秀之 『条解民事再生法』(弘文堂) 206 頁以下
- 田原睦夫 「倒産手続と非典型担保権の処遇」別冊 NBL69 号 63 頁以下
- 花井正志 「債権・動産譲渡担保と動産債権譲渡特例法」事業再生と債権管理 109 号 18 頁以下
- 坂井・三村法律事務所編 『Q & A 動産・債権譲渡特例法解説』三省堂 第 3 章及び同書所掲の文献

3. 処分に際しての実務的なポイント

本節では、処分に際しての、実務経験に基づく留意点などについて紹介する。

(1) 処分の実務的な留意点

処分の段階では、何よりも物件確保を先行させる必要がある。このとき、債務者企業の協力が得られるかどうかで、注力すべきポイントが異なる。

仮に債務者の協力が得られる場合は、債務のリスケジューリングや他の方法による保全強化などの交渉を行う。協力を得て進める場合として、例えば支払不能等の原因が一過性である場合や、エクスポージャーが大きい場合などが一般に想定される。また、老舗企業の場合は、破産など処分型の清算はみっともないという考え方から、協力が得られる場合がある。

しかし、債務者の協力を得て担保権の実行ができる場合は非常に少ないのが実態である。したがって、対象資産が散逸する危険がつきまとうのが通例である。また、動産の種類によっては短時間での品質の劣化等がその価値を大きく毀損する場合もある。このように、ABLの実務では、必要に応じて動産執行をいかに機動性に行うかが重要である。

しかし、保全処分の発令から執行までに要する時間は4日～10日程度と、上記の観点からは時間がかかりすぎる場合が少なくない。すなわち、商品の処分、譲渡、隠蔽を防ぐために、通常の実務では、対象目的動産に対して仮処分の申請を行う場合が多く、準備、裁判官の面接、保証金の決定と入金といったプロセスを経て仮処分の決定を得た上で、動産執行の申立を行い執行に着手するが、実際に執行に着手するまでに2週間ぐらいかかることもあり³³、この間、事実上の保全をどうするかということが現場では非常に大きなポイントである。商社などの実務では、倉庫内の商品であれば倉庫の出入口にトラックや自動車を置いてモノ（動産）の出入りを遮断するといった対応や、警備会社を使って24時間動きをチェックするといった、いわば力仕事でしのいでいるというのが実態のようである。また、債務者の倉庫に鍵がかかっていると倉庫に立ち入ることができないといった問題に対処するため、保管倉庫の使用貸借契約を結んで入れるようにする「出保管」を設定する場合もある。

以上のような点に留意して、商品の確保が万全にできれば、相応の回収に成功している場合が多い。

³³ 特に地方では執行官が2～3カ所の裁判所を掛け持ちで対応しているために1～2週間予定が空かないといったケースがある。



(2) 外部の処分専門業者へのアクセス

原材料や、商品でも他の消費財の上流工程にある商品などは、汎用性があり、比較的市場取引に近いかたちで売却が可能となる場合や、あるいは総合・専門商社などを經由して売却をすることができる場合がある。上流工程にある商品とは、例えば、繊維関係では糸や化学繊維などは比較的売却がしやすいが、その場合でも、染色後であったり、特定のブランドがついていたりする場合は、汎用性がある糸と比較して半値以下になってしまうことが少なくない。これは季節や流行に左右されて、需要時期が限られてしまうためである。

一方、最終消費財の場合には、一部の市場性のある商品以外は、いわゆるバツタ価格での処分を依頼する場合がある。バツタ価格での中古品取り扱い業者は、通常特定の取り扱い商品に特化した零細な事業者であり、商品の最終的な引き取り事業者とコンタクトを持っている。商品の最終的な引き取り事業者は、ディスカウンターのほか、ブランドが重要な商品の場合にはメーカーが引き取る場合もある。こうした業者へのアクセスは、信頼関係や取引実績に基づいて構築されるので、同業者等に紹介を依頼するのがよい。

また、より信頼が置ける事業者で動産の処分ルートを有している事業者としては、動産担保の評価や処分を専門の事業としている外部事業者のほか、損害保険会社や商社、あるいは日本海事検定協会などがある。

処分ルート関係として、例えば、以下のような外部事業者が知られている(平成18年3月末現在)。

ヤフー (<http://www.yahoo.co.jp/>)

ダヴビッドジャパン (<http://www.dovebid.com/japan/>)

リースアップエコタウン (<http://www.e-let.jp/>)

日本海事検定協会 (<http://www.nkkk.or.jp/>)

(3) 処分価格の妥当性の確保

処分価格の妥当性(客観性)を担保する方法としては、一般論として、売買事例の活用、複数の処分業者からの入札実施、オークションの実施、といった方法が考えられる。もっとも、動産担保の処分事例は未だ限られているのが通例であるうえ、オークションについても、一部を除いてそのようなインフラは不十分といえ、今度そのようなインフラをどのように構築していくのか、今後関連事業者や行政が検討をしていくという段階である。このため、当面の実務としては、複数の処分業者に対して入札を依頼するという方法が現実的であろう。

処分価格として、どの程度が見込まれるかは、対象物件の種類によってまちまちであるが、経験値として、簿価(仕入価格)に対して10%を下回るような価

格帯であれば、バツタ価格の領域（3-5%が目安）であるとされているようである。

なお、安易に現金問屋等にバツタ価格での売却を行うと不当廉価売却とみなされる可能性があるため注意が必要である。客観性のない不当な廉価での売却とみなされた場合、後日管財人や他の債権者に適正価格との差額の清算（返還）を求められたり、目的物に対する留置権を主張されたりする可能性がある。

また、動産譲渡担保の場合には私的な担保実行以外に選択肢がないが、事業会社の場合には、商品販売に伴う動産先取特権に基づいて、差し押さえの後動産競売を行うという方法もある³⁴。

³⁴ 平成15年7月25日に成立した「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」により、民事執行法190条が改正された。旧民事執行法190条では、動産競売は、債務者の任意の協力が得られない限り、事実上、担保権の実行ができないとの問題が指摘をされていたが、改正法では、債務者の任意の協力が得られない場合であっても、動産競売を開始することができるようになった。

【資料】動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関

する法律

(平成十年六月十二日法律第百四号)

最終改正年月日:平成一七年七月二六日法律第八七号

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等(第五条 第十四条)

第三章 補則(第十五条 第二十二條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条

この法律は、法人がする動産及び債権の譲渡の対抗要件に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条

この法律において「登記事項」とは、この法律の規定により登記すべき事項をいう。

2 この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

3 この法律において「抹消登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記を抹消する登記をいう。

4 この法律において「外国会社の登記」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による登記をいう。

(動産の譲渡の対抗要件の特例等)

第三条

法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第一百七十八条の引渡しがあったものとみなす。

2 代理人によって占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記（以下「動産譲渡登記」という。）がされ、その譲受人として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかったときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによって本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

3 前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替えるものとする。

(債権の譲渡の対抗要件の特例等)

第四条

法人が債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする。

2 前項に規定する登記（以下「債権譲渡登記」という。）がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第十一条第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする。

3 前項の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。

4 前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合におい

て、前項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等

(登記所)

第五条

動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第七条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「指定法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

2 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であって日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所。第七条第二項第三号において同じ。）又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

3 第一項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第六条

登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める法務事務官であつて法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

一 次条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務 指定法務局等に勤務する法務事務官

二 第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

(動産譲渡登記)

第七条

指定法務局等に、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第一項及び第十二条第一項において同じ。）をもって調製する動産譲渡登記ファイルを備える。

2 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

二 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

四 動産譲渡登記の登記原因及びその日付

五 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

六 動産譲渡登記の存続期間

七 登記番号

八 登記の年月日

3 前項第六号の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

4 動産譲渡登記（以下この項において「旧登記」という。）がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記（以下この項において「新登記」という。）がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第百七十八条の引渡しがされた場合（第三条第一項の規定により同法第百七十八条の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(債権譲渡登記)

第八条

指定法務局等に、磁気ディスクをもって調製する債権譲渡登記ファイルを備える。

2 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二 債権譲渡登記の登記原因及びその日付

三 譲渡に係る債権（既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。）の総額

四 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

五 債権譲渡登記の存続期間

3 前項第五号の存続期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、当該期間を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

一 譲渡に係る債権の債務者のすべてが特定している場合 五十年

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

4 債権譲渡登記（以下この項において「旧登記」という。）がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に債権譲渡登記（以下この項において「新登記」という。）がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該債権については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5 債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合（第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による通知があったものとみなされる場合を除く。）には、当該債権については、当該債権譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

（延長登記）

第九条

譲渡人及び譲受人は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る延長登記を申請することができる。ただし、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間の延長により第七条第三項又は前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 前項の規定による延長登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間を延長する旨

- 二 延長後の存続期間
- 三 登記番号
- 四 登記の年月日

(抹消登記)

第十条

譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る抹消登記を申請することができる。

- 一 動産の譲渡又は債権の譲渡が効力を生じないこと。
- 二 動産の譲渡又は債権の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと。

- 三 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が消滅したこと。

2 前項の規定による抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記を抹消する旨
- 二 抹消登記の登記原因及びその日付
- 三 登記番号
- 四 登記の年月日

3 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が数个記録されている動産譲渡登記又は債権譲渡登記について、その一部の動産又は債権に係る部分につき抹消登記をするとき、前項第二号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

- 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の一部を抹消する旨
- 二 抹消登記に係る動産又は債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの
- 三 抹消後の譲渡に係る債権の総額

(登記事項概要証明書等の交付)

第十一条

何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要（動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条

第二項及び第三項において同じ。)を証明した書面(第二十一条第一項第二号において「登記事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡又は債権の譲渡について、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面(第二十一条第一項において「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

二 譲渡に係る動産を差し押さえた債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

三 譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

四 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用人

(登記事項概要ファイルへの記録等)

第十二条

本店等所在地法務局等に、磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備える。

2 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、本店等所在地法務局等に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、遅滞なく、通知を受けた登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを譲渡人の動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイル(次条第一項及び第十八条において「登記事項概要ファイル」と総称する。)に記録しなければならない。

(概要記録事項証明書の交付)

第十三条

何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面(第二十一条第一項第二号において「概要記録事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の登記官に対してもすることができる。

(債権質への準用)

第十四条

第四条及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記(以下「質権設定登記」という。)について準用する。この場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項第一号及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第四条第二項及び第四項、第五条第一項及び第二項、第六条、第八条の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十二条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から同条第四項まで、第五条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第二項第一号及び第四号並びに第十二条第三項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項から第四項まで、第八条第二項、第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項第一号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五条第一項中「第七条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあり、第六条第一号中「次条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあるのは「第十四条において準用する第八条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定」と、第五条第二項及び第六条第二号中「第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項において準用する第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項の規定」と、第八条第二項中「債権譲渡登記は」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第九条第二項第一号中「債権譲渡登記の」とあるのは「質権設定登記の」と、第八条第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十条第一項第三号及び第三項並びに第十一条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるの

は「質権を設定し」と、同項中「同法第四百六十七条」とあるのは「同法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十一条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と読み替えるものとする。

2 第八条第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第五項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合（前項において準用する第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による通知があったものとみなされる場合を除く。）における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

第三章 補則

（破産法等の適用除外）

第十五条

動産譲渡登記がされている譲渡に係る動産並びに債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び質権設定登記がされている質権については、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十四条第一項の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第十六条

登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十七条

動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十八条

動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第十九条

登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

5 第一項の法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第二十条

登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法

律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

(手数料の納付)

第二十一条

次に掲げる者は、物価の状況、債権の個数及び債権譲渡登記又は質権設定登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに登記事項証明書等の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 債権譲渡登記若しくは質権設定登記又はこれらの登記に係る延長登記若しくは抹消登記を申請する者

二 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

(政令への委任)

第二十二条

この法律に定めるもののほか、この法律に定める登記に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十一年五月一四日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十一年一月二二日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条

この法律の施行前に和議開始の申立てがあった場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があった場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 民法第三百九十八条ノ三第二項

二 船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号八

- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十九条第三項及び第六十八条の三第二項
- 四 雇用保険法第二十二条の二第一項第一号八
- 五 非訟事件手続法第百三十五条ノ三十六
- 六 商法第三百九条ノ二第一項第二号並びに第三百八十三条第一項及び第二項
- 七 証券取引法第五十四条第一項第七号、第六十四条の十第一項及び第七十九条の五十三第一項第二号
- 八 中小企業信用保険法第二条第三項第一号
- 九 会社更生法第二十条第二項、第二十四条、第三十七条第一項、第三十八条第四号、第六十七条第一項、第七十八条第一項第二号から第四号まで、第七十九条第二項、第八十条第一項並びに第百六十三条第二号及び第四号
- 十 国の債権の管理等に関する法律第三十条
- 十一 割賦販売法第二十七条第一項第五号
- 十二 外国証券業者に関する法律第二十二条第一項第八号及び第三十三条第一項
- 十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項二
- 十四 積立式宅地建物販売業法第三十六条第一項第五号
- 十五 中小企業倒産防止共済法第二条第二項第一号
- 十六 銀行法第四十六条第一項
- 十七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十一条第四項第二号
- 十八 保険業法第六十六条、第百五十一条及び第二百七十一条第一項
- 十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十四条第一項、第二十六条、第二十七条、第三十一条、第四十五条、第四十八条第一項第二号から第四号まで及び第四十九条第一項
- 二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第四十条第一項及び第三項

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年一二月二九日法律第一二九号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）第二条の規定の施行の前日である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

附則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十一条（地方税法第百五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定に限る。） 第十九条（不動産登記法第二十一条第四項及び同法第百五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。） 第二十一条（商業登記法第十三条第二項及び同法第百十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。） 第二十二條から第二十四條まで、第三十七條（関税法第九条の四の改正規定に限る。） 第三十八條、第四十四條（国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。） 第四十五條、第四十八條（自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。） 第五十二條、第六十九條及び第七十條の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超え

ない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第四条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条

前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年一二月一三日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条

この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条

前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条

この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附則（平成一六年一二月一日法律第一四八号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条

この法律による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法の相当規定によってしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百十

四号)第五十三条第二項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。)を受けていない登記所における事務に関する新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項(これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織(登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項及び第十七条中「動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、新法第十三条の見出し及び同条第一項並びに新法第二十一条第一項中「概要記録事項証明書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、新法第十三条第一項中「記録されている」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。

4 新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

5 新法第十三条第二項の規定は、同項の本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所及び同条第一項の本店等所在地法務局等のいずれもが旧法第九条第二項に規定する事務についての不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定又は新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての第三項の規定による指定を受けている場合に限り、適用する。

6 前各項に定めるもののほか、この法律による 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部 改正に伴う登記の手續に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二一号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分並びに同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち同号（一）に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八条中 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部 を改正する法律（平成十六年法律第四百四十八号）附則第二条第三項の改正規定

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

【追補】「第5章． 契約書の締結」に関する補足

第5章では、モデル事業として実施された商工中金のA B Lで用いられた契約書の考え方（以下、「本事例」という。）を解説している。ここでの解説は、「事業のライフサイクル型」という商工中金固有のA B Lを前提としており、特段、A B Lの標準形を示すものではなく、あくまでも一つの事例を用いて、契約書のイメージや検討すべき論点を示すことが趣旨である。当然ながら、具体的な取組みにあたっては、各金融機関等において、融資方針や案件ごとの取引先に応じて、個別に検討が必要である。

本追補では、第5章の解説に関して、実務上の参考とする際に留意が必要な点、A B L研究会の場等で多様な見解が示された点等のうち、重要な論点について補足することとする。

4． 金銭消費貸借契約証書

（1）A B Lの貸付形態

本事例では、金銭消費貸借契約証書が使用されているが、これはリボルビング型貸付にかかる極度枠を設定するものであり、1個の貸付を予定するものではない。A B Lは経常運転資金に対する貸出が中心であり、また、売掛債権・在庫等の担保残高に応じて貸出金額を変動させるストラクチャーとする場合があるため、より機動的な運用が可能な当座貸越や手形貸付で行われるケースも多い。このため、貸出の原契約書として、金銭消費貸借契約証書が標準形というわけではない。

（2）貸付管理口座

本事例では、「事業のライフサイクル型」のA B Lであることから、動産・売掛債権に加え、担保取得した売掛債権の回収金をすべて貸付管理口座に入金することとしつつ、その流動預金を管理・モニタリングすることで、期限の利益喪失時に相殺を行ったり、あらかじめ質権設定をするという保全措置を想定している。ただし、売掛債権の貸付管理口座への入金を約定することに抵抗感を持つ企業もあるので、取引先の利便性などを勘案しつつ、十分注意しながら検討すべき事項である。

(3) 金利・貸付手数料

本事例では「枠設定フィー」としているが、特定融資枠契約（所謂コミットメントライン）の「コミットメントフィー」と区別するため、「取扱手数料」と称している場合もある。

(4) 財務制限条項

財務制限条項（コベナンツ条項）は、ABLでは設定するケースが多いが、必ずしもABLに必須な要件ではなく、案件ごとに要否を検討する必要がある。

なお、参照される指標としては、本事例で解説されている自己資本比率やインタレスト・カバレッジ・レシオのほか、在庫・売掛金の回転月数などもよく用いられる。

(5) 届出事項・承諾事項

届出事項・承諾事項として一般的なものは、本事例で示されている、合併、会社分割、担保提供、多額の借入のほか、営業の譲渡などが含まれる。これらは、いずれも担保である事業収益資産の価値を大きく毀損する可能性がある行為である。

本事例で示されている「代表取締役の変更」、「利益配当」、「役員に対する賞与または退職慰労金の支給」、「一定額以上の役員報酬の支給」については、会社内部の適切なガバナンスを求めることを目的としているが、具体的運用の方法が不適當であるような場合には優越的地位の濫用となる恐れがあるとの指摘がある。このうち、「代表取締役の変更」や「利益配当」については、相続人や株主とのトラブルや訴訟に巻き込まれかねないとの指摘もある。こうしたリスクを十分に勘案し、真に必要な事項について、取引先の理解を得ながら検討していくとともに、コベナンツに抵触しペナルティを発動する場合には十分に理由を開示することが必要である。

(6) 停止条件付連帯保証

判例は、会社の代表者（破産者）が義務なくして会社のためにした保証は、債権者の会社に対する出捐（貸付等）の直接の原因をなす場合であっても、破産者が行った行為の対価として経済的利益（保証料等）を受けない限り、旧破産法72条5号（無償否認）の無償行為に当たるものとしている（最判昭62・7・3民集41巻5号1068頁）。この判例は停止条件の付されていない代表者の連帯保証が無償行為に該当しうることを述べたものであり、停止条件付連帯保証固有のリスクについて述べたものではないが、一般論として、代表者による連帯保

証に停止条件が付されている場合であっても、その締結時期や停止条件の内容等のいかんによっては、代表者個人につき破産手続等が開始された場合に、無償否認（破産法 160 条 3 項，民事再生法 127 条 3 項）の対象とされるおそれがあり得るとの指摘もあるので、留意を要する。

5. 担保設定契約書

（1）全体の構成

本事例は、「事業のライフサイクル型」A B Lの場合だが、一般的には、機械設備や什器備品、敷金・保証金債権等を対象とする A B L も含めた検討が必要である。

（2）動産担保

本事例では「法的倒産手続開始の際の取り扱い」として、借入企業と商工中金との間で別除権協定を締結する際の担保権の評価額を実際の仕入価格相当額を基準とするよう予め合意する内容としている。但し、このような法的倒産手続開始後の取り扱いについては、当然倒産後に管財人との交渉の中で合意される内容であり、予め確定できる訳ではない点には留意が必要である。また、別除権協定を締結する際の基準価格についての交渉では、管財人との間で算出根拠の提示を相互に求め合う可能性もあるため、予め留意が必要である。

（注意）

この項の留意事項は会社更生や民事再生手続において管財人が選任された場合のことであり、通常の民事再生手続における D I P 型の場合にはストレートには該当しない。

（3）集合債権譲渡担保

本事例では債権譲渡担保の対抗要件として、第三債務者に対する債権譲渡通知書を予め借入企業が貸主に交付し、いつでも商工中金から第三債務者宛に当該通知書を送付することが可能な状態にしておく手法を例示している。債権譲渡通知の留保については、後日借入企業の業績が悪化した時点で通知書を送付しても、対抗要件を否認されるリスクがあるので注意が必要である（最高裁は債権譲渡人について支払停止または破産の申立てがあったことを停止条件とする債権譲渡契約にかかる債権譲渡は、旧破産法 72 条 2 号に基づく否認権の行使の対象となるとしており（最二小判平 16 年 7 月 16 日）、この判例が対抗要件の具備時期と否認リスクの関係に影響を与える可能性がある）。

(4) 預金担保

本事例は、「事業のライフサイクル型」ABLであることから、貸付管理口座に対して質権を設定することを想定しているが、普通預金等への担保設定については取引先が抵抗感を持つことから、一般的に担保設定が行なわれるケースは少ないとの見方もある。また、預金債権担保の有効性については、設定時の残高のみについて有効で、設定後の預け入れ部分については効力が及ばないとの意見や、当事者間では有効であるが、第三者（管財人、取引銀行）に対抗できるかどうかは不明、等の議論がある。

6. シンジケートローン特約書

(1) 債権及び担保権の法律関係

共有方式にする問題点としては、民法第 251 条（共有物の変更）の規定により、共有物の処分には全員の同意が必要であり、共有者同士で事前に担保処分に関する協定を締結していても、そのような協定書は民法上無効であると主張されるリスクがあるので、参加金融機関の内容によってはこのようリスクを勘案する必要があるとの指摘もある。また、共有方式による担保設定（占有改定、登記）はあくまでも同時に行なわねばならず、先に単独で対抗要件を取得した後に他社との共有に変更する場合は、先行者の対抗要件が一旦失われてしまい、後日倒産が発生した場合先行者の対抗要件や担保取得が否認されるリスクにつながる、との指摘もある。